

早稲田大学高等研究所紀要

第17号



2025年3月



WIAS

早稲田大学高等研究所
Waseda Institute for Advanced Study

『早稲田大学高等研究所紀要 第 17 号』刊行にあたって

2008 年度から刊行してきた本紀要もこのたび第 17 号を刊行する運びとなりました。日頃よりご支援をいただいております皆様におかれましては、厚く御礼を申し上げます。

早稲田大学高等研究所は、次代を担う優秀な若手研究者の育成と、本学の研究活動のより一層の活性化を目的に、2006 年 9 月に設立されました。文系、理系の分野を問わず若手研究者を国際公募にて採用し、学際的な交流を推進するとともに、研究者の自立的な研究環境を提供し、先端的な研究活動を行っております。

2024 年度は、人文・社会・自然科学分野で合計 34 名の研究員が在籍し、その約 3 分の 1 は女性研究者、約 2 分の 1 が外国人研究者です。本研究所の設立以来、本学を含む国内外の大学や研究機関等へと送り出した研究員は、これまで百数十名にもおよび、各分野の第一線で活躍しております。

本紀要は、こうした現職の研究員やこれまでに在籍した研究員（所友）の研究成果を収録しております。研究内容は多岐に渡り、論文については学内外の専門家による査読審査を経て収録しています。刊行は電子媒体として、本研究所の Web サイトにて、広く皆様にご覧いただいております。

本研究所では、本紀要のほか、研究員が英語にて研究報告を行う月例研究会、研究員の企画による各分野の専門家を招聘した研究会、英国 Routledge 社と提携して研究所での研究成果を書籍化する『Routledge – WIAS モノグラフシリーズ』の刊行の推進など、様々な形の成果発信や研究活動を展開しております。

こうした様々な取組みとともに、本紀要が国内外の皆様の研究活動に貢献することができましたら、これに勝る喜びはありません。

今後とも皆様のご指導とご支援をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

2025 年 3 月

早稲田大学高等研究所

所長 竹内 淳

副所長 久保 克行

副所長 飯山 知保

目 次

『早稲田大学高等研究所紀要 第17号』刊行にあたって	1
論 文	
オーストラリアの気候訴訟からみえる国・企業・市民の分断 石巻 実穂・新井 剛・石川 知子	5
再記号過程としての異文化受容 ——日本におけるデータベース・ファンタジーを事例に——	エスカンド ジェシ 25
研究ノート	
タジク社会における祈りと禁忌の箴言誌フィールドノート	相 馬 拓 也 43
How to be pluralistic about Neural Correlates of Consciousness	鄭 會 穎 53
史料紹介	
Notes on a Certificate of Religious Affiliation (<i>Shūshi shōmon</i>)	モリス ジェームズ ハリー・ドゥドゥシ ダミアン 61
Notes on a document recording the death of the descendant of a Christian (<i>ruizoku</i>) from Mori Village, Usuki Domain	モリス ジェームズ ハリー・ドゥドゥシ ダミアン 65
三宝寺本『選択本願念仏集』と広本	森 新之介 (1)128
校 注	
略広二本『選択本願念仏集』前七章考異稿	森 新之介 (11)118

Contents

Preface	1
ARTICLES	
Division between State, Corporation and Citizen in Climate Litigation ISHIMAKI, Miho · ARAI, Tsuyoshi · ISHIKAWA, Tomoko	5
Cultural Reception as Re-semiosis: The Case of Database Fantasy in Japan..... ESCANDE, Jessy	25
RESEARCH NOTES	
Field notes on Proverbs for Prayer and Taboo in Tajik Society	SOMA, Takuya 43
How to be pluralistic about Neural Correlates of Consciousness.....	CHENG, Tony 53
REPORTS	
Notes on a Certificate of Religious Affiliation (<i>Shūshi shōmon</i>) MORRIS, James Harry and DUDUŚ, Damian	61
Notes on a document recording the death of the descendant of a Christian (<i>ruizoku</i>) from Mori Village, Usuki Domain	MORRIS, James Harry and DUDUŚ, Damian 65
A Unique and Unnoticed Manuscript of <i>Senchaku Hongan Nembutsushū</i> Formerly Owned by Sanbōji Temple.....	MORI, Shin'nosuke (1) 128
COLLATIONS	
A Collation of the First Seven Chapters of the Shorter and the Longer Variants of <i>Senchaku Hongan Nembutsushū</i>	MORI, Shin'nosuke (11) 118

オーストラリアの気候訴訟からみえる国・企業・市民の分断

石 卷 実 穂 ・ 新 井 剛 ・ 石 川 知 子

Division between State, Corporation and Citizen in Climate Litigation

ISHIMAKI, Miho · ARAI, Tsuyoshi · ISHIKAWA, Tomoko

Abstract

In Australia, climate change mitigation measures have not been actively formulated in order to protect the fossil fuel industry. In addition, there is no federal law on adaptation because it has traditionally been considered under the Australian Constitution that matters concerning the environment are the responsibility of the states, not the federal government. Due to the lack of legislation on both mitigation and adaptation measures for climate change, legal disputes have arisen between various actors. Most of the climate change litigation in Australia is about the failure to consider the contribution or impact of development activities on climate change in environmental assessments or approvals under the Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 (EPBC Act) or equivalent state legislation. In particular, ecologically sustainable development (ESD) and the precautionary principle play an important role as considerations for environmental assessments and approvals. This paper aims to identify the divisions that have arisen between countries, companies and citizens over climate change, and to propose ways to overcome these divisions, by analyzing the background and content of climate change litigation, and the impact of such litigation on federal and state climate change legislation.

- I. はじめに
- II. オーストラリアにおける気候変動政策の特色
 - 1. 政策の変遷
 - 2. 連邦法の欠如と地方自治体の負担
- III. EPBC 法と ESD
 - 1. EPBC 法
 - 2. ESD
- IV. オーストラリアにおける気候訴訟
 - 1. 気候訴訟の手段
 - 2. 気候訴訟の展開
- V. おわりに

I. はじめに

気候変動による影響が深刻化するにつれ、温暖化の原因としての温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」策と、温暖化の影響から人的被害を生まないよう備える「適応」策を立法化し、包括的に対策をと

る必要性が認識されるようになった。国際的には、1992年に国連総会で気候変動枠組条約が採択され、さらに現在では、2015年の第21回気候変動枠組条約締約国会議で採択されたパリ協定に基づき、各締約国が温室効果ガス排出削減の国家目標（国が決定する貢献：NDC）を設定し、その目標の達成を目

指すという体制が築かれているが、世界各国の国内的な気候変動対策には、立法の有無やその内容の程度等に当然ながらかなりのばらつきがある。気候変動に対し立法によって包括的な対応を採用していない法域では気候訴訟の件数が特に多くなる傾向にあり⁽¹⁾、オーストラリアは、アメリカとともに気候訴訟の件数が特に多い先進国として注目されている。オーストラリアの気候訴訟は、約2割を緩和に関する事例（緩和事例）が、残る8割程度を適応に関する事例（適応事例）が占めている⁽²⁾。これは、オーストラリアが南半球の特に気候変動に脆弱な地域に位置し、既に気候変動による甚大な影響を受けていることに起因する。具体的には、頻発化および深刻化する干ばつ、海面上昇、主要農業地域における降雨量および利用可能な水の減少が挙げられている⁽³⁾。さらに、オーストラリアの人口とインフラが沿岸部に集中していることから、海面上昇のみならず、それに伴う浸水、激化する暴風雨、浸食の影響が沿岸災害としてとりわけ問題視されている⁽⁴⁾。このように、オーストラリアは先進国としては珍しく、気候変動の明らかな被害者としての立場を有する。

こうした被害への対策は、憲法上土地利用に関する立法権限を有する州⁽⁵⁾および州から当該権限を移譲された地方自治体が担っているが、適応法の整備は断片的で一貫性がなく、不十分であることが指摘されている⁽⁶⁾。そのため、州または地方自治体の気候変動適応策をめぐる訴訟に発展するケースが増えているのである。他方で、オーストラリアは化石燃

料産業への経済的依存が強固であるため、政府が気候変動の緩和策として化石燃料からの脱却を図る法政策を打ち出すことに消極的な傾向があり、これまでのところ主として企業の自主的な取組みに委ねる形がとられてきた。このことは、気候変動の緩和策をめぐる法的紛争を生じさせている。

オーストラリアにおける気候変動紛争には、気候変動対策として規制の強化を望む市民が行政または企業を相手取るものや、企業が行政に対して事業の承認や規制の緩和を求めるもの、さらには、環境活動家の抗議活動に対する刑事訴追や企業の虚偽表示に対する取締りのために行政の側が市民または企業を相手に訴訟を提起する事例等がみられる。このように、オーストラリアにおいては、気候変動問題から様々な主体間の分断が生じていることが窺える。本稿は、オーストラリアにおける気候訴訟の問題状況から特に国・企業・市民の間の分断を把握し、こうした分断を克服するために訴訟が果たす役割とその限界を見出し、そのうえで分断の克服方法を提示することを目的とする。

II. オーストラリアにおける気候変動政策の特色

1. 政策の変遷

オーストラリアにおける気候訴訟を検討する前提として、同国内の気候変動政策の変遷と特色を検討する。気候変動政策は、連邦政府の指導者の交代に影響を受けながら展開してきた⁽⁷⁾。環境問題一般に関しては伝統的に州の管轄であったが、1980年代

(1) Brian J. Preston, *The Influence of Climate Change Litigation on Governments and the Private Sector*, 2 CLIMATE L. 485 (2011), at 485

(2) Jacqueline Peel & Jolene Lin, *Transnational Climate Litigation: The Contribution of the Global South*, 113 AM. J. INT'L L. 679 (2019) at 691.

(3) Thorpe. Amelia, *Australia*, 6 CCLR 261 (2012) at 262.

(4) JACQUELINE PEEL AND HARI M. OSOFSKY, *CLIMATE CHANGE LITIGATION* (CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS, 2015) at 121.

(5) The Commonwealth of Australia Constitution Act (オーストラリア連邦憲法) 51条には、連邦議会の立法権限に服する事項が掲げられている。すなわち、国際貿易と州間通商、課税、資金の借入れ、郵便・通信サービス、防衛、灯台・灯船・標識・浮標、気象観測、検疫、オーストラリア水域における漁業、国勢調査、通貨、銀行業（州の銀行業を除く）、保険業（州の保険業を除く）、度量衡、手形、破産、知的財産、外国人、外国法人、婚姻、離婚・親権・後見、出産手当等の給付、裁判手続・判決の執行、移民、犯罪者の流入、外交、コモンウェルスと太平洋諸島との関係、収用、コモンウェルスの海軍および陸軍の軍事目的のための輸送に関する鉄道の管理、州の鉄道の買収、州の同意を受けた鉄道建設・延伸、州を超える労働争議の防止・調整、憲法が定める事項（議会が別途立法するまで）、州から付託された事項、連邦の権限行使に関する事項、である。これら以外の事項は、州が第一義的な立法権限を有することとなる。したがって、環境問題に関しては連邦ではなく州の管轄領域であると伝統的に考えられてきた。

(6) Jan McDonald, *A Short History of Climate Adaptation Law in Australia*, 4 CLIMATE L. 150 (2014) at 154; Thorpe. Amelia, *supra* note 3, at 264.

以降は連邦政府が従前よりは積極的に関与するようになった⁽⁸⁾。これは、国際レベルで気候変動への対応の方向性が議論され始めた時期に、国際条約の締結や条約上の義務の実施に関する権限を握る連邦政府が、気候変動対策に関して国際的にも国内的にも動きを見せるようになったことに関係している。

1980年代以降のオーストラリア連邦政府の各政権の気候変動政策について概観すると、以下のようになる⁽⁹⁾。

1987年から政権を握った労働党のロバート・ホーク首相は、1990年にオーストラリアの温室効果ガス排出削減目標を初めて設定した。これは、2005年までに1998年比で20%削減するという内容であった。その後、オーストラリアは気候変動枠組条約もいち早く批准したが、1996年に政権が保守派のジョン・ハワードの手に移ると、気候変動政策が一変する。ハワード政権は、1998年に京都議定書に署名したが、後にオーストラリアの経済へのダメージを危惧して批准を拒否した。

国内経済を優先するハワード政権は約11年間存続したが、その間に成立した重要な環境立法が2件存在する。一つは、1999年環境保護及び生物多様性保全法（以下、「EPBC法」）⁽¹⁰⁾である。同法は連邦レベルの環境影響評価制度を導入して注目を集めたが、温室効果ガスの排出量および気候変動による影響に関する評価を直接的に義務づけるものではなかった。もう一つは、2007年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法（以下、「NGER法」）⁽¹¹⁾である。同法は、企業の温室効果ガス排出、エネルギー生産およびエネルギー消費に関する情報の報告制度を導入したが、報告企業に対して温室効果ガスの削減を義務づける内容は含んでいなかった。

規制の充実の程度には限界があるものの、上記の二法が連邦政府によって制定されたことは画期的な

出来事であった。これは、1997年にオーストラリア政府間協議会が「環境に対する連邦と各州の役割と責任に関する首脳間合意事項」（以下、「1997年政府間合意」）に合意し、そのなかで、環境保護について連邦が対処すべき事項が示されたことによる⁽¹²⁾。すなわち、憲法上第一義的な立法権限は州にあると考えられていた環境保護に関する5つの分野（国家環境上重要な事項、環境影響評価・承認手続、（国際・国家）遺産のリスト化・保護・管理、環境および計画に関する州法の遵守、国家環境プログラムの実施）について、有効性・効率性・透明性等の観点から最も適したレベルの政府が責任をもって取り組むべきであるとされたのである。1997年政府間合意を実現するために制定されたのがEPBC法であった。

ハワードに代わり、2007年に労働党のケビン・ラッド首相が選出されると、オーストラリアは最終的に京都議定書を批准した。ラッド政権を継いだ労働党のジュリア・ギラード首相は国際的な気候変動対策に積極的な姿勢を維持し、京都議定書を廃止して先進国と発展途上国の双方に排出削減義務を負わせる条約を採択すべきことを主張した。また、ギラード政権はオーストラリアの国際的な排出削減目標（2050年までに2000年比で80%削減）を掲げ、これを達成するために2011年にクリーンエネルギー法⁽¹³⁾を制定した。同法は、2015年7月から本格的な排出枠取引制度の運営を開始することを前提に炭素税を導入するもので、2012年7月1日に施行された。炭素税は、オーストラリアの温室効果ガス排出量の6割をカバーする約350の大規模排出者を対象に、排出する炭素1トンごとに排出枠の購入を義務づけ、排出枠が不足した場合には課徴金を課するというものであった⁽¹⁴⁾。

ところが、2013年に炭素税の廃止を掲げた保守

(7) Virginia Tice, *From Vermont's Maples to Wybong's Olives: Cross-Cultural Lessons from Climate Change Litigation in the United States and Australia*, 10 APLPJ 292 (2008) at 302.

(8) Thorpe. Amelia, *supra* note 3, at 262.

(9) Jacqueline Peel and Hari M. Osofsky, *supra* note 4, at 83-93. 詳細は、内海和美「オーストラリアの2022年気候変動法」外国の立法299号（2024年）17頁以下も参照。

(10) The Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 (Cth).

(11) The National Greenhouse and Energy Act 2007 (Cth).

(12) Council of Australian Governments, Heads of Agreement on Commonwealth and State Roles and Responsibilities for the Environment, Nov. 1997, available at <http://www.environment.gov.au/epbc/publications/coag-agreement/index.html>.

(13) Clean Energy Act (Cth) (repealed).

(14) *Ibid*, ss 121-142; Thorpe. Amelia, *supra* note 3, at 263.

派のトニー・アボットが首相に選出されると、2014年にクリーンエネルギー法を廃止する法案が成立し、上記の炭素税は廃止となった。もっとも、アボット首相はこれに代わる二つの制度を導入した。一つは、2014年のNGER法の改正による排出削減安全保障メカニズム⁽¹⁵⁾、二つ目は、2011年カーボンのクレジット（カーボンファーマーミングイニシアティブ）法⁽¹⁶⁾の改正による排出削減基金である。いずれも、オーストラリアカーボンのクレジット（Australia Carbon Credit Unit）を通じて自主的な温室効果ガスの排出抑制を図る制度であるが、排出削減を義務化する内容ではなかった。気候変動に対する国際的な取組みとしては、パリ協定採択に伴い、2015年には温室効果ガスを2030年までに2005年比で26～28%削減する（2050年目標は含まない）という内容のNDCを設定し、2016年にパリ協定を批准した。その後、アボットに次いで政権を握った保守派のスコット・モリソンは、新たな目標として2050年カーボンニュートラルを掲げたが、化石燃料産業の終焉ではなく継続を強調する姿勢を維持した。

現政権は、2022年に9年ぶりの政権交代を果たした労働党のアンソニー・アルバニー首相が率いている。積極的な気候変動対策を掲げて勝利したアルバニー首相は、2022年6月にNDCを更新し、2030年目標を従来の「2005年比で26～28%削減」から「同年比43%削減」に引き上げ、2050年脱炭素の目標を維持した。さらに、2022年気候変動法⁽¹⁷⁾を制定し、これらの中・長期目標を法定化した。

2. 連邦法の欠如と地方自治体の負担

上記のように連邦政府の政治的動向に伴い、少ないながらも気候変動対策に関連する法律の制定は見られたが、アメリカにおける大気浄化法（the Clean Air Act）、水質浄化法（the Clean Water Act）、また

は絶滅危惧種法（the Endangered Species Act）等に相当するような法律が制定されることはなく、環境問題に対処する連邦法はかなり限定されている。唯一、気候変動緩和のために化石燃料事業を阻止する目的で気候訴訟において利用可能な連邦法は、EPBC法である（同法の概要はⅢに述べる）。また、適応策に関しては前述の通り憲法の下で州の管轄事項とされてきたため、気候変動への適応を唯一のまたは主要な目的とする連邦法は存在しない⁽¹⁸⁾。こうした連邦法の欠如を背景として、オーストラリアにおける気候変動訴訟の多くは、州または地方自治体の法政策をめぐる州の裁判所を舞台に繰り広げられてきた⁽¹⁹⁾。

気候変動緩和策に関する州の立法例は様々である。オーストラリアで最初に制定された気候変動法は、ニューサウスウェールズ州の1995年電力供給法⁽²⁰⁾であり、同法は2003年に世界で初めて義務的な温室効果ガス排出枠取引制度を導入した⁽²¹⁾。連邦レベルでの排出枠取引制度は、アボット政権がクリーンエネルギー法を廃止したことにより最終的には実現しなかった。

適応策に関しては、土地利用計画の立法権限を担う州および州から当該権限を移譲された地方自治体がそれぞれ対応している。州レベルの適応策としては、ほとんどの州が沿岸適応に関する何らかの政策を示しており、新規開発を既存の都市部に抑制し、かつ、気候変動により許容できないほど高いリスクに直面している既存の開発地域については計画的撤退を望ましいとする内容を含む場合が多い。しかしながら、その具体的施策については言及がなく、海面上昇ベンチマークの内容は州ごとに区々であり、また、どの州も地方自治体にハザードマップの作成を義務づけてはいない⁽²²⁾。

もっとも、より市民に近いレベルでの政策決定を推奨する補完性原理から、州よりも地方自治体が地域レベルの土地利用計画において具体的な適応策を

(15) 内海・前掲注(9)21頁以下参照。

(16) The Carbon Credits (Carbon Farming Initiative) Act 2011 (Cth).

(17) The Climate Change Act 2022 (Cth).

(18) Thorpe, Amelia, *supra* note 3, at 264.

(19) Brian J. Preston, *supra* note 1, at 486.

(20) The Electricity Supply Act 1995 (NSW).

(21) Virginia Tice, *supra* note 7, at 299-300.

(22) Jan McDonald, *supra* note 6, at 158-159.

設定することが一般的である。したがって、現状、地方自治体が適応の意思決定に固有の困難な選択を迫られるという重荷を負っている²³。この地方自治体が背負う重荷は、「責任ジレンマ」と表現される²⁴。すなわち、地方自治体は、一方で、政治的な対立や法的紛争を恐れて、地域の財産的価値を低下させるような積極的な計画規制を導入することを躊躇する傾向にあるが、こうした対応は規制推進派からの責任追及、または実際に異常気象により被害者が生じた場合の損害賠償請求に曝される。他方で、これを回避するために積極的な適応策を採用すれば、開発者の側から提起される訴訟に依りなければならなくなる。地方自治体は、適応に関して何をしようとも訴訟リスクからは逃れられないのである。州の責任法の下では、地方自治体は自らの決定、作為または不作為に対する法的責任について、その決定、作為または不作為が著しく不合理でない限りは様々な保護が与えられているが、それにもかかわらず、地方自治体は訴訟によって責任を追及されるといふ懸念を深刻に受け止めている²⁵。責任ジレンマに直面し、積極的な適応策を土地利用計画に導入する地方自治体もあるが、反対に、適応に消極的な立場をとり、気候変動に脆弱な場所での開発計画を承認することで開発者を満足させ、短期的な政治的リスクに対処することを選ぶ地方自治体もある²⁶。

以上のことから、気候変動への緩和策および適応策に関して、連邦、州、および地方自治体の間には、立法権限の配分を背景に、合理的で一貫した法的対応がとられないという意味での分断が存在することが窺える。また、法域ごとに立法の有無や政策の内容が異なることで、気候変動への規制対応全体が分断される傾向にあることが既に指摘されている²⁷。

Ⅲ. EPBC 法と ESD

オーストラリアで最も人口が多く、重工業が盛んなニューサウスウェールズ州は、1972年にいち早

く初歩的な環境影響評価政策を採用し、アメリカの国家環境政策法（the National Environmental Policy Act）に倣った²⁸。連邦もこれに続き、1974年環境保護（計画影響）法²⁹を制定し、環境影響評価手続を開始した³⁰。その後、他の州でも順次法制化が進み、現在では全ての州が開発行為に対する環境影響評価手続を有している³¹。連邦レベルでは、1974年環境保護（計画影響）法に取って代わる形で、1999年にEPBC法が成立した。EPBC法は、1997年政府間合意の内容を実現するために、環境影響評価のみならず、絶滅危惧種保護、および世界遺産・国家遺産保護に関する定めをまとめて規律している。

1. EPBC 法

(1) 目的

EPBC法3条は、同法の目的として、次の8つを挙げている。すなわち、①環境、特に国家環境上重要な事項である環境の側面の保護について定めること、②天然資源の保全とその生態学的に持続可能な利用を通じて、「生態学的に持続可能な発展（ecologically sustainable development：ESD）」を促進すること、③生物多様性の保全を促進すること、④（世界・国家）遺産の保護と保全について定めること、⑤政府、地域社会、土地所有者、先住民が参加する環境の保護および管理のための共同作業的アプローチを促進すること、⑥オーストラリアが担う国際的な環境責任の共同実施を支援すること、⑦オーストラリアの生物多様性の保全および生態学的に持続可能な利用における先住民の役割を認識すること、⑧生物多様性に関する先住民の知識の利用を、当該知識の所有者の関与と協力の下に促進すること、である。

(2) 対象

EPBC法の対象は「国家環境上重要な事項」であり、地方環境上重要な事項については州および準州

²³ *Id.*, at 264.

²⁴ Jacqueline Peel and Hari M. Osofsky, *supra* note 4, at 135; Jan McDonald, *supra* note 6, at 164.

²⁵ Jacqueline Peel and Hari M. Osofsky, *supra* note 4, at 135.

²⁶ *Id.*, at 136.

²⁷ Virginia Tice, *supra* note 7, at 300.

²⁸ *Id.*, at 304.

²⁹ The Environmental Protection (Impact of Proposals) Act 1974 (Cth).

³⁰ Virginia Tice, *supra* note 7, at 304.

³¹ *Id.*, at 304.

に委ねている³²⁾。国家環境上重要な事項に該当するものとしては、世界遺産 (12~15A 条)、国家遺産 (15B~15C 条)、ラムサール条約登録湿地 (16~17B 条)、絶滅危惧種 (18~19 条)、回遊種 (20~20B 条)、原子力活動からの環境保護 (21~22A 条)、グレートバリアリーフ海洋公園 (24B~24C 条)、非在来型ガス開発と大規模炭鉱開発からの水資源保護 (24D~24E 条) が具体的に列挙されている。注目すべきは、「国家環境上重要な事項」として気候変動に関する事項が明示的に含まれてはいないということである。

(3) 環境影響評価と承認

国家環境上重要な事項に重大な影響を与える可能性のある行為³³⁾は「管理対象行為 (controlled action)」(67 条) とされ、EPBC 法に基づき環境影響評価と承認のプロセスを経ることが必要となる。同法第 3 章に環境影響評価 (80~129 条) と承認 (130~145 条) に関する定めが置かれており、管理対象行為は大臣の承認がなされない限り禁止されている (67A 条)。なお、管理対象行為に該当しない行為は、環境影響評価も大臣の承認も不要である。

ある開発計画が管理対象行為に該当するか否かは、大臣が決定する (11 条)。そのプロセスは大要次の通りである。

まず、管理対象行為に該当する可能性のある行為を計画する者は、当該行為について大臣に照会することが義務づけられている (68 条)。照会を受けた大臣は、当該計画が管理対象行為に該当するか否かを決定しなければならない (75 条)。この決定にあたり、大臣は、当該行為が有する可能性のあるすべての悪影響 (all adverse impacts) を考慮しなければならない (75 条(2) (a))。なお、大臣に照会すべき「重大な影響」を及ぼす行為であるか否かを計画者が判断するためのガイドラインが設けられている³⁴⁾。同ガイドラインでは、ある行為が「重大な影

響」を及ぼす可能性があるかどうかは、影響を受ける環境の側の感受性、価値、質、影響の程度、持続期間、規模、および地理的範囲をすべて考慮したうえで判断されるべきであることや、重大な影響を及ぼす可能性について考える際には、科学的確実性の欠如を理由に重大な影響を及ぼす可能性が低いと判断すべきではなく、予防原則 (Ⅲ.2 参照) に基づいて判断されるべきであることが明示されている³⁵⁾。

次に、管理対象行為であると認められた行為について、大臣が承認を与えるべきか否かを判断するための情報を得る手段としての、影響評価の段階に移る。大臣は、当該行為の評価方法として、照会情報に基づく評価、予備的文書に基づく評価、公的環境報告書、環境影響評価書、公開調査のなかから適切なものを選択する (80 条以下)。

最後に、大臣は評価の結果を踏まえて承認をするか否かを決定する。承認の決定に先立ち、承認の可否を判断するために必要な追加情報を関係者に求めることもできる (131~132 条)。

2. ESD

1987 年、環境と開発に関する世界委員会 (ブルントラント委員会) が発表した「われら共通の未来」(ブルントラント報告書) において、持続可能な発展 (Sustainable Development) が「将来世代のニーズを満たす能力も損なうことなく、現在世代のニーズを満たす発展」と定義された。これに応じて、オーストラリアは 1992 年に連邦、州および準州の合意の下に「生態学的に持続可能な発展に関する国家戦略 (National Strategy on Ecological Sustainable Development : NSESD)」および「環境に関する政府間協定 (Intergovernmental Agreement on the Environment : IGAE)」を採択した。これらにより、ESD³⁶⁾はオーストラリア国内のあらゆるレベルの政府にとって共通の環境政策上の原則となった³⁷⁾。NSESD は ESD を「生命が依存する生態学的プロ

³²⁾ *Id.*, at 305.

³³⁾ 行為 (actions) には、プロジェクト (a project)、開発 (a development)、事業 (an undertaking)、活動 (an activity) が広く含まれる (523 条)。

³⁴⁾ 現行版は、Australia Government, Department of the Environment, *Matters of National Environmental Significance: Significant impact guidelines 1.1 Environmental Protection and Biodiversity Conservation Act 1999* (2013).

³⁵⁾ Tracy Bach & Justin Brown, *Recent Developments in Australia Climate Change Litigation: Forward Momentum from Down Under*, 8 SUSTAINABLE DEV. L. & POL'y 39 (2008) at 41.

³⁶⁾ ESD の詳細は、黒川哲志「オーストラリア環境法と『生態的に持続可能な発展 (ESD)』—コモンセンスとしての ESD および予防原則—」早稲田社会科学総合研究 11 巻 2 号 (2010 年) 12 頁以下参照。

セスが維持され、現在および将来の双方の生活の質が向上するように、地域社会の資源を利用、保全、および強化すること」と定義しており、IGAEはESDを「意思決定において環境と経済を統合し、現在世代と将来世代の利益をつり合わせる可能性を提供する」ものであることと定めている³⁸⁾。さらに、この意思決定には、予防原則、世代間衡平、生物多様性および生態学的完全性の保全、影響評価、価格設定、インセンティブメカニズムの改善を考慮に入れる必要があると明記された³⁹⁾。IGAEは、連邦と州の開発行為に対する意思決定（承認）プロセスを調和させ、効率化を促進し、かつ、重複を制限しようとした点に意義があるといわれる⁴⁰⁾。

1999年に制定されたEPBC法は、NSES DおよびIGEAに従い、ESDを法の目的の一つとして明記するとともに（3条(1)(b)）、ESDを定義する独立した条項を設けている。同法3A条は、ESDに含まれる原則を5つ掲げている。すなわち、①意思決定プロセスは、長期的・短期的な経済的、環境的、社会的および衡平な考慮を効果的に統合すべきであること、②深刻な、または不可逆的な環境破壊のおそれがある場合、科学的確実性の欠如を理由として環境劣化の防止を先送りしてはならないこと、③世代間衡平の原則—現在世代は将来世代の利益のために、環境の健全性、多様性、生産性が維持されまたは強化されることを確保すべきであること、④生物多様性と生態系の保全は、意思決定における基本的な考慮事項であるべきであること、⑤評価、価格設定、およびインセンティブのメカニズムの改善を促進すべきであること、である。このうち、②は予防原則の内容を明記したものである。

前述の通り、EPBC法の下では国家環境上重要な事項に重大な影響を与える可能性のある管理対象行為には大臣の承認が必要となるが、大臣が承認をするか否かを決定する際に考慮しなければならない要素として、環境影響評価の結果と並んでESDも挙

げられている（139条）。さらに、391条は「大臣は意思決定において予防原則を考慮しなければならない」と題して、照会された行為が管理対象行為に該当するか否か、および、管理対象行為に対して承認を与えるべきか否かを判断する際に「本法の他の規定と整合する限りにおいて、予防原則を考慮しなければならない」と定めている（391条(1)、(3)）。

このように、ESDおよびESDの構成要素としての予防原則が、大臣の意思決定における義務的な考慮要素の一つとして明記されていることは注目に値する。ただし、ESDおよび予防原則のいずれも、複数の考慮要素の一つとして掲げられているにすぎず、これらを他の考慮要素よりも優先的に取り扱うべきこととは明記されていないし、予防原則に関しては「本法の他の規定と整合する限りにおいて」との限定が付されている点に注意を要する。

気候訴訟におけるEPBC法の下での予防原則の適用に関する議論は、主に次の二点に集中している⁴¹⁾。一つは、世界規模の気候変動が特定の地域において生じる具体的な損害との間に因果関係を有することを裏付ける地域レベルの科学的根拠の欠如が課題となっていることから、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change：IPCC）の報告書のような一般的な証拠を地域レベルでの具体的な損害の可能性を証明するものとして裁判所が受け入れることである。もう一つは、右のような因果関係を被害者の側が証明することの困難性を克服するために、立証責任を転換するという方向性である。

IV. オーストラリアにおける気候訴訟

1. 気候訴訟の手段

オーストラリアの気候訴訟は、その多くが行政の意思決定に対する審査（司法審査（judicial review）または本案審査（merits review））によるアプローチで行われており、炭鉱に関する事例が最も多い⁴²⁾。

37) Tracy Bach & Justin Brown, *supra* note 35, at 41.

38) IGAE § 3.5.2. Tracy Bach & Justin Brown, *supra* note 35, at 41.

39) IGAE § 4.5.2. Tracy Bach & Justin Brown, *supra* note 35, at 41.

40) Tracy Bach & Justin Brown, *supra* note 35, at 41.

41) Lydia Akinyi Omuko, *Applying the Precautionary Principle to Address the Proof Problem in Climate Change Litigation*, 21 TIL-BURG L. REV. 52 (2016) at 64-66.

42) Danny Noonan, *Imagining Different Futures through the Courts: A Social Movement Assessment of Existing and Potential New Approaches to Climate Change Litigation in Australia*, 37 U. TAS. L. REV. 25 (2018) at 36-37.

オーストラリアには温室効果ガスの排出を直接規制する連邦法はなく、また、EPBC法をはじめとする既存の法律においても温室効果ガスの排出を意思決定の考慮事項とする明文規定は置かれていない。そのため、法律の解釈により温室効果ガスの排出を考慮要素の一つに組み込み、それを考慮しなかった行政決定を違法なものであると主張するのが、従来オーストラリアにおいて最も一般的な気候訴訟の形であった。もっとも、近時は行政法上の手段以外の訴訟類型も活用されるようになってきている。

(1) 類型

A. コモン・ロー上の手段

コモンウェルスとしてオーストラリアはイギリス法を継受しており、現在においてもオーストラリアの法体系はコモン・ローを基盤としつつ、制定法がコモン・ローを改変する役割を担う構造となっている⁴³。

気候訴訟において活用される不法行為法上の訴因としては、①ニューサンス（生活妨害）、②ネグリジェンス（注意義務違反）、③共謀、④虚偽表示が挙げられる⁴⁴。しかしながら、オーストラリアは、アメリカで数多く提起されているような気候変動に関するコモン・ロー訴訟をほとんど経験してこなかった。政府や企業に対して温室効果ガスの排出削減を促すための訴訟は、すべて具体的な法令に基づいて行われてきたのである。これは、オーストラリアにおいてはネグリジェンスやニューサンスに関するコモン・ローが他の法域に比べて保守的である⁴⁵ことから、原告にとってハードルが高く、不法行為に基づく訴訟が一般的にあまり利用されていない⁴⁶ことに起因する。オランダのNGOがオランダ政府

を相手に争った2015年のウルゲンダ事件⁴⁷は、気候変動に関する不法行為（ネグリジェンス）訴訟として注目されたが、同事件が依拠したオランダの法律とオーストラリアにおける立法状況や内容の違いから、同事件を模倣した訴訟がオーストラリアにおいて成功する可能性は低いと考えられている⁴⁸。オーストラリアにおいては、裁判所が気候変動に関する注意義務の存在を認めることには消極的であろうし、仮に注意義務の存在が認められたとしても、特定の損害の発生を予見しそれを予防する措置を講ずべきであったことの立証が難しいことから、注意義務違反（ネグリジェンス）が認められることはほとんど見込めないと考えられてきたのである⁴⁹。もっとも、近時の判例においては、EPBC法に基づく承認の決定に際して環境大臣が将来世代に損害が発生することを防止する合理的な注意義務を負うことを認めたものがある（IV.2(1)(ix)参照）。

B. 行政法上の手段

行政法上の手段としては、①司法審査、②市民訴訟、③本案審査が挙げられる。

①司法審査⁵⁰は、1977年行政決定（司法審査）法（以下、「ADJR法」）⁵¹に基づき「決定による不利益を受けた者」が裁判所に対し当該行政決定の合法性の審査を求めるものであり、環境法違反を抑制したり是正したりするために利用することができる。EPBC法487条(2)はADJR法上の司法審査を求めうる「決定による不利益を受けた者」の定義を次のように拡張している。

以下の条件に該当する者は、決定、不作為、作為によって不利益を受けた者とみなされる。

43 平松絃他『現代オーストラリア法』（敬文堂・2005年）13頁以下参照。なお、イギリスのコモン・ローとは異なる進化を遂げた「オーストラリア・コモン・ロー」の存在が指摘されている。

44 Brian J. Preston, *Climate Change Litigation (Part 1)*, 5 CCLR 3 (2011) at 4-14.

45 Felicity Millner & Kirsty Ruddock, *Climate Litigation*, 36 ALTERNATIVE L.J. 27 (2011) at 28.

46 Jacqueline Peel & Hari M. Osofsky, *Climate Change Litigation's Regulatory Pathways: A Comparative Analysis of the United States and Australia*, 35 LAW & POL'y 150 (2013) at 173.

47 *Urgenda Foundation v. Kingdom of the Netherlands* (2015) C/o9/456689 / HA ZA 13-1396 (Hague District Court).

48 Sarah Flynnne, *Opportunities for Novel Climate Change Litigation in Western Australia*, 48 U.W. AUSTL. L. REV. 189 (2020) at 207.

49 Jacqueline Peel, Hari Osofsky & Anita Foerster, *Shaping the 'next Generation' of Climate Change Litigation in Australia*, 41 MELB. U. L. REV. 793 (2017) at 820-821.

50 オーストラリアの司法審査に関しては、北島周作「オーストラリアの司法審査制度と行政上の主体の多様化」大貫裕之他編『行政法理論の基層と先端』（信山社・2022年）27頁以下参照。

51 The Administrative Decisions (Judicial Review) Act 1977 (Cth).

- (a) オーストラリア市民であるか、オーストラリアまたは国外準州に居住しており、かつ、
- (b) その決定、不作為または作為の直前2年間のいずれかの時点で、その者がオーストラリアまたは国外準州において、環境の保護、保全、または調査研究のための一連の活動に従事していた。

EPBC法は、照会された行為が管理対象行為に該当するか否かの決定および管理対象行為に対して承認を与えるか否かの決定について大臣に広範な裁量権を与えているが、この裁量権の行使は司法審査の対象となる⁵²⁾。司法審査を行う裁判所は、自らの意見を大臣の決定に代えることはできず、大臣が提出する客観的証拠を手掛かりに当該決定が法定要件(手続的要件も含む)を満たしているかを判断することとなる⁵³⁾。EPBC法は、大臣に対して気候変動または温室効果ガスの排出を考慮することを明示的に義務づけてはいないため、気候訴訟においては、法定の考慮要素のなかにこれらの要素を組み込む解釈の妥当性が争われる。とりわけ、EPBC法のように意思決定者の義務的な考慮要素にESDが含まれている場合には、ESDの考慮をしなかったことやその不十分さを根拠に決定の是正または取消しが求められる。

②市民訴訟は、開かれた当事者適格(open standing)規定に基づいて行われる。例えば、ニューサウスウェールズ州の1979年環境計画評価法(the Environmental Planning and Assessment Act: EPA法)は、差止命令について次のように規定している(9.45条(1))。

何人も、本法違反の是正または抑制を命ずるための訴訟を裁判所に提起することができる。これは、当該違反によって、またはその結果とし

て、その者の権利が侵害されたか、もしくは侵害される可能性があるか否かを問わない。

こうした根拠規定がある場合には、行政の意思決定に関して直接の利害関係のない者も、気候変動に関する考慮を求めて提訴することが可能である。実際に、グレイ対マッコリー事件⁵⁴⁾(IV.2.(1)(vi))は、温室効果ガス排出に関するオーストラリア初の市民訴訟として注目された⁵⁵⁾。

③本案審査は、司法審査とは異なり、裁判所が決定者の提出する証拠資料に限らず新たな証拠を入手し、それに基づいて決定者に代わって再度判断を下すものである⁵⁶⁾。気候訴訟に関しては、環境法上の明文規定に基づいて、その限りにおいて特定の者を被告とする場合にのみ本案審査を請求することが可能である⁵⁷⁾。例えば、ニューサウスウェールズ州の1979年土地・環境裁判所法17条には、土地・環境裁判所で本案審査手続を開始できる環境法令の条項が列挙されている。これまでのところ、オーストラリアでは適応に関する本案審査の事例において、裁判所が気候変動による影響を考慮すべきとして適応に資する結論をとるものが多い。他方、原告が風力発電所への承認に反対して争われた事例においては、裁判所が、風力発電所が有する気候変動の緩和に資するという公共の利益と、風力発電所の建設による視覚的アメニティへの影響の抑止という私的利益とを比較し、公共の利益が私的利益を上回るとして承認を肯定する判断をしたことが注目される⁵⁸⁾。本案審査の場面では、適応のみならず緩和に関する事例においても、裁判所が気候変動への配慮が必要であることを前提とした判断を下す傾向が見受けられるようになってきており、これは、適用される法律が気候変動への配慮に明示的に言及していない場合も同様である⁵⁹⁾。

⁵²⁾ Virginia Tice, *supra* note 7, at 305-306.

⁵³⁾ *Id.*

⁵⁴⁾ Gray v. Macquarie Generation [2010] NSWLEC 34.

⁵⁵⁾ Brian J. Preston, *Climate Change Litigation (Part 2)*, 5 CCLR 244 (2011) at 251; Felicity Millner & Kirsty Ruddock, *supra* note 45, at 30.

⁵⁶⁾ Brian J. Preston, *supra* note 55, at 252. 司法審査と本案審査の区別の詳細は、D. Kerr, *The Intersection of Merits and Judicial Review: Looking Forward*, 32 U. QUEENSLAND L.J. 9 (2013) 参照。

⁵⁷⁾ Brian J. Preston, *supra* note 1, at 500.

⁵⁸⁾ Taralga Landscape Guardians Inc v. Minister for Planning and RES Southern Cross Pty Ltd (2007) 161 LGERA 1.

⁵⁹⁾ Felicity Millner & Kirsty Ruddock, *supra* note 45, at 30.

C. 新たなアプローチとその限界

気候訴訟には、上記のような既存のアプローチとは異なる新たなアプローチとして、①政府による緩和策を強制するアプローチ、②適応策の資金確保のために化石燃料企業に対して損害賠償を求めるアプローチ、③会社法や証券取引法に基づく請求、④抗議活動に対する刑事訴追を受けた者が「気候変動対策の必要性」の抗弁を用いる試み⁶⁰、⑤人権法に基づく訴訟が挙げられる。

しかしながら、オーストラリアにおいては、他の国々よりも新たなアプローチの条件が厳しく不利であり、そこには次の二つの背景があるといわれている⁶¹。一つは、オーストラリアの憲法構造である。歴史的にも構造的にも、オーストラリア憲法には、国民主権よりも議会主権の概念が色濃く、個人の権利の保護は既に十分であったという感覚が貫かれている。これには、1900年に連邦憲法 (the Australian Constitution Act) が制定された際、その焦点は連邦と州との関係性 (立法権限の配分等) にあり、国家権力と市民の権利との関係性への関心が薄かったことから権利章典が置かれず現在に至るオーストラリア憲法の特異性⁶²に大いに関係しているものと思われる。そのため、気候訴訟の新たなアプローチが実現しにくい理由の一つは、法理論よりもむしろ保守的な司法の在り方にあると指摘されている。二つ目は、高等法院 (the High Court) の法文化である。高等法院は、歴史的背景および現在の構造のいずれにおいても、政治的分裂よりも同調と整合、および改革よりも教義上の保守主義の文化を優先しており、こうした文化が下級裁判所の斬新な判決や理論の発展を抑制することによって、下級審の司法態度のばらつきを抑制し統合に向かわせる効果があると

されている⁶³。

こうした状況下では、資金の乏しい訴訟当事者が気候訴訟の戦略を選択する場合に、不利なコストリスクを最小化するために、より勝訴の見込みのある既存のアプローチを採用するのは当然であり、そのためにオーストラリアでは新たなアプローチの進展が他の国々と比較して小さいのである⁶⁴。

(2) 訴訟費用の問題

ここで、訴訟費用の問題にも若干触れておきたい。気候変動訴訟のほとんどは、自らの具体的な権利侵害を争う私的な主張とは離れた公益訴訟である。公益訴訟には、その社会的影響力を背景に、規制に対して消極的であった行政府に圧力をかけることが可能となる点や、裁判所は行政とは異なり、持ち込まれた問題から逃げることなく結論を出さなければならない立場にあるため、問題解決に向けて事態の進展が望めるという点に、それぞれ原告にとってのメリットがあるとされる⁶⁵。これに対して、原告にとっての公益訴訟の最大のデメリットは、費用負担の懸念である。一般的に、公益訴訟の原告は、勝訴したとしても当該訴訟から直接個人的な利益を得ることはない。さらに、オーストラリアはイギリスのコモン・ロー上の「敗訴者負担主義 (costs follow the event)」⁶⁶に基づき、敗訴者が自らの訴訟費用のみでなく勝訴者の訴訟費用をも負担することが原則である⁶⁷。裁判所は、敗訴当事者に訴訟費用の支払いをどのように命ずるかについて裁量権を有する⁶⁸。気候訴訟は通常、専門家の証拠の提出を必要とする複雑な科学的問題を含むため、費用のハードルが特に高くなる傾向にあり、費用の負担を考慮すれば、資金の乏しい者は、勝ち目のない訴訟を提起

60) オーストラリアにおいては、1996年被害者支援・回復法 (the Victims Support and Rehabilitation Act 1996 (Cth)) に基づき、裁判所が抗議者に対して被害者補償命令を下すこととなるが、これにより抗議活動を行うことが経済的に難しくなることが懸念されている。イギリスでは、「気候変動対策の必要性」の抗弁が認められ、抗議者らが無罪となった事例があるが、オーストラリアの治安判事が同様の判断をする可能性は低いといわれている。Felicity Millner & Kirsty Ruddock, *supra* note 45, at 32.

61) Danny Noonan, *supra* note 42, at 61-65.

62) 平松他・前掲注 (43) 9-12 頁参照。

63) Danny Noonan, *supra* note 42, at 61-12.

64) *Id.*, at 65.

65) Brian J. Preston, *supra* note 1, at 486.

66) 敗訴者負担主義を紹介するものとして、さしあたり、林晃大「イギリスにおける環境公益訴訟とオーストラリア」近畿大学法学 61 巻 1 号 (2013 年) 37 頁以下参照。

67) Nicola Pain & Rachel Pepper, *Legal Costs Considerations in Public Interest Climate Change Litigation*, 30 K.L.J. 211 (2019) at 212.

68) Virginia Tice, *supra* note 7, at 316.

しようとは考えない。実際に、気候訴訟に敗訴した原告（環境団体）が裁判所により被告の訴訟費用も負担するよう命じられた結果、自主的に解散した事例もある（IV.2.(1)(iv)）⁶⁹⁾。気候訴訟の特殊性に鑑み、原告側の負担を軽減するために敗訴者負担主義を修正する必要性が認識されており、裁判所が実際に利用可能な手段として次の4つが挙げられている⁷⁰⁾。

第一に、費用保護命令（protective cost order：PCO）である。これは、オーストラリアでは「最大費用命令（maximum costs order）」とも呼ばれ、当事者の申請に応じ裁判所が命令によって敗訴者が支払うべき費用の額を制限するものである。連邦裁判所規則 41.51 条のほか、ニューサウスウェールズ州統一民事手続規則 42.1 条(1)にも明文規定がある。裁判所が PCO を下すか否かを判断するための考慮要素としては、①申請のタイミング、②原告の請求が議論の余地のあるものかどうか、③公共の利益に関する訴訟であるかどうか、④原告が私的な利益を有するかどうか、⑤ PCO が下されなければ訴訟手続が継続しないかどうか、⑥原告の弁護士が善良な活動をしているかどうか、⑦ PCO の比例性、⑧原告の費用見積りの合理性等がある。なお、最近の事例として、気候変動に関する情報開示について争われた 2019 年のマーク・マクベイベイ事件⁷¹⁾（IV.2.(3)(i)）では、原告が PCO を申請したが、裁判所がこれを拒否した。裁判所は本件が公益訴訟であることは認めつつも、PCO を下さない理由として、原告の財政状況が不明であったこと、および、原告に対する資金提供者による追加的資金の用意の有無が不明であったことを挙げている。

第二に、費用の割り当て制度（apportionment of cost）である。これは、訴訟で争われた複数の争点のうち、勝訴者が明らかに支配的な特定の争点について、当該争点に関する事実の成否に基づいて費用が割り当てられ、結果として被告の訴訟費用の一部のみを原告が負担するというものである。

第三に、有益な公益訴訟の敗訴者にはそもそも費

用命令を下さないという選択肢もある。通常のコモン・ロー上の運用とは異なる例外的な位置づけとなるため、これを正当化する条件が判例⁷²⁾によって示されている。すなわち、①公益のための訴訟であるかどうか、②公益のために提起されたこと以上の特徴があるか、③原告にも落ち度がある等の対抗要件があるかどうか、である。さらに、②については、一つ以上の重要かつ新規の問題を扱う訴訟であることや、環境またはその構成要素を保護するための訴訟であること、等の5つの要素が挙げられ、③については、原告が訴訟結果により私的な利益を受ける立場にあるかどうか、公共性の幅が狭くないかどうか、または、原告の主張に不誠実な点があるかどうか、等の6つの対抗要件が挙げられている。なお、公益訴訟において裁判所が費用命令を下さないという選択が可能であることに関しては、ニューサウスウェールズ州の 2007 年土地・環境裁判所規則 4.2(1)に明文規定の例がある。

第四に、費用担保命令（security for costs order）を下さないという方向で原告を一定程度保護する可能性もある。費用担保命令は、被告の申請により、訴訟手続最終時に原告が被告に対する費用命令に応じた支払いをすることができなくなることを防ぐために裁判所が下すものである。裁判所が裁量により費用担保命令を下さない場合を明文で認めている例としては、ニューサウスウェールズ州土地・環境裁判所規則 4.2(2)がある。

2. 気候訴訟の展開

以下、オーストラリアの気候訴訟について、緩和事例、適応事例、および新たなアプローチの3つのカテゴリーごとに主要な判例を取り上げ、今日までの歴史的経緯を分析する。

(1) 緩和事例

(i) オーストラリアで初めての気候訴訟は、1994年のグリーンピース対レッドパワーバンク事件（以下、「グリーンピース事件」）⁷³⁾である。

⁶⁹⁾ Wildlife Preservation Society of Queensland Proserpine/ Whitsunday Branch Inc v Minister for the Environment & Heritage (2006) 232 ALR 510; Felicity Millner & Kirsty Ruddock, *supra* note 45, at 27.

⁷⁰⁾ Nicola Pain & Rachel Pepper, *supra* note 67, at 214-223.

⁷¹⁾ Mark McVeigh v. Retail Employees Superannuation Trust [2019] FCA 14.

⁷²⁾ Caroon Coal Action Group Inc v. Coal Mines Australia Pty Ltd (No 3) (2010) 173 LGERA 280.

⁷³⁾ Greenpeace Australia v. Redbank Power Company (1994) 86 LGERA 143.

【事案】グリーンピースオーストラリアは、ハンターバレーに建設予定の新規の火力発電所に異議を唱えた。すなわち、レッドパワーバンク社に対してニューサウスウェールズ州のEPA法に基づきシングルトンカウンシルが与えた開発許可について、同プロジェクトによる温室効果ガス排出は地球の大気中の温室効果を許容できないほど悪化させるものであるから、予防原則を適用して開発許可申請を拒否すべきだとして、EPA法98条（現8.8条）に基づき本案審査（B③）を申し立てた。

【判旨】ニューサウスウェールズ州土地・環境裁判所は、予防原則に照らし、温室効果ガスの排出と気候変動が開発許可にあたって考慮されるべきものであることは認めつつも、温室効果ガスの排出と気候変動は、開発許可をすべきか判断をする際に他のすべての考慮事項に優先されるものであってはならないと判断し、開発許可を与えるという決定を維持した。

【意義】本判決は、気候変動に関する最初の本案審査の事例でもあった。結論としては規制推進派が敗訴しているが、気候変動に関して裁判所が初めて予防原則を適用した点に意義があり⁷⁴、その後のオーストラリアにおける気候訴訟の一つのモデルを提供したと評価されている⁷⁵。もっとも、裁判所は、個々の発電所の事業を阻止すべきかどうかは、政府の政策の問題であって裁判所が決定すべきことではないとも述べている。

(ii) オーストラリアにおける気候変動に関する最初の司法審査の事例は、2004年のヘーゼルウッド発電所事件⁷⁶である。

【事案】オーストラリア自然保護財団は、ビクトリア州最大規模の火力発電所のための炭鉱拡張計画に対して出された開発許可につき、石炭燃焼による

温室効果ガス排出の影響が考慮されていなかったことを指摘し、1987年ビクトリア州計画環境法に基づき司法審査（B①）を申し立てた。

【判旨】ビクトリア州民事・行政裁判所は、許可の申請や計画変更の申請に対しては、直接的であるか間接的であるかを問わず、関連する全ての環境影響を考慮しなければならないとし、炭鉱から石炭を供給された発電所における温室効果ガス排出による環境影響も、当該炭鉱による影響として考慮されるべきものであると判断した。

【意義】本判決により、温室効果ガスの間接的なまたは川下での排出も、開発事業に対する意思決定における考慮要素として捉える道が開かれた⁷⁷。なお、判決後にビクトリア州はヘーゼルウッド発電所の所有者との間で、前例のない「温室効果ガス削減協定」を締結し、これに基づき同発電所の温室効果ガス排出削減が図られた⁷⁸。

(iii) この流れを受け、2006年のグレイ対計画大臣事件⁷⁹では、ニューサウスウェールズ州土地・環境裁判所が画期的な判決を下すこととなる。

【事案】センチニアル・ハンター社がニューサウスウェールズ州のEPA法に基づき、ハンターバレーにアンビルヒルプロジェクトとして知られる大規模炭鉱を建設する開発許可を申請したところ、同州の計画大臣がこれを承認した。原告は、アンビルヒルプロジェクトに対する同法に基づく環境影響評価が予防原則や世代間衡平等を含むESDを考慮に入れていなかったにもかかわらず承認がなされたと指摘し、司法審査（B①）を申し立てた。

【判旨】裁判所は、EPA法に基づく環境アセスメントは、直接的なもののみでなく間接的なものも含めて、「現実的な関連性」をもつ影響を考慮するものであるとし、川下での石炭の使用（スコープ3）⁸⁰

⁷⁴ Felicity Millner & Kirsty Ruddock, *supra* note 45, at 30.

⁷⁵ Jacqueline Peel, Hari Osofsky & Anita Foerster, *supra* note 49, at 21.

⁷⁶ Australian Conservation Foundation v. Latrobe City Council (2004) 140 LGERA 100.

⁷⁷ Tracy Bach & Justin Brown, *supra* note 35, at 42.

⁷⁸ Brian J. Preston, *supra* note 1, at 493.

⁷⁹ Gray v. Minister for Planning (2006) 152 LGERA 258.

⁸⁰ スコープ1とは、鉱山企業からの直接的な温室効果ガス排出を指し、スコープ2とは、鉱山企業が使用する電力を購入することによる間接的な温室効果ガス排出を意味する。本件の環境影響評価には、スコープ1および2による温室効果ガス排出は含まれていた。スコープ3とは、当該企業が所有または管理していない排出源から発生する間接的な温室効果ガス排出のことであり、本件の環境影響評価においては対象外とされていた。なお、スコープ1～3の区分は、世界環境経済人協議会および世界資源研究所が設定した「2004年温室効果ガスプロトコル」による。

による温室効果ガスの排出は、炭鉱の環境影響評価において「考慮すべき関連事項」であると判示した。すなわち、石炭採掘と気候変動の原因となる温室効果ガスとの間には十分に近接した関連性があり、石炭採掘は環境影響を及ぼすものであると結論づけたのである⁽⁸¹⁾。さらに、同法に基づき開発許可を与えるか否かを判断する際には、「公共の利益」を考慮しなければならず、ここにいう「公共の利益」にはESDが含まれると述べた。

【意義】本判決は、環境影響評価とESDとを結びつけた点に大きな意義がある⁽⁸²⁾。EPA法には、目的規定(旧5条、現1.3条)にESDが掲げられているが、それ以外の条項には、ESDを意思決定の考慮要素とする旨は明記されていない。それにもかかわらず、土地・環境裁判所は、同法のもとで一般的な考慮事項とされている「公共の利益」(同法旧75C条(1)(e)、現4.15条)を介することで、環境影響評価を含む同法のすべての部分にもESDの考慮が求められるとの解釈を示したのである。本判決は、気候変動問題を国民的議論の前面に押し出す政治的勝利であると評価されており⁽⁸³⁾、さらには、現代のオーストラリア環境法のパラダイムであるともいわれている⁽⁸⁴⁾。

ただし、スコープ3の排出は、他のすべての考慮事項よりも優先的な扱いをされるものではなく、意思決定者にはESDをどのように適用するかを判断する裁量があるため、結果として行政の意思決定プロセスにおいてESDの考慮が実質的な変化をもたらさない懸念がある旨が指摘されている⁽⁸⁵⁾。事実、ニューサウスウェールズ州計画大臣は、本判決に示された通りにスコープ3の排出とESDを考慮に入れたうえで、2007年にアンビルヒルプロジェクトの鉱山計画を承認している。なお、本判決において

裁判所は、意思決定者や裁判所が、気候変動が地球規模の問題であることを理由に、地域の開発の影響を検討することを拒否してはならないと述べており、この点を称賛する見解もあったが⁽⁸⁶⁾、後の「大海の一滴」論の登場により、事態が変わっていく。

この時期の緩和事例には、上記のような州法に基づくものとは別に、連邦法であるEPBC法に関する事例も存在した。特に注目すべきは次の二件である。一つは、2006年の野生生物保護協会事件⁽⁸⁷⁾(iv)であり、もう一つは、2007年のアンビルヒル事件⁽⁸⁸⁾(v)である。二件とも規制推進派の原告が敗訴しているが、EPBC法の改正につながったという点で共通している。

(iv) 野生生物保護協会事件

【事案】本件は、クイーンズランド州ボーエン盆地における新規炭鉱開発に関する二つの計画に対する連邦環境・遺産大臣の二つの決定(EPBC法における管理対象行為ではないとして承認手続を不要とした決定)につき、クイーンズランド州野生生物保護協会(以下、「協会」)が連邦裁判所に司法審査(B①)を申し立てたものである。協会は、炭鉱から産出される石炭の燃焼が地球温暖化の原因となり、グレートバリアリーフのような世界遺産地域の生態系に重大な悪影響を及ぼす可能性があるとして、EPBC法に基づく環境影響評価の必要性を主張した。

【判旨】これに対して連邦裁判所は、大臣は温室効果ガス排出の問題と、それが世界遺産の価値に及ぼす間接的な影響の可能性を既に考慮していたと判断した。そのうえで、EPBC法は「世界的な石炭燃焼の影響ではなく」、計画されている炭鉱の影響に対処することを大臣に求めているのであると判示し

(81) Anna Rose, *Gray v Minister for Planning: The Rising Tide, of Climate Change Litigation in Australia*, 29 SYDNEY L. REV. 725 (2007) at 731.

(82) Felicity Millner & Kirsty Ruddock, *supra* note 45, at 29.

(83) Virginia Tice, *supra* note 7, at 312-313.

(84) Danny Noonan, *supra* note 42, at 39.

(85) *Id.*

(86) Anna Rose, *supra* note 81, at 732. なお、本判決とほぼ同時期に、連邦裁判所は、炭鉱での石炭採掘とグレートバリアリーフへの影響との間に因果関係があるとは到底認められないとして、スコープ3の排出に関する考慮を不要とする判決を下している。Wildlife Preservation Society of Queensland Proserpine/ Whitsunday Branch Inc v. Minister for the Environment & Heritage (2006) 232 ALR 510.

(87) Wildlife Preservation Society of Queensland v. Minister for the Environment and Heritage (2006) 232 ALR 510.

(88) Anvil Hill Project Watch Association Inc. v. Minister for the Environment and Water Resources (2007) 243 ALR 784.

た。

【意義】本判決において連邦裁判所が、EPBC法においても直接的な影響のみならず間接的な影響をも意思決定における考慮事項とすべきことを明示したことを受けて、EPBC法に527E条が新設された⁸⁹。これにより、EPBC法にいう「影響」には、ある出来事や状況の直接的な結果のみならず、当該出来事や状況が実質的な原因となって生じた間接的な結果が含まれることとなった。

(v) アンビルヒル事件

【事案】本件は、「大海の一滴」論を採用した判決として知られている。「大海の一滴」とは、「気候変動が地球規模の問題であることを考慮すれば、単一の排出源からの排出は通常、地球規模の大きな排出プールにおいてはごくわずかであり、そのごくわずかな排出では重大な影響は生じない」というもので、規制推進派によって提起された気候訴訟の被告が用いる抗弁である⁹⁰。本件においては、ニューサウスウェールズ州のハンターバレーで計画されていたアンビルヒルプロジェクトにおける炭鉱はEPBC法における管理対象行為ではないとする大臣の決定について、アンビルヒルプロジェクト・ウォッチ・アソシエーションが気候変動への影響を考慮すべきことを主張し、司法審査(B①)を申し立てた。

【判旨】連邦裁判所は、被告である連邦環境・水資源大臣の主張を入れて「大海の一滴」論を採用したうえで、野生生物保護協会事件と同じ理由で申立てを棄却する旨を述べた。なお、グレイ対計画大臣事件の判決後の2007年初めに、環境・水資源大臣は、アンビルヒルプロジェクトがEPBC法の管理対象行為には該当しない旨の決定を下していた。その理由は、環境影響評価書および予防原則を考慮した結果、同プロジェクトと温暖化の間の因果関係が特定できない可能性が高いことであった⁹¹。

【意義】本判決は、野生生物保護協会事件とともに

に、EPBC法において温室効果ガス排出を国家環境上の重要事項に対する重大な影響として捉えることの困難性を浮き彫りにしたが、その後、連邦政府はEPBC法を改正し、国家環境上重要な事項に生態系を導入した⁹²。

以上の一連の訴訟結果に対しては、「予防原則と世代間衡平をうたった強固な法律でさえ、オーストラリアの炭鉱の拡張を阻止することはできなかった」という悲観的な見方が強かった⁹³。しかしながら、その後の緩和事例には新たな動きがみられた。

(vi) 2010年のグレイ対マッコリー事件⁹⁴は、温室効果ガス排出に関するオーストラリアで初めての市民訴訟(B②)である⁹⁵。

【事案】気候変動活動家である原告らは、マッコリージェネレーション社がニューサウスウェールズ州の環境保護管理法(the Protection of the Environment Operations Act 1997)115条1項に違反し、故意または過失により、廃棄物の処分に関するライセンスを得ないまま、環境に害を及ぼす可能性のある方法で大気中に二酸化炭素を排出するという形で廃棄物の処分を行ったと主張し、その旨の宣言的判決を求めた。

【判旨】ニューサウスウェールズ州土地・環境裁判所は、二酸化炭素がライセンスで明確に許可されていない廃棄物であるとする原告の主張を却下したうえで、請求の修正を許可した。原告側の新たな主張は、発電所から排出される二酸化炭素の一部はライセンスによって許可されるかもしれないが、暗黙の条件を超えて排出される残りの二酸化炭素は合法的な権利の範囲を超え、違法であるというものであった。裁判所がこの主張の一部を認容したため、被告が控訴した。控訴審⁹⁶においては、原審における「暗黙の条件」の根拠であった「合理的な配慮と注意(reasonable regard and care)」に関するコモ

⁸⁹ Brian J. Preston, *supra* note 1, at 504.

⁹⁰ Lydia Akinyi Omuko, *supra* note 41, at 57.

⁹¹ Tracy Bach & Justin Brown, *supra* note 35, at 43.

⁹² Brian J. Preston, *supra* note 1, at 505.

⁹³ Tracy Bach & Justin Brown, *supra* note 35, at 43.

⁹⁴ Gray v. Macquarie Generation [2010] NSWLEC 34.

⁹⁵ Felicity Millner & Kirsty Ruddock, *supra* note 45, at 30.

⁹⁶ [2011] NSWCA 424.

ン・ロー上の原則は、私的な権利を保護するのみで、法令に基づいてなされた許可には適用されないとして、原審の判決を覆した。

【意義】右のような原告側の主張は、アメリカの著名な2件の気候訴訟において認められた主張（二酸化炭素を大気浄化法上の汚染物質であるとする主張⁹⁷⁾と、気候変動をニューサンスとする主張⁹⁸⁾の影響を受けている⁹⁹⁾。ニューサウスウェールズ州の環境保護管理法は、連邦法にはみられない汚染防止法である。原告の主張は認められなかったが、汚染防止法の多くは汚染者負担原則を組み込み、汚染の程度に応じて汚染者から費用を徴収するライセンス制度を導入しているという点で、気候変動に対処するための有効な手段であるといえる¹⁰⁰⁾。

(vii) 2017年には再びEPBC法の適用をめぐる事件に対する連邦裁判所の判断が示された(ACF事件¹⁰¹⁾)。

【事案】クイーンズランド州中部で炭鉱開発を行う企業に対するEPBC法に基づく承認について、オーストラリア自然保護財団(ACF)が、EPBC法527E条に基づき石炭燃焼による温室効果ガスの排出がグレートバリアリーフに与える影響が考慮されていないことを指摘し、司法審査(B①)を申し立てたものである。

【判旨】連邦裁判所は、環境エネルギー大臣がスコープ3の排出をEPBC法の下で考慮すべきかどうかを判断する際に、完全代替論に依拠したことには問題がない旨を述べた。「完全代替論(perfect substitution argument)」とは、ある炭鉱プロジェクトが阻止されても別のプロジェクトが進行するため全体としての影響は変わらないという議論である。

【意義】本判決においては、2007年の野生生物保護協会事件後のEPBC法改正により527E条が新設されたことから、同条が主張の根拠に組み込まれたにもかかわらず、規制推進派の原告が勝訴すること

はできなかった。なお、連邦裁判所は、EPBC法で考慮されるべき「影響」に関する決定は政治的影響をもたらす可能性を孕んでおり、これは大臣と政府が解決すべき問題であるとも述べている。

(viii) 他方、2019年のグロスター事件¹⁰²⁾においては、ニューサウスウェールズ州の土地・環境裁判所が再び画期的な判決を下した。

【事案】本件は、16年間で2100万トンの石炭を生産するロッキーヒル炭鉱プロジェクトの許可申請が却下されたことを不服として、開発事業者であるグロスターリソースリミテッド社が本案審査(B③)を申し立てたものである。本件において計画大臣は、2006年のグレイ対計画大臣事件で土地・環境裁判所が判示した通り、ニューサウスウェールズ州のEPA法の下での「意思決定においては公共の利益を考慮しなければならず、公共の利益にはESDが含まれる」という解釈を用いて本件炭鉱申請について考慮した結果、同プロジェクトは公共の利益に適わず、直接のおよび間接的な温室効果ガスの排出が気候変動の原因となるため、ESDに反するとして、許可申請を却下していた。

【判旨】裁判所は、パリ協定や他の法域の気候訴訟の影響を踏まえ、新規炭鉱を承認する時期として「間違っている」とし、気候変動の影響を含む費用対効果を考慮した結果、同プロジェクトは公共の利益に反するとして大臣の判断を支持した。

【意義】本判決は、炭鉱からの温室効果ガスの排出が気候変動に寄与するという科学的根拠を基礎とした点に意義がある¹⁰³⁾。また、2006年のグレイ対計画大臣事件の判示が大臣の意思決定に反映され、実際に気候変動緩和に資する結論が導き出されていることは注目に値する。

(ix) さらに、2021年のシャルマ事件¹⁰⁴⁾において、連邦裁判所はオーストラリアで初めて、政府関係者

97) Massachusetts v. EPA 549 US 497, 127 S.Ct. 1438, 167 L.Ed.2d. 248 (2007).

98) Connecticut v. American Electric Power Co. 406 F Supp 2d 265 (SDNY, 2005)

99) Brian J. Preston, *supra* note 1, at 509.

100) Felicity Millner & Kirsty Ruddock, *supra* note 45, at 30.

101) Australian Conservation Foundation Incorporated v. Minister for the Environment and Energy [2017] FCAFC 134.

102) Gloucester Resources Limited v. Minister for Planning [2019] NSWLEC 7.

103) Jacqueline Peel & Jolene Lin, *supra* note 2, at 722.

104) Sharma by her litigation representative Sister Marie Brigid Arthur v. Minister for the Environment [2021] FCA 560.

が気候変動の影響による損害発生リスクを回避する注意義務を負うことを認めた⁽¹⁰⁵⁾。

【事案】本件は、8名の若者が連邦政府に対し、ホワイトヘブン・ヴィッカーリー炭鉱の拡張計画に対する承認をしないようEPBC法に基づき司法審査(B①)を申し立て、予防的差止命令を求めた事案である。原告らは、①18歳未満の子どもたちを代表している旨を主張するとともに、②連邦大臣には若者に対するコモン・ロー上の注意義務があること、さらには、③炭鉱が採掘した石炭を燃焼させることが気候変動を促進し、将来の若者に被害を及ぼすことを主張した。

【判旨】連邦裁判所は、将来世代に与える予見可能な損害が壊滅的なものであることを根拠に、彼らを直接的に影響を受ける者とみなすべきであるとし、連邦政府が子供たちに対して合理的な注意義務を負うことを認めたが、大臣が承認決定時に注意義務に違反する可能性が高いことを原告らが立証できていないことを理由として差止命令は下さなかった。

【意義】本判決は、連邦政府の将来世代に対する注意義務を認めた画期的な判決として歓迎された⁽¹⁰⁶⁾が、判決のわずか2か月後に大臣は本件炭鉱拡張計画に対し承認を与え、翌年の控訴審判決⁽¹⁰⁷⁾において連邦裁判所は全会一致で原審を覆した。「司法機関が解決するにはふさわしくない」政治的な問題であることや、大臣と子どもたちとの関係性の不十分さ等が理由として挙げられた。控訴審判決が原告ら以外の人々をも拘束することになる事態を避けるため、原告らの申出により、18歳未満の子どもたちを代表するという訴訟手続は終結し、原告らが上訴せず確定した。原審は、控訴審の結果にかかわらず、世代を超えた正義の重要性を強調するものであると評価されている⁽¹⁰⁸⁾。

(2) 適応事例

オーストラリアの気候訴訟の8割は適応事例であり、適応事例は緩和事例と比較するとはるかに成功を収めている。その理由としては、①計画、土地利用、ハザード・リスク管理等、政治的影響の比較的少ない問題に集中していること⁽¹⁰⁹⁾や、②個人や政府に行動を求める緩和事例とは異なり、手続論に重点を置いており、ベースラインを変更することで政府や組織がそれを新たな規範であると捉えることを目的としていること⁽¹¹⁰⁾が挙げられている。

歴史的にみると、2000年代中頃に沿岸の気候変動リスクに関する注目すべき複数の適応事例が現れた。2007年のノースケープ事件⁽¹¹¹⁾およびウォーカー事件⁽¹¹²⁾は、よく似た土地利用に関する事件である。

(i) ウォーカー事件

【事案】本件は、ニューサウスウェールズ州のEPA法に基づき、洪水リスクのある沿岸平野における宅地開発プロジェクトに対して大臣が承認を与えたことに関する司法審査(B①)の事案である。

【判旨】ニューサウスウェールズ州の土地・環境裁判所は、EPA法において公共の利益は暗黙の考慮事項であり、ESDは公共の利益の一要素であるとして、これを考慮に入れずになされた大臣の承認は無効であると判示した。これは、同裁判所の2006年グレイ対計画大臣事件の判示を受けた内容である。しかしながら、控訴審⁽¹¹³⁾ではこの結論は覆された。その理由は、本件承認がなされた時点では公共の利益がESDを含むまでに発展していなかったという、承認の時期を問題とするものであった。さらに、大臣はESDおよび気候変動の影響を考慮に入れたうえで、最終的に改めて本件プロジェクトを承認している。

【意義】結果としてはプロジェクトを阻止することはできなかったが、控訴審も含めた本件の意義と

⁽¹⁰⁵⁾ Mark Wilde, *Causation and Climate Change Litigation: 'Bridge too far'?*, 2021 ALJ 268 (2021) at 273.

⁽¹⁰⁶⁾ See Costa Avgoustinos, 'Sharma': *Climate Litigation Enters the Field of Negligence in Australia*, 15 CCLR 248 (2021)

⁽¹⁰⁷⁾ [2022] FCAFC 35.

⁽¹⁰⁸⁾ Elizabeth Spencer & Chris McGrath, *Currents of Change in Climate Litigation in Australia*, 47 WM. & MARY ENV'T L. & POL'Y REV. 121 (2022) at 122-123.

⁽¹⁰⁹⁾ Jacqueline Peel & Jolene Lin, *supra* note 2, at 717.

⁽¹¹⁰⁾ Jacqueline Peel and Hari M. Osofsky, *supra* note 4, at 319.

⁽¹¹¹⁾ Northcape Properties Pty Ltd v. District Council of Yorke Peninsula [2007] SAERDC 50.

⁽¹¹²⁾ Walker v. Minister for Planning (2007) 157 LGERA 124.

⁽¹¹³⁾ (2008) 161 LGERA 423.

しては、①グレイ対計画大臣事件を踏襲し、EPA法に基づく意思決定には公共の利益およびESDの考慮が必要であることが確認されたこと、②控訴審判決後にプロジェクトの事業者が洪水リスクに関する追加情報に対応するためにプロジェクトを修正したこと、③大臣が最終的な承認の判断において気候変動による洪水リスクの影響を考慮したこと、④ニューサウスウェールズ州におけるその後の開発に関するさらなる司法審査への道を開いたことが挙げられている⁽¹¹⁴⁾。なお、ニューサウスウェールズ州は2009年に海面上昇ポリシーステートメントを発表している⁽¹¹⁵⁾。

(ii) 適応事例において特に重要な役割を果たしたのは、2008年のギップスランド事件⁽¹¹⁶⁾である。

【事案】本件は、ビクトリア州の1995年沿岸管理法 (the Victorian Coastal Management Act 1995) に基づき設立されたギップスランド沿岸委員会が、ギップスランドシャイアカウンシルが1987年計画環境法の下で沿岸の宅地開発プロジェクトに対して行った開発許可の決定は、気候変動による海面上昇の予測に照らして不適切であると主張し、本案審査(B③)を申し立てたものである。

【判旨】ビクトリア州民事・行政裁判所は、1987年計画環境法の関連規定には気候変動の影響に関する具体的な考慮事項は含まれていないが、予防原則を適用すれば気候変動による住居浸水のリスクが合理的に予見されるため本件プロジェクトは容認できず、開発許可を与えるべきではないと判示した。

【意義】EPBC法やニューサウスウェールズ州のEPA法とは異なり、ビクトリア州の計画環境法には考慮事項に予防原則を組み込むことが可能な関連規定がないにもかかわらず、予防原則を適用して適応に資する結論を導き出した点が本件の大きな特徴である。また、このことは、法律に明文規定がない場合であっても、予防原則は裁量権の行使に関連す

る考慮事項であり、裁判所が適用可能なものであるということを示している⁽¹¹⁷⁾。なお、本判決以降、ビクトリア州は沿岸の気候変動適応のための政策の策定を積極的に進めるようになった⁽¹¹⁸⁾。

(iii) さらに、適応事例を扱う専門的な環境裁判所のうち最も保守的であるとされてきたクイーンズランド州計画・環境裁判所が、気候変動の影響を正面から考慮した事例として、2013年レインボーショア事件⁽¹¹⁹⁾がある。

【事案】本件は、クイーンズランド州南東部沿岸のレインボービーチ近くのインスキップ半島に、大規模な統合型リゾートおよび住宅地を建設する計画の許可申請に対する拒否決定への異議申し立て(B③)である。

【判旨】計画・環境裁判所は、浸食や高波に関する危険を理由に、インスキップ半島海岸側は宅地開発には適していないとして申請拒否の決定を支持した。

【意義】本判決は、クイーンズランド州の適応事例に革命をもたらしたといわれている⁽¹²⁰⁾。

2013年にニューサウスウェールズ州で前代未聞の大火災が発生した際、当時のアボット首相は、気候変動と山火事リスクの増加との間の因果関係を指摘する見解を「全くのでっちあげ」として退けた。Peel & Osofskyは、このような政治的議論が気候変動適応に関する法政策の導入を妨げていたが、訴訟がこのギャップを埋めてきたと述べている⁽¹²¹⁾。オーストラリアが地理的条件から気候変動に対して極めて脆弱であることに起因して、適応事例はオーストラリアの適応策を他の先進国よりもはるかに前進させる役割を果たしてきたのである⁽¹²²⁾。

(3) 新たな方向性

オーストラリアにおいては上記のような既存のアプローチに基づく気候訴訟が大半を占めるが、新た

(114) Brian J. Preston, *supra* note 1, at 498-499.

(115) Jacqueline Peel and Hari M. Osofsky, *supra* note 4, at 125.

(116) Gippsland Coastal Board v. South Gippsland Shire Council [2008] VCAT 1545 (29 July 2008).

(117) Lydia Akinyi Omuko, *supra* note 41, at 68.

(118) Jacqueline Peel & Hari M. Osofsky, *supra* note 46, at 170.

(119) Rainbow Shores Pty Ltd v. Gympie Regional Council & Ors [2013] QPEC 26.

(120) Jacqueline Peel and Hari M. Osofsky, *supra* note 4, at 129.

(121) *Id.*, at 131-133.

(122) Jacqueline Peel & Hari M. Osofsky, *supra* note 46, at 171.

なアプローチによる気候訴訟も徐々に増えてきている。とりわけ注目すべきは次の二点である。

第一に、会社法および消費者法に基づく訴訟（C③）である。会社法⁽¹²³⁾は、企業情報開示（297、299A条）、金融商品や金融サービスに関する虚偽または誤解を招く行為（1014H条）、開示請求がなされた文書における虚偽または誤解を招く記述（1308、1309条）等に関する義務を定めている。また、オーストラリア消費者法は、2010年競争・消費者法⁽¹²⁴⁾の別表第2に含まれており、誤解を招くまたはそのおそれのある行為等、取引や商取引における行為に適用される法的要件を定めている。

気候変動に関する誤解を招く広告（虚偽表示）については、オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission：ACCC）が、オーストラリア消費者法（または1974年取引慣行法）に違反している企業を相手取り、是正および賠償命令を求めて提訴する事例が2008年からみられるようになった。グリーンウォッシュを取り締まるものであるが、これまでの事例は最終的に和解によって解決に至っているため、どのような行為が誤解を招くのかに関する裁判所の見解は示されていない⁽¹²⁵⁾。

ACCCの事例を除いては、気候変動対策を促進するために会社法および消費者法を用いて訴訟で争う取り組みは限定的なものであったが、2020年前後には会社法上の情報開示に関する訴訟が現れた。

（i）マーク・マクベイ事件⁽¹²⁶⁾

【事案】本件は、オーストラリア最大の年金基金の一つである小売従業員退職年金信託（Retail Employees Superannuation Trust：REST）を相手取り、会社法1017C条に基づく情報開示義務の違反を争った事例（C③）である。RESTの出資者であるマクベイ氏は、RESTが気候変動リスク管理戦略を適切に開示しておらず、法定開示義務に違反する

こと、および、投資運用において気候変動リスクを十分に考慮せず、受託者義務に違反していることを主張した。なお、IV.1.(3)で触れたように、原告マクベイ氏は\$310,450を上限とするPCOを申請したが、これに対する却下の命令が下された。その後、RESTが気候変動リスクへの対応を公言し、2020年11月に和解が成立している。

【意義】本件は、和解で終結したために気候変動に関する会社法上の義務に関する判例にはならなかったが、①RESTが公約を遵守するか否かについては世界中が注視していること、②国内最大級のスーパーファンドを相手取る気候訴訟の提起を通じて前向きな結果を得ることができた先例であること、③世界中のファンドが気候変動リスクへの対応プロセスを見直す機会を提供したことから、オーストラリア気候訴訟のなかで重要な位置づけが与えられている⁽¹²⁷⁾。

（ii）マーク・マクベイ事件の後、再び会社法に基づく気候訴訟（C③）としてエイブラハムズ事件⁽¹²⁸⁾が注目されたが、これも和解で終結している。

【事案】本件は、会社法247A条に基づきオーストラリアコモンウェルス銀行の株主が気候変動関連の情報を得るために社内文書へのアクセスを求めたものであった。

【意義】メガバンクが気候変動関連の情報の開示をめぐる提訴されたことで、金融業界全体にも気候変動に対する取り組みやその情報開示を強化する必要性が共有された点に意義がある。和解に至らず裁判が進行していれば、企業の気候変動リスク開示義務を検討するオーストラリア初の判例となっていたであろう⁽¹²⁹⁾。

第二に、人権法に基づく訴訟（C⑤）である。

（iii）2020年のワラタ・コール事件⁽¹³⁰⁾は、オースト

⁽¹²³⁾ The Corporations Act 2001 (Cth).

⁽¹²⁴⁾ The Competition and Consumer Act 2010 (Cth). なお、同法は2011年に1974年取引慣行法（the Trade Practices Act 1974 (Cth)）に取って代わる形で施行された。

⁽¹²⁵⁾ Felicity Millner & Kirsty Ruddock, *supra* note 45, at 31.

⁽¹²⁶⁾ Mark McVeigh v. Retail Employees Superannuation Trust [2019] FCA 14.

⁽¹²⁷⁾ Mackenzie Kern, *Climate Litigation's Pathways to Corporate Accountability*, 54 CASE W. RES. J. INT'L L. 477 (2022) at 499.

⁽¹²⁸⁾ Guy Abrahams (and others) v. Commonwealth Bank of Australia NSD864/2021,

⁽¹²⁹⁾ Sarah Flynn, *supra* note 48, at 198.

⁽¹³⁰⁾ Waratah Coal Pty Ltd v. Youth Verdict Ltd [2020] QLC 33.

ラリアにおいては唯一の人権法に基づく気候訴訟(C⑤)の事例である。

【事案】本件は、オーストラリアの先住民である原告が、ワラタ・コール社の炭鉱プロジェクトに対して、当該プロジェクトが気候変動に寄与することにより、クイーンズランド州人権法で保障される生存権、子どもの権利、文化に対する権利といった人権を侵害すると主張し、同法58条(1)に基づき本案審査を申し立てたものである。

【判旨】クイーンズランド州土地裁判所は、気候変動とピンブルボックス自然保護区の破壊に関する公共の利益と人権を理由に、当該プロジェクトのための採掘リースと環境許可の申請を却下するよう勧告する判決を下した。

【意義】裁判所は、予防原則と世代間衡平を考慮事項として、当該プロジェクトの経済的および社会的利益よりも、生態学的な気候変動コストの方が上回ると結論づけた。その意味で、「完全代替論」を退けたものといえる。

既述のように、オーストラリアには連邦レベルでの権利章典は存在しないため、人権法に基づく気候訴訟はほとんど行われてこなかったし、成功の見込みは小さいと考えられてきた。その理由には、①特定の温室効果ガス排出と、気候変動に対して脆弱な地域社会に及ぼす影響とを結びつけることが困難であること、および、②健全な環境を享受する権利が人権として広く認められていないことが挙げられる⁽¹³¹⁾。もっとも、ワラタ・コール事件の成功を機に、今後は州レベルの人権法に基づく同種の訴訟が他の州でも展開する可能性がある⁽¹³²⁾。また、人権に基づく訴訟が成功しなかった場合にも、世論の対話、企業の態度、さらには政府の行動を形成する効果は期待できる⁽¹³³⁾。

V. おわりに

(1) 分断の析出

以上、オーストラリアにおける気候変動政策の特色や、気候変動への対応において重要な役割を果たしているEPBC法、および、国内のあらゆるレベルの政府に共通の環境政策上の原則としてのESD

を確認したうえで、オーストラリアにおける気候訴訟についてその手段と歴史的展開を分析した。これを踏まえ、気候変動をめぐる生じている各主体間の分断を整理すると、次の6点が挙げられる。

第一に、連邦・州・地方自治体間の分断である。伝統的には憲法上の立法権限の配分により、環境問題については気候変動問題への対処につき連邦は積極的な規制をせず、とりわけ適応策に関しては地方自治体に負担が集中するという分断が生じていた。

第二に、地域間での分断である。連邦法が限られているなかで、各州の間で、または各地方自治体の間で、環境問題または気候変動問題のための立法の有無やその内容に相当の相違があることから、気候変動緩和および適応の取組みにおいて地域間の分断がみられた。

第三に、現在世代と将来世代の間の分断である。気候変動による影響が将来世代に及ぶことを意思決定の考慮事項とすべきか否かが争点となったシャルマ事件は、最終的に原告敗訴で幕を閉じた。控訴審が原告の主張を退けた理由の一つが、意思決定者である大臣と将来の子どもたちとの関係性の不十分さであったことから、気候訴訟においては現在世代と将来世代との間の分断が生じていることが読み取れる。

第四に、市民と企業との間の分断である。企業の開発行為が気候変動(温暖化)に寄与し、または、気候変動の影響に脆弱な環境を形成することから、気候変動の緩和策または適応策の推進を図る市民は、そうした企業の開発行為を抑制しようとする。実際に、オーストラリアの気候訴訟の大部分が企業の開発行為について争われたものである。

第五に、市民と政府との間の分断である。連邦政府または地方政府による気候変動対策に不満を抱く市民が、間接的に気候変動対策に資することを期待して訴訟を提起し、政府の意思決定に法的な問題がある旨を主張する。

第六に、企業と政府との間の分断である。開発行為に対する許可申請が、当該開発行為が気候変動に寄与するまたは当該開発行為によって気候変動の被害が拡大するという見込みにより拒否された場合、

⁽¹³¹⁾ Felicity Millner & Kirsty Ruddock, *supra* note 45, at 32.

⁽¹³²⁾ See Mackenzie Kern, *supra* note 125, at 504

⁽¹³³⁾ Jacqueline Peel & Hari M. Osofsky, *A Rights Turn in Climate Change Litigation?*, 7 TEL 37 (2018) at 66-67.

企業はそれを不服として政府を相手取り訴訟を提起する。反対に、企業の活動が気候変動に適合的でない場合に、行政の側から企業に対し法律に基づく取締りを図る場合もある。

(2) 気候訴訟の意義と限界

気候訴訟は、規制推進派側が勝訴しなかった場合にも、プロジェクト事業者の自主的な計画見直しを促したり、法改正が必要な部分を浮き彫りにしたり、気候変動に関する法的議論や法理論を深化させたりするという点で大きな意義がある⁽¹³⁴⁾。しかしながら、気候訴訟には、それを提起しようとする側には敗訴した場合の費用負担の懸念 (IV. (4)) がつきまとい、また、裁判所の側は政治的な問題に関与することを避ける⁽¹³⁵⁾ため、自ずから限界がある。実際に、少なくとも本稿で取り上げたグリーンピース事件、ACF 事件、およびシャルマ事件において各裁判所は傍論で政治的問題を扱わない旨を述べ、大臣または政府に問題解決を委ねている。さらに、気候変動に関する立法が不十分ななかで、選挙で選ばれたわけでもない司法のメンバーが立法府に代わり規制のための「新たな法」を作り、政策を形成することの妥当性を疑う声もある⁽¹³⁶⁾。

(3) 分断の克服

したがって、本稿で特定した6つの分断を克服するためには、立法により調和のとれた気候変動対策を講じることが有効であると考えられる。その際、気候訴訟を通じて浮き彫りとなった分断や法的課題を抽出し、それらを法律レベルで克服するための慎重な議論が必要となる。より重要となるのは、そうした立法がより高いレベルの政府によって、より包摂的に行われることである⁽¹³⁷⁾。特に適応策の要請は、オーストラリア法を再構築し方向転換させるための機会であるともいわれている⁽¹³⁸⁾。また、オーストラリアにおける気候訴訟は全てのレベルの政府に共通の原則としてのESD（および予防原則）が重要な役割を果たしている。共通の理念や原則の存在が分断の克服に資すること、および、理念や原則が法律のな

かに明文化されることによって右の機能が強化されることは、オーストラリアのみならず日本においても期待されることである。

現在、連邦政府はEPBC法の全面改正に取り組んでおり、排出抑制のための取組みを強化し、気候変動適応に関する規定も新設する方針で作業が進められている。気候訴訟が生じる背景には様々な層での分断が存在する。分断の克服こそが真の気候変動緩和および適応であるということを認識し、持続可能な社会の実現に向けて各主体の協働を促進することが目指されるべきである。

*本稿は、日本学術振興会『課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業（学術知共創プログラム）』に採択された共同研究「重層的アクターの協調を生み出す気候変動ガバナンスの構築—低炭素水素事業に着目して（研究代表者：石川知子）」による研究成果の一部である。ここに記して感謝申し上げる。

⁽¹³⁴⁾ Brian J. Preston, *supra* note 1, at 513.

⁽¹³⁵⁾ Jacqueline Peel & Jolene Lin, *supra* note 2, at 694.

⁽¹³⁶⁾ Jacqueline Peel, *Issues in Climate Change Litigation*, 5 CCLR 15 (2011) at 23.

⁽¹³⁷⁾ Jan McDonald, *supra* note 6, at 164-166.

⁽¹³⁸⁾ *Id.*, at 167.

再記号過程としての異文化受容 ——日本におけるデータベース・ファンタジーを事例に——

エスカンド・ジェシ

Cultural Reception as Re-semiosis: The Case of Database Fantasy in Japan

ESCANDE, Jessy

Abstract

This paper explores the re-semiosis processes involved in Japan's reception of foreign cultural symbols, particularly in the context of the unique genre of "database fantasy" that has developed since the 1980s. Database fantasy refers to the reuse and re-contextualization of foreign motifs—such as creatures from various mythologies—in new, distinctly Japanese fantasy worlds, where their original meanings are often significantly reimaged. These imported symbols are absorbed into a shared semiotic "database" understood by Japanese creators and consumers, without requiring knowledge of the motifs' origins, and where they undergo further transformations. Using Umberto Eco's theories of cultural units and encyclopedic knowledge, the paper argues that database fantasy showcases a form of cultural appropriation, in its neutral sense, where symbols from various global traditions are internalized and transformed within Japanese pop culture. The study further analyzes how these signs become detached from their historical or mythological roots, acquiring new layers of meaning that resonate with contemporary audiences in Japan. The work provides a semiotic framework for understanding the transformation of fantasy genres globally, while situating Japan's database fantasy as a key case study in the dynamics of cross-cultural symbol reception and transformation.

はじめに

本論文では1980年代以降に発展した、複数のメディアを横断する日本独自のファンタジー・ジャンルを検討の対象とし、当該ジャンルをめぐる異文化受容に付随する再創造の問題を考察の俎上に載せる。近年、世界的に流行してきた当該ジャンルに特徴的な点は、創作者と鑑賞者に内在化された外来記号のデータベース⁽¹⁾と、特定のジャンルに限定されないその広範な利用・消費に認められる。かつて筆者は、このジャンルにおける作品群を「データベース・ファンタジー」と名付け、以下のように暫定的に定義してきた。

データベース・ファンタジーは、モチーフが第一の起源（伝承や神話など）の文脈で理解されず、作品での再文脈化がなされることでそのルーツから切り離され、「日本ファンタジー」という新たな文脈で第二の起源が生まれるという特徴を持つ。多くの消費者は第一の起源に関する知識は乏しいが、変容したモチーフには詳しく、それを基に創作することが一般的である（エスカンド 2021a: 80）。つまりモチーフの起源よりもファンタジー世界での文脈が前提となり、かつ、日本ファンタジー独自の色に染まる。（エスカンド 2021b, 1-2）

(1) データベースという言葉に関して、主な活動分野の影響か、違和感を覚える人もいる。言うまでもなくここではデータベースとは、計算機科学などにおけるフォーマルなデータセットとその管理システムのことではなく、その比喩表現である。それは、ある程度固定化された記号群で、作品群に通底的でありながら、ジャンルに関する予備知識の一部として、消費者層の脳内にあるデータベースだと言えよう。

この「再文脈化」によって「ルーツから切り離され、(…) 第二の起源が生まれる」のは、再記号過程である。もちろん当該ジャンル以外でも、特定の対象をめぐり社会的認識が変容し、その記号の具体的な意味内容が変質を遂げることはごく自然な現象である。物事の捉え方が時代とともに、あるいは地理的移動とともに変わっていくのは当然であり、いわば記号の宿命ともいえる。しかし、当該ジャンルにおいて、そこに関連する記号は異文化の伝承や神話などに由来するものであり、時間的・空間的に遠い存在であるだけでなく、そもそも架空の存在である。そのため、自然界との関係性が希薄⁽²⁾、かつ物質的な指示対象がないため、その性質が大幅な再記号過程を容易とする。つまり架空であり、また、文化圏的にもルーツから切断されていることが、悪く言えば「曲解」、良く言えば「歴史的背景に縛られない」奇抜な再創造を可能とするのである。本稿において本現象を再考するために、鑑賞者の持つ先行知識が文芸作品鑑賞に及ぼす影響について論じたエーコの言説を参照しつつ、彼による〈文化的単位〉や〈百科事典〉の概念を援用する。中でも、「知識がその機能規則を示し、記号の解釈と生成の条件を確立する空間」(Desogus 2012, 502)である〈百科事典〉概念を重視しながら、データベース・ファンタジーにおける記号の外来性と鑑賞者の関係性に着目する。

日本のポップカルチャーにおいて再コンテクスト化された本ジャンルの記号群は、本来のコンテクストから逸脱するにつれていかに変容、もしくは「再記号過程」を遂げたのだろうか。先行研究ではこの問題が、おもに文化史的視点から検証されている(Shimokusu 2016; 伊達 2013; エスカンド 2021a; 2021b; 2022a; 2022c)。記号論は、当該ジャンルを取り巻く特殊な異文化受容を検証するために、より精密な分析方法を提供し得る。そこで本稿では、他分野の先行研究を記号論の視点から再考し、異文化受容における外来記号の帰化にともなう変容過程の傾向について考察を展開したい。

本研究では、上記の理論的枠組みを通して、データベース・ファンタジーにおける異文化受容を再考することで、その現象の理解を深める。まず、データベース・ファンタジーやその周辺の先行研究において指摘された異文化受容のダイナミクスに、日本特有の再記号過程が認められることを確認する。その独自性は、ファンタジー世界での再コンテクスト化、つまり記号の記号過程を定める際に参照される解釈項を、例えば〈ある伝承の存在〉から〈ファンタジー世界の存在〉に変換するという点にはない。それはデータベース・ファンタジーに影響を及ぼした欧米のファンタジー作品で既に行われていたことである。しかし、欧米のファンタジー作品の場合、着想源となっているのは周辺の文化圏(主としてヨーロッパ)のもの、つまりある程度馴染みのある記号の再記号過程である。一方、データベース・ファンタジーの場合、「遠い外国の神話、民話、宗教を自国のファンタジーの基礎にするのは、日本特有である」(Escande 2023, 65)。日本独自とされたその現象を記号論的に検証することで、いかなる記号過程が発生しているのかが明らかになる。データベース・ファンタジーにおける日本独自の再記号過程は、史実的解釈項には束縛されない。むしろ史実的解釈項を知っていれば、つまりそれが個人の百科事典に入っていればあり得ない再創造⁽³⁾ともいえる。すなわち、新しい特徴(解釈項)を採用した大胆な再創造(=再記号過程)を実現するわけだが、他方で消費者はそれを抵抗なく受容し、このモチーフに関しての通説的理解が成立するのである。

その抵抗感の欠如は、文化的距離が要因の一つである。欧米では、同じ指示対象を共有するものを、ファンタジー世界のモチーフとして更新された記号と、例えば伝承のものとしての記号とに選別して理解する。場合によっては、例えばファンタジー系のロールプレイング・ゲームのために、意図的な選別をする必要もあった(Peterson 2012, locs. 4450–4465) わけだが、それが順次、複数のメディアのファンタジー作品にも影響を与えていったのである

(2) もちろん、怪物の場合でも、自然界に着想の源があるケースも存在する。それは、クロード・レヴィ＝ストロースによるブリコラージュ論(1976)で詳述されている現象である。人間が架空の存在を創造するにあたり、実在の動物に着想を得ることが、民俗学でも注目されている(山中 2019, 8–9)。

(3) 日本ファンタジーの海外受容は盛んであり、日本独自の再創造が好意的に受け入れられる傾向にあるが、特定のモチーフ、とりわけ宗教的なものに対しては問題視する声もあり、「文化の盗用」と抗議されることもある(エスカンド 2022d)。

(Escande 2023)。

一方で日本においては、ファンタジー世界のみで理解される傾向がある。つまり自国におけるファンタジーの世界観の構築は、海外伝承に大きく依拠すると同時に、その起源に関しては理解が乏しいという、日本に特有の記号群との関係性があるからこそ可能なのである。本稿では、その具体的な記号過程を示すことになる。

再記号過程としての異文化受容、とりわけ現代日本ファンタジーにおけるその現象を研究するにあたって、本研究はその中間的な段階を提示するに過ぎない。本稿で紹介する上記現象の詳細を踏まえつつ、欧米のファンタジーにおける再記号過程、およびデータベース・ファンタジー以外の日本ファンタジーにおける再記号過程との比較対照的な研究が望ましいが、これについては今後の課題としたい。現代日本における国産ファンタジーの流行が収まる兆しのない一方、学術的な探索はまだ少ない。これは複数のメディアにわたる現象であり、なおかつ学際的な領域でもあるが、他方で課題も多く残されている。本稿でなされる本現象の記号論的分析がその一つの礎になることを願う。

1. 本研究の領域

本論文で検討の対象となるのは特定のジャンル、すなわちデータベース・ファンタジーである。それは、近年流行している「異世界もの」などのサブジャンル⁽⁴⁾を包含する⁽⁵⁾が、決してそれに限らない。データベース・ファンタジーには、剣と魔法の世界、英雄や冒険者を主人公とする作品群、つまりヒロイック・ファンタジー⁽⁶⁾と重なる作品が数多く包含される。しかし、ヒロイック・ファンタジーのような、共通の世界観で成り立つ作品群と比べれば、データベース・ファンタジーには世界観が付随して

いない。それはむしろ、共通のモチーフ群で成り立つジャンルであるといえる。

特異とはいえ、データベース・ファンタジーはマイナーな領域ではない。現在のところ、小説、漫画、アニメーション、ビデオゲームの多くが当該ジャンルに分類され、非常に流行している。なお、当該ジャンルの核心的特徴の一つは、数多くのモチーフを収録しているデータベースの集中的再利用および再創造といえるだろう。しかしそれだけなら、データベース・ファンタジー以外のジャンルにも認められる現象である。一例をあげるならば、日本におけるいわゆる妖怪文化もそれに該当するであろう。妖怪文化は、各地域に起源をもつ妖怪(鈴木 2009, 56–57; 小松 2017, 305)、すなわち本来的には伝承や信仰の対象だったものを娯楽作品(Foster 2009)として創作へと転換し、結果的に、一定のモチーフ群によって構築されたデータベースが成立した。そしてその一連の過程において、データベース化に基づいて、収録されたモチーフの単純化(香川 2015, 139)が施されたのである。これは、データベース・ファンタジーと同様だといえる。

妖怪文化とデータベース・ファンタジーとの重要な差異は、データベースが利用される領域の性質にある。妖怪文化は「娯楽としての妖怪」に依拠するものだとしても、我々の世界の文脈を前提としている。我々の世界に根付いた伝承由来のもので、ある種の「歴史的な縛り」が残存している。妖怪はそのデータベース化によって本来の多様性が縮減され、「[流通可能]な存在」となった(香川 2015, 139)と考えられるが、しかしデータベース・ファンタジーのように、ファンタジー世界(つまり異世界)に再コンテクスト化されることはなかった。妖怪文化には、外来のモチーフがデータベースに収録され、日本のものと認識されてきたものはあるが、

(4) サブジャンルとは、読んで字のごとく、より包含的な区分の中の細目である。ジャンルとサブジャンルの関係性をどれほど詳細に、どのような基準で区分するかなどにより、その内実は大きく異なる。あくまでもサブジャンルとしての位置付けは、より包含的な作品群との関係性において相対的である。見方によっては、サブジャンルはジャンルでもある。文脈や論じ方によって、その名称は異なる。

(5) 「異世界もの」におけるモチーフのデータベース消費はすでに指摘されている(Levy 2021)。

(6) それらのサブジャンルは、研究者や評論家によって定義が多少異なるが、ほぼ重複している。ハイ・ファンタジー(英: High Fantasy)の場合、舞台が「異世界とりわけ第二世界に設定され、それらの世界の運命に関わるファンタジー」と定義されている(Clute and Grant 1999, 466)。一方、ソード・アンド・ソーサリー(英: Sword and Sorcery)は「魔法と剣術を盛り込む冒険にまつわるファンタジーのサブジャンル」とされる(同上, 916)。ヒロイック・ファンタジー(英: Heroic Fantasy)と前者の区別の基準は「未だに誰も挙げていない」と指摘され(同上, 464)、双方を類語として扱っている。

データベース・ファンタジーにおける〈ファンタジー世界の存在〉としての内面化とは性質が異なる。データベース・ファンタジーでは、ゴブリンはヨーロッパ起源、ゴーレムはユダヤ神秘主義起源、ラミアは古代ギリシア起源などといった出自が忘却され、同じファンタジー世界の要素として並列的に認識されている。

ジャンル論的な位置付けは第2章で整理するが、データベース・ファンタジーの特異性は、記号の広汎性と、特定のサブジャンルを越境するデータベース化にある。例えば、第二世界（第一世界、つまり現実世界と異なる異世界）の描写を前提とするヒロイック・ファンタジー的な作品に限らず、データベース・ファンタジーには現代日本を舞台とする作品も含まれる。サブジャンルとしては、近年のいわゆる「人外もの」がその一例であり、登場するモチーフ、たとえばラミア（古代ギリシア由来）やデュラハン（アイルランド伝承由来）なども人外キャラクターに数えられる（Escande 2022b）。データベース・ファンタジーとはサブジャンルを越境する、共通のデータベースにかかわるジャンルなのである。このジャンルの作品において、時代的背景も文化的背景も大幅に異なる、ありとあらゆる世界観により構成される記号群が成立した点は注目に値するといえるだろう。

こういったデータベース化に着目するために、時空を越境する受動的な文化の変容だけではなく、日本側のエージェントによる能動的な再記号過程の営為が重要となる。芸術作品の創作者による再創造や、参照された資料の性質⁽⁷⁾が、多くの外来モチーフを対象とする、日本にしか見受けられない独自の再記号過程の結果として、データベース・ファンタジーが成立したわけである。さらにいえば、データベース・ファンタジーの特異性は、ほとんど体系的ともいえる外来記号の内面化にあることを指摘しておこう。この内面化とは、もともとは海外に由来する記号であったにもかかわらず、それが日本独自の変容を遂げ、日本固有のものとして認識されていく、というプロセスを意味している。そしてそれ以降、外

来記号の「外来性」は意識されなくなり、データベース・ファンタジーの創作と鑑賞の両次元において、在り来たりの記号、いわば「在来種」のように機能する。例えば先行研究では、ゴーレムをめぐる現象が一例として論及されている。

ゴーレムが登場するのは、主として戦闘系RPG（ロール・プレイング・ゲーム）であり、シリーズ化されている定番の人気ゲーム『ドラゴンクエスト』などがその代表例であろう。（…）通常、このゲームにおいてゴーレムは「倒されるべきモンスター」の役目を負った「常連」である。多少の差異はあるが、どのゲームでも類型化したデザインであり、固定化した特性の中に置かれている。（伊達 2013, 199-200）

本稿の第3章ではその現象をより精緻に検証するため、エーコによる解釈的記号論の枠組みを援用しつつ、上記の現象を「外来記号の百科事典への追加」として考察する。そして、同様の意味で「内在化」を論じる先行研究として、ユダヤ神秘主義を起源とするゴーレムの事例研究を取り上げる。そのゴーレムに関する先行研究は、いかにモチーフの理解が異なっているのかを指摘しており（伊達 2013）、また、筆者も以前、具体的にどのような仲介の機能によりそれが変容したかを指摘している（エスカンド 2022c）。しかしながら、本稿ではそれらの議論を踏襲しつつも、それ以外の側面として、記号過程の詳細をより明確に分析することが目的となる。

当該ジャンルの核心にある「記号のデータベース」は、ほとんど外来の記号により構築されている。国際交流に関する記号論（Carlson 2008）や、幻想作品における存在の記号論（Nikolajeva 2009）など、あらゆる方面にデータベース・ファンタジーに関係する先行研究がある。そして、記号論の枠外とはいえ、実質上、具体的な再記号過程を指摘した先行研究もある（Shimokusu 2016; 伊達 2013; エスカンド 2021a; 2021b; 2022a; 2022c）。それらの事例研究を

(7) 例えば、海外の神話や伝承に関しては日本語資料がまだ少なく、なおかつ、研究者以外がアクセスしにくかった時代においては、アメリカ産のファンタジーゲーム、とりわけTRPG^(*10)関連資料が参考され、データベース・ファンタジーが形成されていった（Escande 2023）。

俯瞰してみると、日本ファンタジー作品では外来記号を外来的なものとして受容（もしくは消費）するよりも、むしろ、当該作品群を好む日本の消費者にとって、関連データベースのものとして内在化されている点が、極めて強い傾向として認められる。筆者はその特徴をデータベース・ファンタジー論すでに指摘しているが（エスカンド 2021a）、それ以外にも、同様の術語を使わずともそれに関連する現象として、ヨーロッパ趣味的新中世主義⁽⁸⁾を指摘した先行研究（岡本 2019）もある。しかし、その記号過程としての性質に関しては、未だに十分な議論が展開されてきたとは言い難い。1編の論文では到底説明しきれない問題だが、それを解き明かす第一歩として、本研究ではジャンル論と記号論を照らし合わせてみたい。

2. ジャンル論的位置付け

ファンタジーをジャンルとして定義することは困難であり、諸説あるため、論争も長年にわたって続いている。本稿では、その分類に議論の余地があることを考慮しつつ、ファンタジーとそれに隣接するジャンル、例えばサイエンスフィクションと区別するために有用な先行研究を引用する。ファンタジーに関するジャンル論では、現実と幻想、自然と超自然がしばしば基準として用いられるものの、その境界線は文化的背景に依存して相対化されることを認識する必要がある。そのため、本稿で引用する先行研究は、普遍的な枠組みとして使用できない点をあらかじめ明記しておく。ただし、データベース・ファンタジーにおいては明白な幻想性が際立っており、ファンタジーの基礎的かつ暫定的な定義としては十分である。

まず、ファンタジーの広義的な定義であるが、W・R・アーウィンによると、それは「一般に可能性として受け入れられているものに対するあからさ

まな違反に基づき、それによって支配される物語」（Irwin 1976, 9）であるとされる。また、キャサリン・ヒュームはファンタジーを「コンセンサスとなった現実からの逸脱」（Hume 1984, 21）と簡潔に定義しているが、この定義はネイピアによって、「コンセンサスとなった現実からの意識的な逸脱」（Napier 1996, 9）として妥当なかたちで修正されている。これらの定義に従って本稿では、神話的・歴史的テキストは除外することにした。

データベース・ファンタジーの特異性に加え、それがいかに外来記号の受容に依存しているのかを論じるためには、ひとまず、そのジャンル論的位置付けを明らかにする必要がある。日本におけるファンタジー作品は豊富にあるが、幻想文学、和製ファンタジー、データベース・ファンタジー、異世界もの、いわゆるナローロッパ⁽⁹⁾系など、ありとあらゆるジャンル規定の基準により、ありとあらゆる名称が付与されている。ジャンルに包含されるサブジャンルの位置付けは、よりいっそう全体図を掴みにくくする。東洋的なファンタジーは本稿には関係しないが、日本における東洋的なファンタジーも多様である。本章では、その整理と位置付けを行うにあたり、データベース・ファンタジーの位置を順番に、広義のファンタジー・ジャンル（the fantasy genre）、それに包含されるジャンル・ファンタジー（genre fantasy）と先行ジャンルである和製ファンタジーと対照しながら考える。広義には、データベース・ファンタジーはジャンル・ファンタジーの一種とも区分できるが、上記の特異性を根拠として、個別のジャンル（あるいは、ジャンル・ファンタジーのサブジャンル）として規定すべきだと考えられる。

(8) 新中世主義の定義に関しては議論が続いており、本稿ではそれを俯瞰的に紹介することはできないが、応用性の高い定義を提供したマシューズは中世主義の実用モデルを規定し、忠実な描写に挑む〈あったのまま〉の中世時代（The Middle Ages “as it was.”）、歴史性を援用しない〈あったかもしれない〉中世時代（The Middle Ages “as it might have been.”）とモチーフだけを借りる幻想的な〈なかった〉中世時代（The Middle Ages “as it never was.”）という三つの基本モードを規定する。そして、新中世主義を定義する代わりに、「ちなみに第二区分の多く、そして第三区分の全体はいくつかの学者が現在、新中世主義と称するものに相当する」と説明する（Matthews 2017, 37-39）。

(9) 「ナローロッパ」とはライトノベルの文脈で、「小説家になろう」という人気サイトとヨーロッパを組み合わせたかばん語であり、ウェブ小説に氾濫する「中世ヨーロッパを基盤とする設定」を指す。

これから紹介する関係性の全体図は、図1に示す通りである。言うまでもなく網羅的ではないが、本図ではジャンルのオーバーラップとジャンル・サブジャンルの入れ子関係が可視化されている。ファンタジーはSFに包含されるなど、ジャンル論において諸説あるが、以下の図表は本稿における位置付けを反映している。

2.1 和製ファンタジーとデータベース・ファンタジー

先述した広義のファンタジーであれば、夏目漱石の『幻影の盾』(1905)のような、アーサー王受容に基づく日本の初期ファンタジーを挙げることができる。しかし第二世界、つまり幻想的な描写でも、我々の世界ではなく、現実世界と異なる完全架空の異世界をめぐるファンタジーが日本において登場するのは、第二次世界大戦後のことである。

比較として名高い作品を取り上げるなら、まず欧

米のファンタジー作品の受容として、J・R・R・トールキンによる画期的な作品である『指輪物語』が瀬田貞二訳で、1972年から1975年にかけて出版されている。1970年代から、国産のファンタジー小説も創作されはじめたが、基本的には欧米ファンタジーの模倣であり、文化的オリジナリティが乏しく(Escande 2023, 69)、1980年代後半までの日本ファンタジーは「欧米のファンタジーの単なる焼き直し」に過ぎなかった(高橋 2004, 32-33)。それ以降、独自性をみせる「第二の波」は「一九八〇年代の後半から九〇年代はじめにやってくる」と指摘されており(高橋 2004, 32)、データベース・ファンタジーのジャンル成立(エスカンド 2021a)の時期とも重なっている。高橋は第一の波と第二の波をともに「和製ファンタジー」と位置づけるが、1980年代末を「外来の影響を消化し、日本独自のコンテンツを創造する時期」として把握し、「焼き直し」から、独自の雰囲気構築しようとするタイトルへと、日

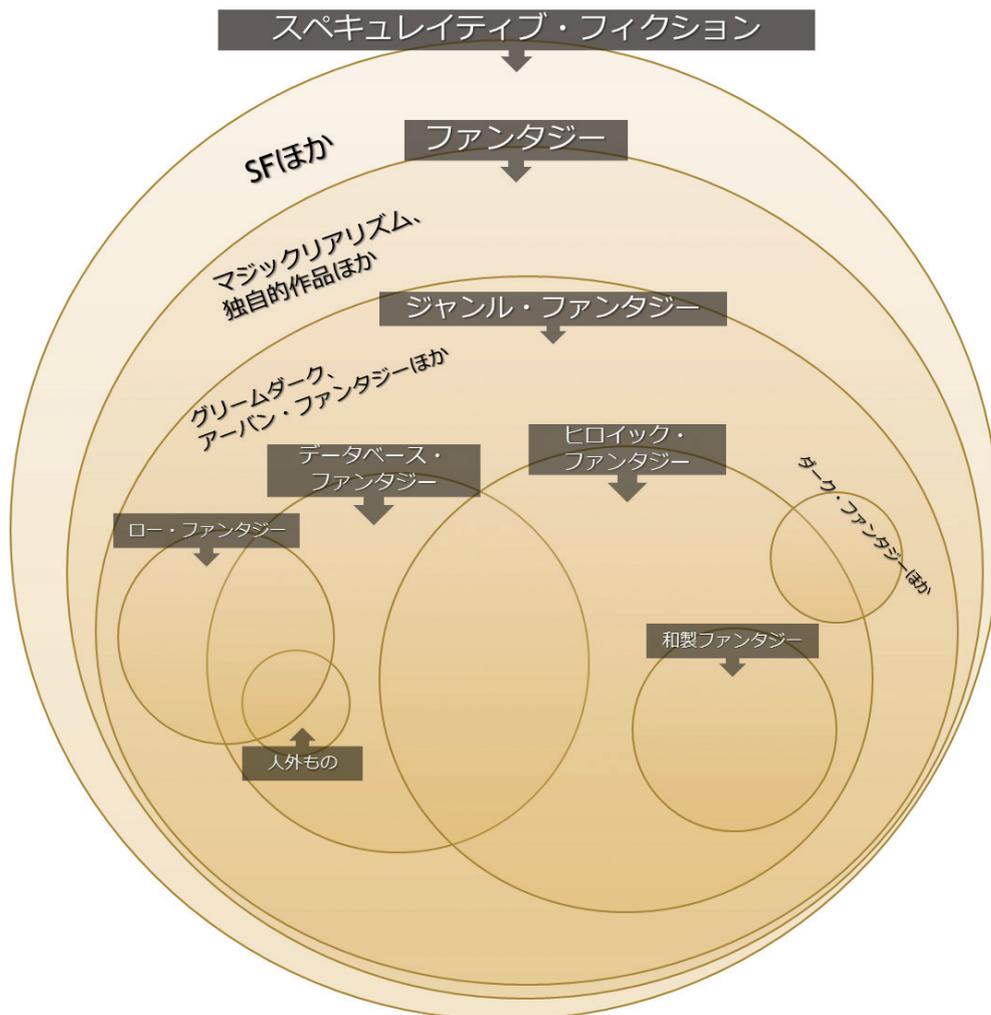


図1 ジャンル論的位置付け

本のファンタジーの形式や雰囲気の独自性が高まっていった時期として理解するのである（高橋 2004, 32-33）。高橋は、1970年代から1980年代にかけて変容した日本のファンタジー作品について、それ以降の作品もまとめて「和製ファンタジー」と一括りにしている。しかしながら高橋の議論では、「第二の波」など、時間的な位置付け以外の面では、精密にジャンル規定がなされていない。そのために「和製ファンタジー」と「データベース・ファンタジー」の関係性が示しにくい。少なくとも、「和製ファンタジー」の「第二の波」におけるオリジナリティの増加が、日本人の創作者・オーディエンスの欧米的架空世界の内在化の観点からみると、データベース・ファンタジーの先駆けだったとは言えそうである。とはいえ、きわめて王道的なジャンル・ファンタジーで構築されていた「和製ファンタジー」と、ジャンルを越える記号のデータベースを中心とする「データベース・ファンタジー」の性質はまるで異なっている。

また、和製ファンタジーという名称の応用は、根本的にトランスメディア的であるデータベース・ファンタジーとは異なり、和製ファンタジーの代表作である『ゲイン・サーガ』（栗本 1979-2009）はもちろん、忘れられがちな『虚空の剣：真・エクスカリバー伝説』（上原と杉山 1989）のような作品など、ほとんどが小説に限られる。そのメディア領域の違いが重要であるが、それは両ジャンルを区別することの必要性に関わってくる。高橋によると、第二の波は「一九八〇年代の後半から九〇年代はじめにやってくる」（高橋 2004, 32）と指摘されている。その時期には、『ザ・ブラックオニキス』（BPS 1984）、『リザード』（リバーヒルソフト 1984）、『ドルアーガの塔』（ナムコ 1984）のような初期の国産RPGに続き、今まで知名度が高いままに続く同ジャンルのフランチャイズである『ドラゴンクエスト』（チュンソフト 1986）や『ファイナルファンタジー』（スクウェア A チーム 1987）がリリースされ、国産RPGの開発が加速し、他メディアにも影響を与えはじめた時期でもある。

1989年にはダークファンタジー漫画『ベルセルク』（三浦 1989）の連載が始まり、ファンタジー・ジャンルの新しいメディアへの浸透が顕著になった。同じ小説でも、高橋自身が指摘するように、異文化受容の延長線上にある単なる焼き直しではな

く、日本的特色を示す小説、例えば雑誌連載から始まった『スレイヤーズ』（神坂一（著）とあらいずみるい（イラスト）1989〜）が第二の波を構築した。同じ性質を示唆するような、同じジャンルの第二の波というよりも、感性や媒体が異なる新種のファンタジー・ジャンルとして、つまりデータベース・ファンタジーとして取り扱うべきことは、本稿において引用されているデータベース・ファンタジー論に通底する論説である。

データベース・ファンタジーにおいては、世界観の構築に利用される記号群が和製ファンタジーと比べて、原典からより乖離している。和製ファンタジーであれば創作者が意識した欧米ファンタジーの直接的影響がみられるのに対し、データベース・ファンタジーにおいては、モチーフの歴史性や外来性が後景へと追いやられ、日本的要素が増え、ハイブリッド化される。データベース・ファンタジーがジャンルとして成立し、創作者と消費者の間に、帰化したモチーフ群への理解が共有されるのである。例えば、世界各国のあらゆる伝承や神話に起源のあるモチーフは異文化のものではなく、ファンタジー世界の生き物として再文脈化される（Escande 2021a, 82）ことで、データベース・ファンタジーという日本独自のジャンルが確立したことは、すでに拙論のなかで指摘している（Escande 2023, 69）。その中で筆者は、仲介としての「ファンタジー辞典」が果たした役割についても検証を行っている（Escande 2023）。つまり、和製ファンタジーからデータベース・ファンタジーへの変容は、世界観を重視した作品から、ジャンルレベルの記号群を重視した作品へのシフトを軸としているのである。もちろん、データベース・ファンタジーの萌芽には、ある程度、関連する記号群の導入が不可欠であった。その契機は、1980年代の日本におけるゲーム受容であった。

データベース・ファンタジーにゲーム的な要素が多くなったのは、発表媒体の違いが大きい。和製ファンタジーは欧米の小説を影響元としていたが、その一方で、日本においては文学作品、とりわけ人気のライトノベルを含めて、今日的なファンタジーのトランスメディア的発展がゲームで成り立っている（Kamm 2020, 50; 高橋 2004, 33-34）。西洋における初期のコンピューターロールプレイングゲーム（CRPG）は、テーブルトップロールプレイングゲー

ム (TRPG)¹⁰⁾に依拠しており、また、ジャパニーズ
 ロールプレイングゲーム (JRPG) は、西洋の TRPG
 と初期 CRPG から強い影響を受けていたことがゲーム
 史では通説となっている。中でも、『ドラゴンク
 エスト』の生みの親である堀井雄二が Macworld
 Expo にて、『ウィザードリィ』 (Wizardry, 1981) と
 いう開拓的な初期西洋 CRPG に触れ、そこから強い
 影響を受けたことが知られている (Zagal and
 Deterding 2018, 117) が、『ウルティマ』 (1981) を
 はじめとする同名のシリーズの影響も強い (Addams
 1990, 3-5; “Richard Garriott’s Handwritten DND #1
 Design Notes” 2015)。同様に、それら二つの定番と
 なったフランチャイズは、『ファイナルファンタ
 ジー』シリーズの生みの親である坂口博信にも大き
 な影響を与えた (Barder 2017; Hoey 2015, 4-5;
 Lucas 2017, chap. Coder le RPG)。以降の JRPG に
 影響を与え続けた 1985 年発売の『ドルアーガの塔』
 においても、D&D と『ウィザードリィ』からの影
 響が確認されており (cakes 編集部 2015; 石田
 2008)、もう一つの架け橋的存在ともいえる重要な
 作品であった。紙媒体のゲームから、ビデオゲーム

の発展に至るまで、ゲームは各時代・各国の伝承や
 神話など、異なる百科事典の記号を収集し、その過
 程で生まれた新たな百科事典を拡散させる役割を果
 たした。

TRPG の間接的な影響の媒体であったゲームブッ
 クの他にも、後にアニメ化された人気小説『ロード
 ス島戦記』シリーズは、元来は TRPG セッション
 の記録であり、その発表元であったゲーム専門雑誌
 『コンプティーク』も重要な媒体だったが、「ビデオ」
 に限らずとも、ゲームはデータベース・ファンタ
 ジーの発展に欠かせない存在だった。筆者はかつ
 て、日本で内在化に至った再創造にまつわる異文化
 受容現象の鍵として、ゲーム関連資料をはじめ、日
 本で役割が拡大したファンタジー辞典を検討しなが
 ら、(記号論をもちいたものではないが) それらの
 資料がいかに海外からの記号を運搬する媒体として
 重要性を有していたのかを検証した (Escande
 2023)。なお、データベース・ファンタジーのジャ
 ンル発展にまつわるダイナミクスは、以下の図 2 の
 通りである。この資料はメディアのコンテンツ拡散
 を表すと同時に、記号の流通チャンネルをも示して

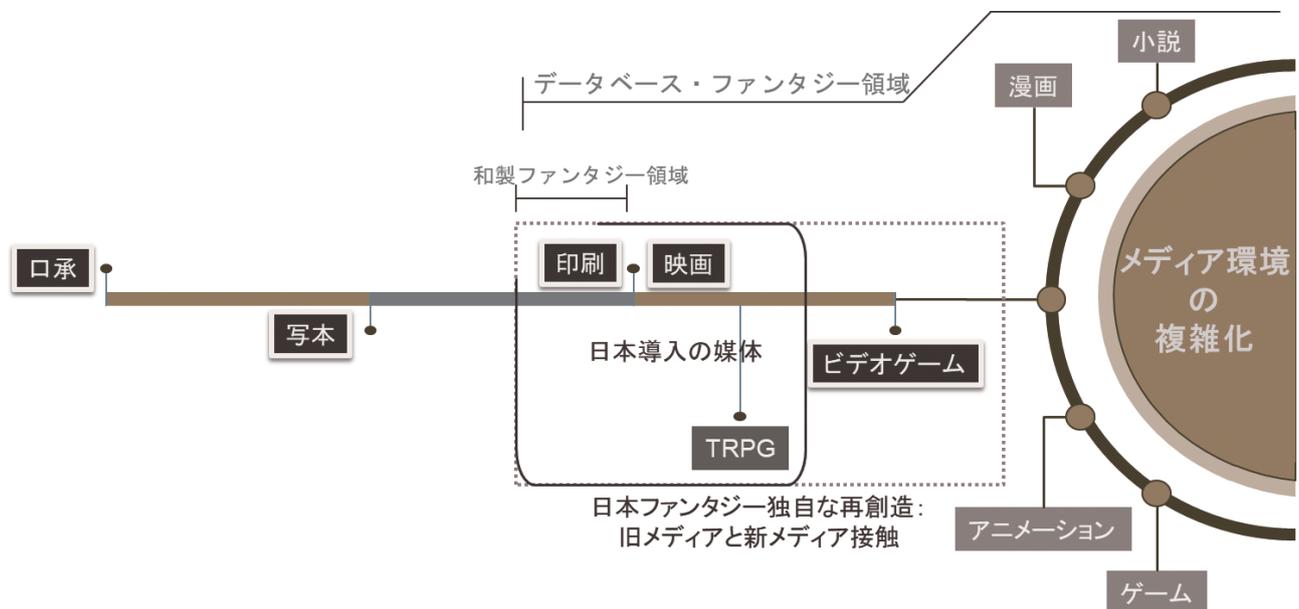


図2 海外コンテンツの多メディア的拡散

10) 「日本において TRPG の通称はテーブルトークロールプレイングゲームだが、名前の通り、殆どが円卓で行われるロールプレイングである。演技はするが、変装はせず、必要な時だけキャラクターになりきるもので、ボードゲームと即興的演技が合わさったものと言えるだろう」(エスカンド 2022c, 119)。トーク (talk) は日本において一般的な表記であるが、これは意図的に口頭要素を強調したもののなのか、それとも英語表記の省略に対する誤解から広まったもののなのかを検証するのは困難である。日本における TRPG 活動を和製英語で示すことに異論はなくとも、この文脈で TRPG として省略されているのは海外のゲームであるため、本来の英語表記を使用する。

いる。

2.2 ジャンル・ファンタジーとデータベース・ファンタジー

英語圏で発展したジャンル・ファンタジーも、ジャンルの性質が一定の記号群に依存するが、それはあくまで特定のサブジャンルにまつわるデータベースである。このジャンル・ファンタジーは以下のように定義されている。

これは規定が大変困難な用語である。軽蔑的なニュアンスを避けながらでは尚更である。ジャンル・ファンタジーはほとんど常にハイ・ファンタジー、ヒロイック・ファンタジーやソード・アンド・ソーサリーであり、主な特徴は、未読の本でも読者が分かる、つまり、以前に体験し、その本が導く世界に馴染みがあるということだ。すなわち、ファンタジーランドである。キャラクターも恐らくお馴染みのものである。(Clute and Grant 1999, 396)

つまり、ジャンル・ファンタジーはパターン性の強さが特徴であり、モチーフ・決まり・世界観などを読者が知り、それを特定のサブジャンルに期待することで機能する (Perper and Cornog 2011, 62)。そのサブジャンルの枠内では、モチーフが作品レベルのものではなく、同じサブジャンルに共通しているが、そのモチーフはあくまでも世界観に縛られ、特定のサブジャンルからは脱出しない⁽¹¹⁾。その一方でデータベース・ファンタジーでは、同じモチーフは一貫性を持ちながら、あらゆるサブジャンルに登場する。つまり、ジャンル・ファンタジーの特異性はサブジャンル性にある一方で、データベース・ファンタジーの特異性はサブジャンルの越境にある

のだ。パターン性が機能する点では共通だが、記号群が機能しうる範囲に違いがある。

英語圏の作品において、エルフやドラゴンが堂々と現代的な設定で登場したら、それはその作品自体の特色になる。そもそもジャンル・ファンタジーの認識が創作者と鑑賞者に共有されているために、それを意外な形で崩すことで特異性が生じるのである。日本のデータベース・ファンタジーにおいては、例外なく、数多くの作品にモチーフのサブジャンルの越境という特徴が見受けられる。データベース・ファンタジーでは、ヒロイック・ファンタジーのモチーフを第一世界、つまり我々が生活しているはずの現実世界を舞台に使うことや、サイバーパンクとヒロイック・ファンタジー、西部劇とヒロイック・ファンタジー、またはヒロイック・ファンタジーと、相容れないはずの現代的要素の組み合わせが散見される⁽¹²⁾。つまり端的に言えば、「ジャンル意識」よりも「モチーフ意識」が高いのである⁽¹³⁾。それは、一定のジャンルのアイデンティティと感性に縛られていないからであり、より広く、〈ファンタジー世界の存在〉と認識されているからだと考えられる。異文化の伝承、神話、宗教やポップカルチャーにある第一の起源が忘れ去られても、日本ポップカルチャーに拡散されたゴブリン、ゴーレム、スライム、デュラハンなどのモチーフが、日本の消費者に記号として内在化されている。

比較の視点からいえば、データベース・ファンタジーを先取りしていた和製ファンタジーは、異文化受容を基盤としていたが、むしろ原典には忠実で、日本的な独自性に乏しかった⁽¹⁴⁾。つまり、日本的な独自性を生み出す再記号過程が介在していなかったのである。他方、データベース・ファンタジーにおいて外来の記号は、作品や特定のサブジャンルを越境し、再記号過程の進展とともにファンタジー世界

(11) もちろん、例外はある。しかし、ジャンル・ファンタジーの境界線を破壊することで評価されるチャイナ・ミエヴィルでさえ、このダイナミクスからは逃れられない。何故なら、境界線を破壊する特徴は、境界線が認識されているからこそ成り立つものであり、ティモシー・ペルパー (Timothy Perper) とマーサ・コルノグ (Martha Cornog) が指摘するパラダイムに位置付けられるからだ。

(12) 現代日本を舞台にした作品に、西洋趣味的かつ新中世主義的なファンタジー世界の存在が登場することはしばしばある。その中でも、国際交流の比喩として人外キャラと人間のキャラクターの交際の描写に重点を置く〈人外もの〉(Escande 2022b) が最も過激なサブジャンルかもしれない。

(13) 外来モチーフの一種が単なる商材 (コモディティ) として再利用される日本のアニメーションに着目したドゥウインターの先行研究については後述予定である (deWinter 2012)。

の存在として共通の理解を獲得するに至っている。こうした観点からデータベース・ファンタジーのデータベースとしての機能を〈記号のカatalog〉と見做すことができるだろう。なおかつ、カatalogとしての一貫性を保ちながら、その内容は更新されていく。それはエーコの記号論で換言すれば、内在化された記号群、つまり当該ジャンルの鑑賞者に特化した一つの〈百科事典〉でもある。なぜなら、オーディエンスが異文化由来のモチーフの歴史的な背景までは知らなくても、定番のモチーフとしての共通理解があり、創作者はオーディエンスの先行知識、つまり記号としての認識を前提に創作を展開しているからである。つまり、一つの作品やサブジャンル独自のモチーフではなく、広義のファンタジー的存在として内在化されているのだ。かくして異文化由来の記号の集積により、データベース・ファンタジーのデータベースが構築されるのである。

3. エーコによる解釈的記号論の観点から

先述した概念だが、エーコの記号論における最も重要な貢献とされる (Proni 2015, 22) 〈百科事典〉^{encyclopedia} は、以下の引用で示されるように〈辞書〉^{dictionary} とは異なる。

辞書と百科事典の対立は、現代の意味成分論の枠組みで広く議論されているが、依然としてその定義はやや曖昧である。しかしながら、大まかに言えば、辞書的な表象は純粋に言語的能力に関するものであるのに対し、百科事典的な表象は、いわゆる「世界知識」の全体を考慮に入れるものであるといえるだろう。百科事典が提供する世界知識は、我々が見るような、直接的で物理的、あるいはしばしば個人的な経験とは関係がない。それどころか、それは他の記号現象、相互テクスト的知識、解釈項の連鎖と深く結びついている。(Eco 1984, 255)

つまり、〈百科事典〉と〈辞書〉も、物質的なものではなく、読者（よりも広く鑑賞者や消費者まで含む）が持つ予備知識である。〈辞書〉はある意味、コンテキストに応じた解釈によって更新される以前に機能するフレームワークともいえるだろう。

読者は辞書的形態の語彙集に依拠し、表現の基本的意味単位を特定する。この下位レベルで、記号内容の最小限の諸公準、あるいは含意の諸規則が機能する。たとえば、「むかしむかし、あるところに白雪姫という王女さまが住んでいました」という文を読めば、「王女」について統辞論的には単数・女性、意味論的には〈人間で生命ある〉存在ということになる。その他の特性はまだ顕在化されない。(Eco 1993, 119–20)

エーコにとっては、ある記号の意味とは、個人レベルの現象ではなく、共通の知識を通じた結果である。記号の制作と解釈には、多層的な知識体系に属する幅広い規範と情報が含まれ、解釈者と発生者はコミュニケーション実践の中でそれらを共有し、更新していくのである。それを〈百科事典〉と規定する。

3.1 百科事典論から考えるデータベース・ファンタジー

エーコの長年にわたる研究活動において、その細部は変化したが、比較的最近のものでは、〈百科事典〉の種類とそれらの関係性について、彼が論じた以下の言説を参照することもできるだろう。

『カントとカモノハシ』では、核的内容 (NC) (素人も自然主義者もネズミという言葉が喚起する性質に同意できる解釈者の集合であり、どちらも「キッチンにネズミがいる」という文を同じように理解する) とモル内容 (MC)、つまり自然主義者がネズミについて持ちうる専門

14) その結果、スーザン・J・ネイピアは1990年代半ばまでの作品を対象に「明らかに、日本ファンタジーにおいては、いくつかのテーマとイメージが西洋に比べてより強調されているが、本研究は日本独自のテーマを一つも発見できなかった」と結論付けていた (1996, 223)。高橋も、1989年から独自性を見せる作品が現れ始めたと指摘し、それ以前は「欧米のファンタジーの単なる焼き直し」と呼ぶ (高橋 2004, 32–33)。高橋が定義する独自性を見せる「第二の波」は「一九八〇年代の後半から九〇年代はじめにやってくる」と指摘し (高橋 2004, 32)、データベース・ファンタジーと重なっていると見受けられる。

知識の違いについて述べた。そして、博物学者と一般的なネイティブ・スピーカーが共有する〈k〉があり、他方には、管理しきれないほど多くの〈専門百科事典〉があり、その全集が達成不可能な〈マキシマル百科事典〉を構成すると考えるのが妥当である。したがって、パットナムが言語の社会的分業と呼ぶものの状態（あるいは層）を想像するには、一種の太陽系（マキシマル百科事典）を仮定して、その中で多数の専門百科事典が中心の核（マキシマル百科事典）を中心に、さまざまな周回軌道を描いているが、その核の中心には、各個人の百科的知識を多様かつ予見できない形で表す〈個別百科事典〉も群れていると想像しなければならない。（Eco 2014, 72）

ネズミの比喻も流石というべきか、エーコらしく分かりやすいが、本研究の対象を基準に表現し直してみよう。データベース・ファンタジーにまつわる百科事典は言うまでもなく〈専門百科事典〉である。とはいえ、ファンタジーのあまりの人気によって、ファンタジー世界関連の記号は、ジャンルの熱狂的な消費者以外にも部分的に理解され、その一部はより広く日本ポップカルチャーと化し（例えば誰もが何となくでも、ドラゴンを知り、スライムを知っている）、〈メディアン百科事典〉に収録されている部分もある。ちなみに、エーコによると「その範囲を測定することは難しいが、メディアン百科事典は、ある文化のコンテンツと同一視される」（Eco 2014, 73）という。

データベース・ファンタジーの〈専門百科事典〉は、あらゆる〈専門百科事典〉と〈メディアン百科事典〉から記号を採択して構築されている。事情を複雑化させる要素は、必ずしもそれらの百科事典からの直接な導入ではなく、むしろ、仲介を挟んで導入された場合が多かったことを、筆者自身は過去に検証している（エスカンド 2021a; Escande 2023）。つまり、本来はある文化の〈メディアン百科事典〉に収録されているものとはいえ、多くの場合、データベース・ファンタジーへの導入がそれを既に部分的に採択していた〈専門百科事典〉を通して行われていた。あくまでもモデル読者レベルの話だが、〈メディアン百科事典〉（自文化の伝承など）を持つ西洋の（モデル）鑑賞者なら、それらのモチーフの歴

史的背景を知っているが、日本の（モデル）鑑賞者が持つのが歴史性を排除した〈専門百科事典〉だからこそ、ファンタジー世界の存在として認識されているわけである。しかし、先述の通り、こういった日本におけるファンタジー世界の〈専門百科事典〉によって、いわゆるオタク領域のマニアックなコンテンツであったモチーフ群が大衆化し、より広範な日本ポップカルチャーへと拡散され、現代日本人の〈メディアン百科事典〉に広がったことは注目に値する。百科事典は、単なる記号のレポジトリーではないからである。

記号過程を支配する記号論的ルールの源でもある。百科事典は知識がその機能規則を示し、記号の解釈と生成の条件を確立する空間である。その意味で、百科事典は、それを形成する要素によって機能する多次元的なシステムである。エーコ自身が主張するように、記号過程はそれ自体でそれ自体を説明するプロセスである。（Desogus 2012, 502）

つまり、記号過程のパラダイムを規定するデータベース・ファンタジーの場合では、サブジャンルに関係なく一貫性を持つ記号群、つまりデータベースの理解が期待されている。作品内において、記号はその作品の世界観で更新されない。つまり、再記号過程はデータベースに追加される段階で行われるわけだが、作品鑑賞のレベルでは最低限になる。データベース・ファンタジーで機能する以上の解釈項、例えば歴史的な背景などは不要なものと考えられる。もちろん、データベース・ファンタジーに登場する外来記号の史実に関して詳しい鑑賞者もいるだろう。それは、創作者に前提として意識されているモデル読者の範囲ではなく、ジャンルの性質には関係しない。むしろ、創作者をも凌駕する予備知識は、創作者が想定した鑑賞の妨害にもなりうる。いずれにせよ、この程度の例外性は、エーコが述べる〈個別百科事典〉に含まれるものといえよう。

データベース・ファンタジーにおける「データベース」を、エーコが規定した百科事典の一種として明確に区分することは困難である。エーコ自身が認めているように、メディアン百科事典の範囲を正確に測定することは難しく（Eco 2014, 73）、また、データベース・ファンタジーがどの程度「ある文化

のコンテンツ」(同上)として機能しているかについては、本稿で十分に考察する余裕がない重要な課題である。

さらに、データベース・ファンタジーを専門百科事典の一種と捉えた場合、それは特定のジャンルに限定されず、エーコが考えた狭義の百科事典の範囲にも該当しないと考えられる。ここでは一旦、データベース・ファンタジーにおけるデータベースの性質を、以下の要素によって特徴づけられるものとして捉える。すなわち、21世紀における新メディアの普及と情報拡散スピードの増加、日本独自のメディアミックスを超えたトランスメディア的ダイナミクス、さらに本稿が扱う文化仲介者としてのゲームの役割を通じた再記号化過程としての異文化受容である。

これらの背景を踏まえ、データベース・ファンタジーにおける「データベース」は、極めて高いトランスメディア性とトランスナショナル性を有する〈横断百科事典〉として定義することが可能であると考えられる。つまり、〈メディアン百科事典〉よりも範囲は狭いが、〈専門百科事典〉ほど限定されたものではなく、あらゆるサブジャンルに応用可能な範囲を持つと言える。ジャンル論の観点から見れば、データベース・ファンタジーがメタジャンルであるとするなら、そのデータベースは記号論の観点においても、同様にあらゆるジャンルを横断して参照可能な百科事典として機能するであろう。

ただし、この定義はあくまでデータベース・ファンタジーにおける「データベース」の特異性を示唆するための暫定的なものであり、現時点では十分な検証が行われていない。したがって、これは今後の研究課題として位置づける。

3.2 外来記号の内在化

上述したように、他ジャンルにおける百科事典に比べてデータベース・ファンタジーが独自である理由は、外来の記号で成り立っている性質にある。文化史的視点から行われた研究においては仲介の役割について細かく指摘されている(Shimokusu 2016; Escande 2023; 2022a)が、文化史的詳細を省略して、それらの先行研究を記号論から再考して、その論旨を示したい。先ほども例示したゴーレムを取り上げよう。文化移転における再記号過程の中で最も顕著な現象は、拒絶も追加も含めた解釈項の更新である。

データベース・ファンタジーにおけるゴーレムは、ユダヤ神秘主義まで遡ることができる(伊達2013; エスカンド 2022c)とはいえ、直接的に採択されたわけではない。ユダヤ神秘主義関連の書籍や、海外映画からの受容により、既に日本では知る人ぞ知る存在ではあったが、西洋ファンタジー、とりわけTRPG『ダンジョンズ&ドラゴンズ』(初版1974年)を仲介として、異文化受容の新しい道筋で日本へと再導入されたのである(エスカンド2022c)。その結果、日本では現在、ゴーレムという記号は詳細(つまり連想可能な解釈項)が異なった状態で、いくつかの〈専門百科事典〉に収録されている。本稿で取り上げられている記号は文化的単位でもあるため、同じように見える〈ユダヤ神秘主義〉関連の〈専門百科事典〉でも、海外のユダヤ人が持つ〈メディアン百科事典〉と、オカルト趣味で〈専門百科事典〉で把握している日本人、あるいはファンタジー作品を愛好し、ゴーレムに限らず、しばしばユダヤ神秘主義に登場するモチーフの背景を知りたくて調べた日本人とも異なる〈専門百科事典〉が共存する。エーコのシステムで考えるそれらは〈マキシマル百科事典〉に包含されており、〈個別百科事典〉もその実証的な詳細を規定している。

西洋ファンタジーにおいて、ファンタジー世界での再コンテクスト化の段階で拒絶された要素もある。このような架け橋の影響と並行して、文化的距離の結果、データベース・ファンタジーにおいて新たな喪失も見受けられる。この文化的距離とは、文化的単位である記号の異文化受容においては極めて重要な側面と思われるが、エーコはこれまで、ポップカルチャーに長年着目してきたにもかかわらず、データベース・ファンタジーの背景にあるような大規模な異文化受容については、管見に入る限り論じられたことがない。この空白を埋めるには、日本ポップカルチャーと新中世主義の関係性を論じたジェニファー・ドゥウインターの指摘が手がかりになると考えられる。

西洋人にとって、ヨーロッパの中世はしばしば文化的・歴史的意義を帯び、郷愁や懐古的な感情によって彩られる。一方で、日本人にとってのヨーロッパ中世は、エキゾチックな場所として、アニメーションの物語に再構成可能な豊かな表象を提供するものである。言い換えれば、

日本人にとって西洋中世は、そもそも実在する「指示対象」として経験されたことがなく、シミュラクルの異なる秩序を経ることがなかった。そのため、中世は日本において、表象および商品として常に新中世主義的な遊びの対象として開かれていたと考えられる。「実在」が存在しなかった以上、アニメは「実在」に忠実である必要はなく、自由な創造の場を得ている。さらに、西洋中世の表象がジーンズやレザージャケット、ヘヴィメタル音楽といった他のグローバルな商品と同様、グローバル経済の中で輸入され、消費されていることを考えると、この現象はむしろ自然な帰結であると言えるだろう。(deWinter 2012, 76-77)

ドゥウインターの主張をエーコの記号論で解釈すると、原文化圏の〈メディア百科事典〉という前提を共有しない日本人は、新中世主義（主にファンタジー世界）の〈専門百科事典〉でしか西洋的中世関連記号を知らず、史実の縛り（つまりユダヤ神秘主義という歴史的〈専門百科事典〉）がなく、自由に改変可能な「対象なき記号」として、作品創作の際に使用しうる。このような感覚が、近年、問題視されるような描写を生み出し、日本ポップカル

チャーの海外受容において文化摩擦まで引き起こしている⁽³⁾。先述の通り、図3で可視化されたように、記号の導入が西洋ファンタジー作品を仲介とし、記号過程がそれにつれて進行したことは、ドゥウインターが指摘する文化的距離・断絶の一つの理由であろう。

ドゥウインターは日本のアニメーションに着目しているが、それはこのメディアに限った話ではない。それは、データベース・ファンタジー全体に対しても同じことが言える。シミュラクラでもない中世モドキは（例えば「ナローロッパ」と呼ばれるものがその好例だが）その全体の中の個別のモチーフもそれぞれ記号として独立している。それらも、本来の対象から逸脱しているのである。それらの史実から逃れた記号が、再創造（再記号過程）を制限または誘導したりする「縛り」（歴史的解釈項）を欠いた結果として、特定の作品やサブジャンルを越境した記号と化して存続することは別段驚くに当たらない。

本稿で確認してきたように、^{cultural broker}文化仲介者としてのゲーム（TRPGをはじめとする）は、重要かつ中心的な役割を果たした。しかし、それ以降、現象全体はその仲介的役割には依存しなくなっている。デュラハンの事例が示すように、そういった海外ファン

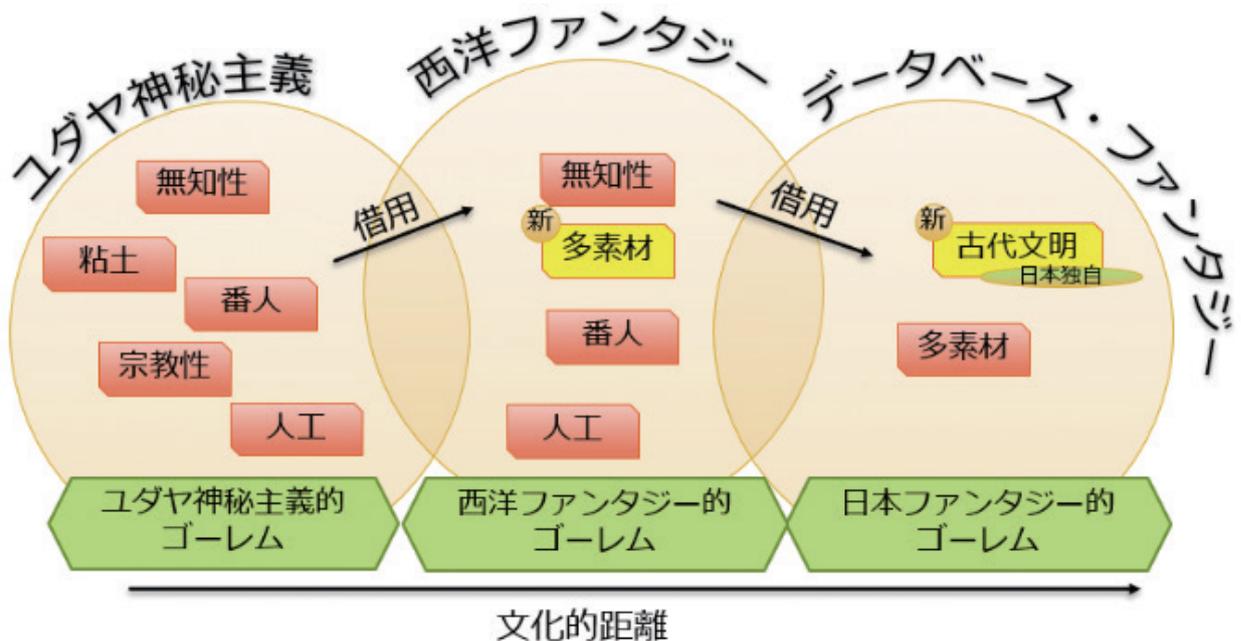


図3 ゴレムのトランスナショナル的再記号過程
備考：(伊達 2013; エスカンド 2022c)

タジーでの再コンテキスト化が行われなくても、日本での受容の段階で同じ性質の再記号過程が見受けられる (Escande 2023, 66; Shimokusu 2016)。アイルランド伝承を第一の起源とする、不吉で死神のような存在であるデュラハンの場合、例外的に TRPG など、海外ファンタジー作品の仲介がなかったことで、単純化というより、詳細に同レベルの再記号過程が行われた。

図4に示されているように、第一の起源としてのデュラハン像とは大きく異なり、データベース・ファンタジーにおけるデュラハンは、いくつかの要素(解釈項)の入れ替えや追加を通じて再創造過程(再記号過程)を経ており、第二の起源を獲得した。それらは互いによく重なり合い、「アンデッドの騎士」「首なしアンデッド」「首なしアンデッドの騎士」「女性騎士」「首なし女性」など、本来のコンテキストでは想定され得なかった表象がデータベース・ファンタジーでは確認される。

データベース・ファンタジー論の事例研究で取り上げた特徴をさらに可視化すると、いかにして新たな解釈項がより広範な再創造において位置付けられるかが示される。一つ目のカトブレパスは日本独自の再創造 (Escande 2021b)、つまり〈専門百科事典〉の更新にともなう再記号過程をめぐる、もう一つの事例となる。

一つ目という日本独自の解釈項と、細長い首という珍しい解釈項がとりわけ注目に値する。カトブレパスとは元来エチオピアの牛羚羊とされる幻獣で、古代ローマの博物誌や中世の動物寓意譚において、その目を見た者は即死すると説明されてきた。フランスの小説家ギュスターヴ・フローベール (Gustave Flaubert, 1821-1880) が『聖アントワヌの誘惑』(La Tentation de saint Antoine, 1874) でカトブレパスを再話化し、本作を引用したホルヘ・ルイス・ボルヘスも『幻獣辞典』(El libro de los seres imaginarios, 1967) で紹介を行い、TRPGの『ダンジョンズ&ドラゴンズ』(1974) で初めてカトブレパスが欧米のファンタジー作品に導入された (Escande 2022a, 10-13)。日本において、細長い首という本来は一人の小説家に独自の描写がむしろ、記号過程の中心に置かれた。そして、一つ目という日本以外に確認されない解釈項は、日本語資料に伝わった読解の問題に起源があると確認された (Escande 2021b, 9-10)。

図3、4、5で可視化されたような記号の単純化(解釈項の減少)と、データベース・ファンタジーを特色付けるような、むしろ原典と無関係な解釈項の追加が、当該ジャンルにおける異文化受容に基づく再記号過程の二つのメカニズムとして際立つ。それらの事例の再記号過程の方針は、場合によって解

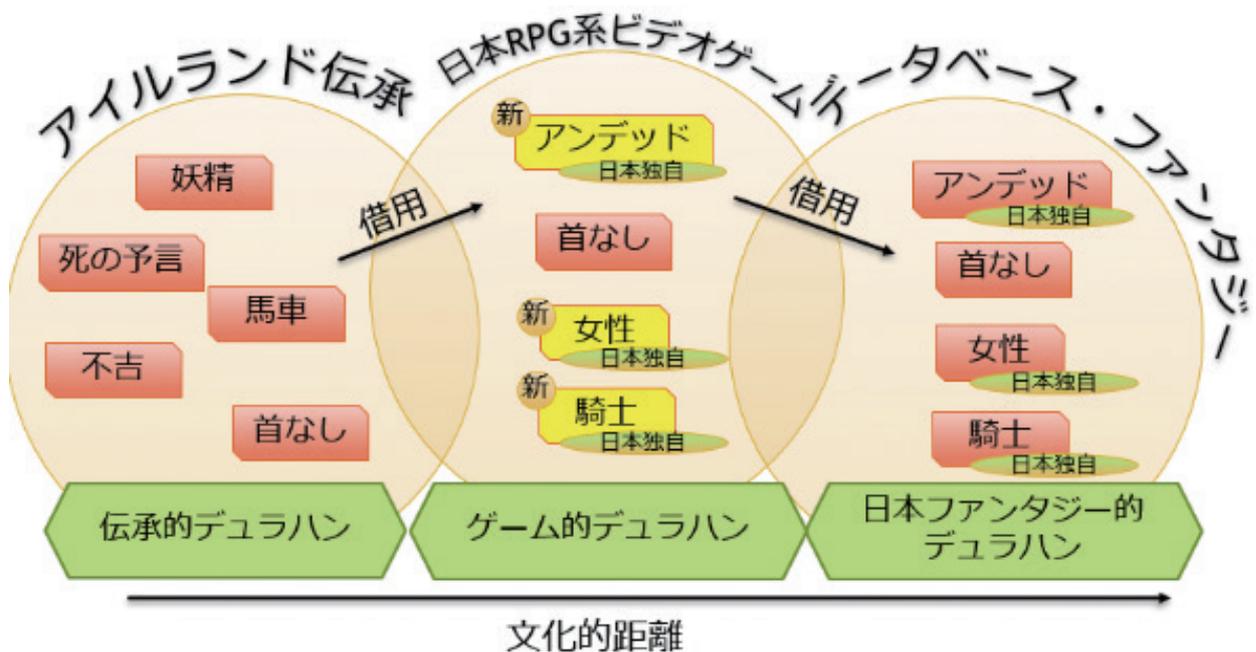


図4 デュラハンの再記号過程
備考：(Shimokusu 2016; Escande 2023)

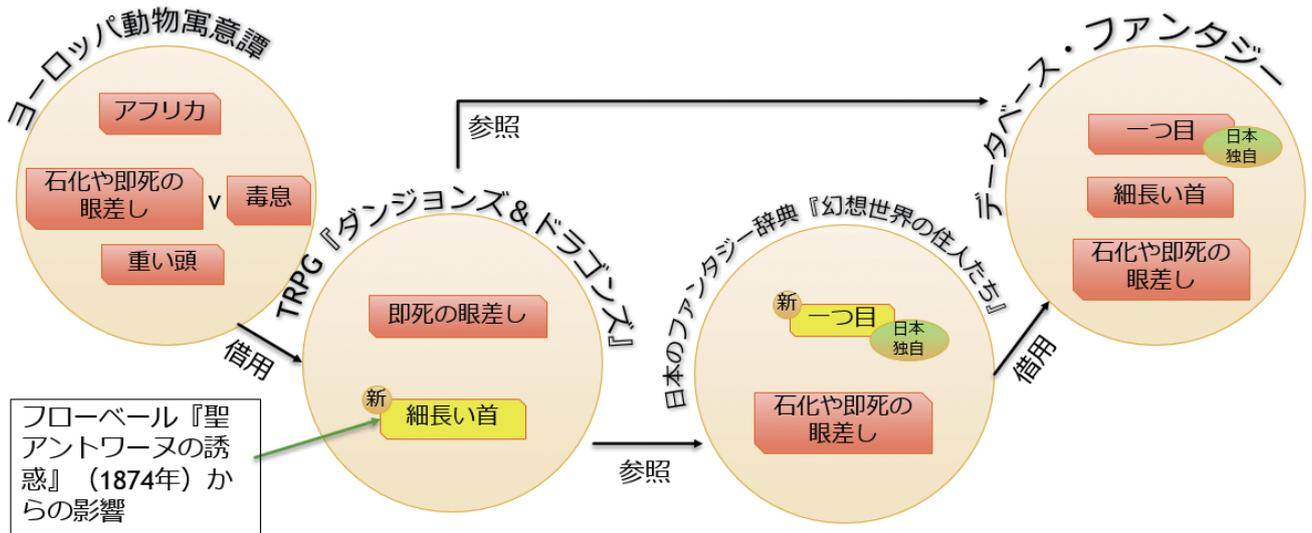


図5 カトブレパスの再記号過程
備考：(エスカンド 2021b)

積項の拒絶を中心に（ゴーレム、図3）、あるいは解釈項の追加を中心に（デュラハン、図4）、あるいは双方を同レベル（カトブレパス、図5）に行われている。しかしそのいずれにも、能動的な解釈項の変換が認められるわけで、その過程こそがデータベース・ファンタジーの記号論的特徴だともいえる。

最後に

記号論をもちいて考察した結果、データベース・ファンタジーの特徴は、第一段階、すなわち大規模な海外由来の記号導入と、第二段階、すなわちその日本独自の再創造にあることが明らかになった。1980年代初期から集中的にあらゆる異文化の百科事典を部分的に採用し、日本ファンタジー制作のための〈専門百科事典〉として再構築され、そしてその〈専門百科事典〉が21世紀から日本独自の複雑化を遂げた。1980年代から鑑賞者の好奇心に応えるため、あるいは、海外の史実をある程度紹介するため（つまり海外の〈メディア百科事典〉と〈専門百科事典〉と日本の〈専門百科事典〉を架橋するために）、ファンタジー辞典という紙媒体の事典が具体化され、それらの資料は次第にデータベース・ファンタジーに強い影響を及ぼすことになった（Escande 2023）。

図3、4と5のように、日本での受容が進むにつれ、外来記号は単純化や複雑化にともない再創造され、拡散され、内在化され、日本ファンタジーの新しいコンテクスト、つまり文化単位に適応すること

で、「新しい解釈項」が「失われた解釈項」に入れ替えられる。その結果として、日本的な特色を獲得するに至ったが、この特色こそ、データベース・ファンタジーがグローバルに流行している理由の一つなのかもしれない。こういった文化移転現象の分析に記号論を援用することで、モチーフの変容の詳細を明確化することができ、また、ポップカルチャーにおける記号の流通に関してもより正確な指摘を行うことができる。

本稿では、データベース・ファンタジーの記号論的再考を実践するなかで、エーコの記号論に依拠しつつ、データベース・ファンタジーを構築する外来記号導入とそれらの再記号過程の性質を可視化した。それはつまり、記号の作品独自の利用というよりも、テキストを越境し、ジャンルレベルの強い共通性を提示する外来記号の消費であり、それにとともなう独自の再記号過程の傾向として把握することができよう。その上で、ジャンル・ファンタジーの鑑賞において機能するような、サブジャンルに付随する〈専門百科事典〉というよりは、むしろデータベース・ファンタジーでは、より越境的で、より広範な〈百科事典〉が参照されることを示した。外来モチーフの起源が知られずとも記号として把握され、〈専門百科事典〉より広範であるこの〈百科事典〉が、日本ポップカルチャーの一部として浸透し続ける過程で、日本文化に所属する〈メディア百科事典〉と化しつつある。ほとんど外来記号で構築されている〈百科事典〉としての性質、とりわけ、

上記の再記号過程の方針も提示することができた。

データベース・ファンタジーの〈百科事典〉の内容であるが、モデル読者にとっては、ファンタジー世界の存在としてしか記号過程が行われない記号群だからこそ、他ジャンルより記号のデータベース消費が可能となる。ドゥウインターが指摘した外来コンテンツの商材扱いもその一環として理解することができる。内在化されるにつれ、歴史的背景（歴史的解釈項）とともに外来性までもが忘却されるという特徴も重要である。つまり、現代日本社会における外来記号の独自の消費パターンがあり、データベース・ファンタジーで過激に具体化されていると見てとることもできる。

その消費パターンはより広くポストモダンの文脈に置かれているため、このような外来記号の極端な再記号過程がデータベース・ファンタジー独自であるとはいえ、その具体的な過程は欧米ファンタジーにおける再記号過程といかに異なるかをより精密に検証する必要がある。この問題も含めて、記号論的検証の可能性とその意義を示した本研究の成果を踏まえ、外来記号導入と再記号過程としての異文化受容のより詳細な検証には引き続き記号論的探求が必要なため、今後の課題としたい。

引用文献

- Addams, Shay. 1990. *The Official Book of Ultima*. Greensboro, N.C: Compute! Books.
- Barder, Ollie. 2017. "Hironobu Sakaguchi Talks About His Admiration For 'Dragon Quest' And Upcoming Projects." *Forbes*. January 29, 2017.
<https://www.forbes.com/sites/olliebarder/2017/06/29/hironobu-sakaguchi-talks-about-his-admiration-for-dragon-quest-and-upcoming-projects/>
- BPS. 1984. 『ザ・ブラックオニキス』 PC-8801. BPS.
- cakes編集部. 2015. 「遠藤雅伸「ゲーム技術の黎明期に、中二病全開でつくったら『ゼビウス』ができた!」. 『cakes (ケイクス)』. August 6, 2015.
<https://web.archive.org/web/20210225190840/https://cakes.mu/posts/10449>
- Carlson, Marvin. 2008. "Intercultural Theory, Postcolonial Theory, and Semiotics: The Road Not (yet) Taken." *Semiotica* 2008 (168).
- Clute, John, and John Grant, eds. 1999. *The Encyclopedia of Fantasy*. London: Orbit.
- Desogus, Paolo. 2012. "The Encyclopedia in Umberto Eco's Semiotics." *Semiotica* 2012 (192).
- deWinter, Jennifer. 2012. "Neo-Bushido: Neomedieval Anime and Japanese Essence." In *Neomedievalism in the Media: Essays on Film, Television, and Electronic Games*, 69–87. Lewiston: The Edwin Mellen Press.
- Eco, Umberto. 1984. "Metaphor, Dictionary, and Encyclopedia". *New Literary History*, 15(2), 255–271.
- . 1993. 『物語における読者』 篠原資明訳. 東京：青土社.
- . 2014. *From the Tree to the Labyrinth: Historical Studies on the Sign and Interpretation*. Anthony Oldcorn, Trans. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Escande, Jessy. 2022a. "Foreign Yet Familiar: J. L. Borges' Book of Imaginary Beings and Other Cultural Ferryman in Japanese Fantasy Games." *Games and Culture*, 18(1), 3-26.
- . 2022b. "Jingai Characters in Japanese Popular Culture and Their Function as Proxies for Representing and Questioning Otherness." In *Proceedings of International Seminar 2021: Coping with the "New Normal" and the Promotion of International Exchange*. Osaka University: International Affairs Office, School of Letters/Graduate School of Humanities.
- . 2023. "Compiling, Connecting, Transforming: The Role of Fantasy Bestiaries in the Transmedial Diffusion and Appropriation of Foreign Imaginaries in Japan." *Replaying Japan* (5), 65–79.
- Foster, Michael Dylan. 2009. *Pandemonium and Parade: Japanese Monsters and the Culture of Yōkai*. Berkeley: University of California Press.
- Hoey, Patrick. 2015. *Mastering LibGDX Game Development: Leverage the Power of LibGDX to Create a Fully Functional, Customizable RPG Game for Your Own Commercial Title*. Birmingham: Packt Publishing.
- Hume, Kathryn. 1984. *Fantasy and Mimesis: Responses to Reality in Western Literature*. New York: Methuen.
- Irwin, W. R. 1976. *The Game of the Impossible: A Rhetoric of Fantasy*. Urbana: University of Illinois Press.
- Kamm, Björn-Ole. 2020. *Role-Playing Games of Japan: Transcultural Dynamics and Orderings*. Cham, Switzerland: Palgrave Macmillan.
- Lévi-Straus, Claude. 1976. 『野生の思考』 大橋保夫訳. みすず書房.
- Lucas, Raphaël. 2017. *La Légende Final Fantasy I, II & III: Genèse et coulisses d'un jeu culte*. Cork: Primento Digital Publishing.
<https://public.ebookcentral.proquest.com/choice/publicfullrecord.aspx?p=5164892>
- Matthews, David. 2017. *Medievalism: A Critical History*. Paperback edition. Medievalism, Volume 6. Cambridge: D.S. Brewer.
- Napier, Susan Jolliffe. 1996. *The Fantastic in Modern Japanese Literature: The Subversion of Modernity*. The Nissan Institute/Routledge Japanese Studies Series. London: Routledge.
- Nikolajeva, Maria. 2009. "Devils, Demons, Familiars, Friends: Toward a Semiotics of Literary Cats." *Marvels & Tales* 23 (2): 248–67.
- Perper, Timothy, and Martha Cornog, eds. 2011. *Mangatopia: Essays on Manga and Anime in the Modern World*. Santa Barbara, Calif: Libraries Unlimited.

- Peterson, Jon. 2012. *Playing at the World: A History of Simulating Wars, People and Fantastic Adventures, from Chess to Role-Playing Games*. EBook. San Diego: Unreason Press.
- Proni, Giampaolo. 2015. "Umberto Eco and Charles Peirce: A Slow and Respectful Convergence," *Semiotica*, 2015 (206): 13–35.
- "Richard Garriott's Handwritten DND #1 Design Notes." 2015. The Origin Gallery. November 24, 2015. <https://web.archive.org/web/20200617071025/http://gallery.ultimadex.com/richard-garriotts-handwritten-dnd1-notes/>
- Shimokusu, Masaya. 2016. "An Anime Dullahan." Kindle eBook. In *The Supernatural Revamped: From Timeworn Legends to Twenty-First-Century Chic*, edited by Barbara Brodman and James E. Doan, 132–43. Madison: Fairleigh Dickinson University Press.
- Zagal, José Pablo, and Sebastian Deterding, eds. 2018. *Role-Playing Game Studies: Transmedia Foundations*.
- 石田賀津男. 2008. 「立命館大学、「ドルアーガの塔」のセミナーを実施。遠藤氏が企画初期の流れを披露。ゴンゾ橋本氏はアニメの狙いを語る」『Game Watch』. May 12, 2008.
<https://web.archive.org/web/20190803200533/https://game.watch.impress.co.jp/docs/20080512/dru.htm>
- 上原尚子, 杉山東夜美 (原作). 1989. 『虚空の剣：真・エクスカリバー伝説』 富士見ファンタジア文庫. 富士見書房.
<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I000002023215>
- エスカンド・ジェシ. 2021a. 「現代日本ファンタジー文芸作品におけるモチーフの文化移転：テーブルトップ・ロールプレイング・ゲーム (TRPG) の媒体としての役割を中心に」『社会文化研究』 23: 71–93.
- . 2021b. 「カトブレパスの変貌：日本ポップカルチャーにおける文化移転的変容の事例研究として」『比較文化研究』 145: 1–13.
- . 2022a. 「ゲールの放浪：古代アラビアから現代日本への文化移転を追跡して」『比較文化研究』 146: 1–14.
- . 2022b. 「異世界ものにおけるゲーム的世界の考察：テキストに見られる現代日本社会批判を巡って」『人文×社会』 2 (7): 39–53.
- . 2022c. 「現代日本ポップカルチャーにおけるゴーレムについて：ゲームにおけるモンスター化から多メディアへの拡散まで」『比較文化研究』 149: 107–21.
- . 2022d. 「現代日本ファンタジーにおける〈文化の盗用〉の問題—日本の実情に適合した理論構築の必要性について—」『待兼山論叢』 56 文学編: 113–32.
- 岡本広毅. 2019. 「ファンタジーの世界と RPG：新中世主義の観点から」『立命館言語文化研究』 31 (1): 175–87.
- 香川雅信. 2015. 「江戸の三大改革と妖怪文化」『怪異・妖怪文化の伝統と創造：ウチとソトの視点から』小松和彦編, 45: 137–43. 国際シンポジウム. 国際日本文化研究センター.
- 神坂一 (著), とあらいずみるい (イラスト). 1989. 「スレイヤーズ 白魔術都市の王子」『月刊ドラゴンマガジン』, 10 月号, 94–102.
- 小松和彦. 2017. 『進化する妖怪文化研究』 妖怪文化叢書. せりか書房.
- スクウェア A チーム. 1987. 『ファイナルファンタジー』 ファミリーコンピュータ. スクウェア.
- 鈴木貞美. 2009. 「妖怪の文化交流史の方へ：田中貢太郎のことなど」『妖怪文化研究の最前線』, 編集者：小松和彦, 56–66. 妖怪文化叢書. せりか書房.
- チュンソフト. 1986. 『ドラゴンクエスト』 ファミリーコンピュータ. エニックス.
- 高橋準. 2004. 『ファンタジーとジェンダー』 東京：青弓社.
- ナムコ. 1985. 『ドルアーガの塔』 FC; MZ15: ナムコ.
- 伊達雅彦. 2013. 「ゴーレム表象の軌跡」『ゴーレムの表象：ユダヤ文学・アニメ・映像』 188–223. 東京：南雲堂.
- 三浦建太郎. 1989. 「ベルセルク」第 37 巻まで『ジェットコミックス』, 第 38 巻から『ヤングアニマルコミックス』.
- 山中由里子 (編), 国立民族学博物館 (監修). 2019. 『驚異と怪異—想像界の生きものたち』 東京：河出書房新社.
- リバーヒルソフト. 1984. 『リザード』 PC-8801/SR. クリスタルソフト.

謝辞

本論文の執筆にあたり、貴重なご助言と日本語校正において多大なご支援を賜りました獨協大学外国語学部の松本健太郎教授に、深く感謝申し上げます。松本先生の的確なご指摘と温かいご支援が、本論文の完成に大いに寄与いたしました。

また、本研究は JSPS 科研費 JP23K18626 と早稲田大学特定課題研究助成費（課題番号 2021C-263）の助成を受けたものです。

タジク社会における祈りと禁忌の箴言誌フィールドノート

相馬 拓也

Field notes on Proverbs for Prayer and Taboo in Tajik Society

SOMA, Takuya

1. はじまりの掟と祈り

タジキスタンのタジク人社会での暮らしには、家庭内でもコミュニティ内にも、禁忌と掟が溢れており、それらは日常生活の箴言や諺によって広く共有されている。これらは、タジク人の行為・態度・慣習・慣例を、いわば「掟」として現在にも厳しく規定している。こうした家庭内禁忌ともいえる掟は、ドゥシャンベなどの都市よりも、地方の農山村でいまでも顕著であり、これら箴言や戒めへの不敬はある意味では脅迫的にタジクの人々の生活に作用している。たとえば、日本に留学しているタジク人女性の学生は、夕刻になると銀座の駅前に生えている街路樹の下を歩くことを嫌がることがあった。それは、「樹木（とくにシダレヤナギ）の下にはや精霊“ジン”が宿りやすく、人間と接触することで悪さをするため」だと教えてくれた。さらに、「クルミの木には悪霊“デヴ”が宿るといわれる。とくに女性は夕刻に一人でクルミの木の下に居てはいけない」とも言われている。とくにシダレヤナギのような枝葉の垂れ下がる樹木はとくに危険とされる。また、「男心にはデヴが宿る」ともいわれ、ときに怒りや感情を抑えられなくなる激情を、精霊憑きになぞらえたものと考えられる。

そのほかにも、さまざまな家庭内禁忌があり、外国人からすると、あまりにも多くの「制約」がありよく暮らしているものだ、と感じることがある。例えば、地方の高齢者や女性は次のようなことを家庭内でよく指摘する。

「お茶は必ず右手で渡すこと」

「落ちた髪の毛をごみ箱に捨ててはダメだから

ね。必ずまとめて埋めなさい」

(=落ちた歯や爪も同じように埋める)

「落ちた髪の毛を踏まないこと」

(=髪を他人に踏まれるとその人に頭痛が起きるとされている)。

「他人の足跡を踏んで歩かないようにね」

(=足跡の主と同じ人生を歩むことになるから)

「ドアの敷居“サンジキ・ダル”に座ってはいけないよ」

(=境界線に居座ることへの戒め)

「座っている人の背中のすぐ後ろを通過してはダメ」

(=境界線に居座ることへの戒め)

「人に足の裏を向けてはダメ」

「寝ている人間をまたいでは絶対にいけない」

「太陽が沈む瞬間に寝てはいけない」

Ҳангоми офтобнишин хоб кардан мукин нест.

(=中途半端な時間に寝てしまい、頭痛が起こることがあるから)

「家の中で口笛を吹いてはいけない」

(=悪運が訪れたり、精霊が寄ってきたりする)

「家の中で音楽を大音量で聞いてはいけない」

(=ジンやデヴに魅入られるため)

「夕暮れ時以降に、独りで風呂場や鏡の前に立ってはいけない」

(=暗闇のなかでジンやデヴが好む場所であるため)

「パンくずをごみ捨て場に捨ててはいけない」

(=欠片とはいえパンには違いないから大切にせよ“ノン・ハムノン・ノンレザ・ハム・ノン”)

首都ドゥシャンベのハトゥロン地方 Ҳатлон では、次のような箴言がよく聞かれる。

「爪は金曜日に切るのがもっとも良い。土曜日は爪と髪を切らない方がいい」

“*Аз ҳама рӯзи хуб барои гирифтани нохун, рӯзи ҷумъа ба ҳисоб меравам*”

これは、「土曜日には豚は自分のいかなるものも捨てないという伝承」“*Меғӯянд дар рӯзи шанбе ҳатто хуҷ ки ҳайвон аст чизе аз худро наепартояд*”という格言に依拠しているとされる。タジク社会でも、夜には爪も髪も切ってはいけないため、日本の「夜に爪を切ると親の死に目に会えない」という発想と部分的には一致する。また、次のようにも言われる。

「足と手の爪を同時に切らない方がいい」

“*Нохуни даст ва пойро дар як вақт гирифтани хосияти хуб надошта*”

この行為は「良いことと、悪いことが、同時に起こる」とされることから避けられている。さらに、「早起きは三文の得」に相当するほとんど同一の表現「朝早く起きる人の収入が増える」“*Рисқи одами барвақтхез зиёд аст*”もある。これらしきたりはカブール出身のタジク人にも同じように共有されており、タジク人社会に広く敷衍している。

本論では、フィールドワークで収集された、実際の暮らしの中で使われる一般性の高い諺や格言を箴言誌として紹介し、タジク人社会の精神性や内面文化を素描してみたい。

2. 対象と調査方法

上記のフィールドワーク経験をもとに、本論ではタジクスタンのタジク人社会を対象とした掟・禁忌・箴言、そして祈りにまつわる格言のフィールド調査を実施した。調査は2022年9月～2023年12月の期間、タジクスタンでの2回のフィールド調査と、タジク人ネイティブ話者とのタジクスタン国内遠隔地に居住するインフォーマント（n=60名程度）への直接のインタビューと、電話によるリモート・フィールドワークにより実施した⁽¹⁾。

中央ユーラシアは「多民族共存地域」であり、一般に「タジク人 Тоҷик」はタジクスタン、ウズベキスタン、アフガニスタン、パキスタン、イランなどに共住している。公的データではおよそ2,500万人程度が居住するとされているが [TAJSTAT 2020; World Population Review 2024]、民族名称タジク人を公に名乗ることが政治的に難しい場所もあり、サマルカンドやブハラ、フェルガナなどのタジク語話

者とタジク人に起原を持つ人たちの総数は、筆者の私見では3,500万人以上いると実感している。タジク人の語源は「冠“トージ” тоҷをかぶる人」「Тоҷик」の意味だとされている [Encyclopaedia Iranica. 2024]。これが中国語でムスリムを示す“タージー”「大食人」の語源となった可能性が高い。ただし、タジク語の発音はイラン・ペルシャ語系のaをoに置き換えた発音が多く用いられ、本来は“トジク” (Tojik) が正しい。中国語読みみのタージーも、イラン・ペルシャ語系の発音に由来する可能性もある。ただし、本論では国際通用度の高い「タジク」を使用する。

タジク語の祈りと禁忌の箴言は、タジク人の家庭内や社会生活において、行為を制約する不文律として、また社会摂理や節度の道しるべとして、人々の行動判断を感性のメタレベルで規定している。いわばエスノグラフィの源泉となる抽象化された主体性を読み解くうえでも、タジク人社会における箴言とは、日常生活レベルにとけ込んだもっとも重要な思想的・思想的よりどころでもある。そして、言語文化に起因するエスノグラフィの相互連帯については、これまでの社会学研究や、文化人類学研究でも、十分に解き明かされているわけではない。

3. 冠婚葬祭にのぞむしきたり

3.1. 弔問や死亡にまつわる箴言

タジク人社会で暮らしていると、タジク人がペルシャ文化の根幹を成立させた知識人や技術者を輩出したことで、シルクロード全域で尊敬を集めていることがわかる。しかし、ウズベキスタンなどでは、公にタジク人であることを民族賞賛することは、政治的危険によりはばかられている。また、タジクスタンとキルギスのあいだでは、度重なる国境紛争の問題で、キルギス人はタジク人の知性や美貌などを認めつつも、タジク人をおおっぴらに賞賛したりすることはない。容姿が端麗で機知に富むタジク人女性は、シルクロード男性の羨望のまなざしでもあり、カザフ人男性やキルギス人男性、とくにウズベク人男性からの求婚の話は多い。ただしタジク人社会では、ウズベク人男性との婚姻は見られるものの、カザフ人とキルギス人との結婚は、女性側の親族が決してこれを許さない。タラス地方出身のキルギス人の英雄マナス (Манас) の妻の一人が、ブハラ出身のタジク人女性サニラ・ビガ (Санира-

бига) だったことは、キルギス人にもタジク人にもよく知られている。キルギスとタジキスタンの国境紛争などの政治問題を抜きにしても、キルギス男性にとってタジク人女性は摘めぬあこがれだけを募らせる、いわば「高嶺の花」の存在となっている。

そんなタジク社会は冠婚葬祭を重んじる習慣が根強く残っており、儀礼への執着と熱意はシルクロードの他の民族以上に強く、かつ厳格なプロトコルが定められている。たとえば、もっとも広く言われている箴言には次のような言葉がある。

「水曜日にはお見舞いを避けるべき」。

“*Rӯзи чоршанбе ба дидорбинии бемор нарафтан беҳтар*”

この表現には、水曜日はタジク語で“*Чоршанбе*”であり、“*Чор*” = 「4」という忌避数であることから、相手の病気を自分にうつしてしまうといわれている。日本の「四」 = 「死」ともどこか通じるところがある。ほかにも、中高年者にとくに疎まれる行為は次のようである。

「夜ガムを噛んではいけない」(特に親戚の誰かが最近亡くなった場合)

“*Шабонгаҳ, сақич хоидан хосияти хуб надорад*”

夜ガムを噛むということは、「亡くなった人の骨を噛む」ことと同義とされる。若者は家庭内でこのことで怒られることがある。

「亡くなった人のお宅では3日間は食べるもの(パンや料理など)は一切を作らない」

“*Дар хонае ки марг аст, то се рӯз гизо пухтан манъ аст*”

「弔問する人はパンを3枚/5枚/7枚など奇数枚で持っていき、偶数(2枚や4枚等)はダメ」

“*Хешу ақрабо хурук меоранд ва шумораи нон набояд ки чуфт бошад*”

このパンは、近所のご家庭で作ってもらうことが多い。偶数は割り切れる数字で忌避数と考えられている。タジク社会には、いわゆる「験を担ぐ」に近い忌避数や忌避日があり、エスノグラフィを読み解くうえでも不可避な感性である。

3.2. イスラーム新年“ナウルーズ”とスマナクにまつわる箴言

イスラームの新年を告げる祭“ナウルーズ”(例年3月21日と前後2日間)(図1)に臨んでも、人々には次のような格言がよく守られている。



図1 ドウシャンベ中心のナウルーズ風景。モニュメント・イスクロルとスマナクの原料の麦の若芽を模したモニュメント(ドウシャンベにて)

「ナウルーズのときには必ず新しい服を着よ」

“*Дар вақти Наврӯз пӯшидани куртаи нав ба ҳамагон ҳатмист*”

「ナウルーズの時やその前に怒っている人がいたら、必ず仲直りして新年を迎えよ」

“*Дар ҷашии наврӯз бо ҳамаи дӯстон ва хешу ақрабо муносибати дӯстонаро ҳамеша барқарор бояд кард*”。

ナウルーズとは新生活や新しい門出を象徴するメタファーでもあるため、人々のなかにも心機一転という思いがある。

「一年の間に亡くなった人がいたら、その家庭ではスマナクは作れない」

“*Дар хонае ки дар тули сол “шахсе вафот карда бошад суманак намепазанд (Агар пазанд сабзаҳояш сурх мешаванд)*”

スマナク(図2)は、芽生えたばかりの小麦の粒を粉々にして炒めた茶色いペースト状のクリームで、パンに塗ったりして食べる。イスラーム新年のナウルーズのときに、一年間で一度だけ作って食べる。亡くなった人がいる家庭では、スマナクの原料の新芽が赤くなったり、苦くなったりするという伝承がある。このスマナクにまつわる箴言や諺は数多く、タジクの人々にとって食にまつわる重要な箴言資源となっている。

「ナウルーズの新年にはじめて食べるスマナクは小指で試して願い事をするよ」

“*Дар наврӯз ҳангоми ҷашидани якумин суманак бо ангушти майда ҷашида ният ва орзу*



図2 バザールで売られるスマナク。この時期、大鍋で作られたスマナクがバザールに並ぶ（ブハラ市のバザールにて）



図3 ドウシャンベのバザールで売られるプロフ（オシュ）。食べるのは12時頃までがお勧めで、午後になると脂が回って味が落ちると言われている（ドウシャンベのコロボンバザールにて）

“*мекунанд*”

次のように願い事をすることもある。

「スマナクの大鍋に小さな石を投げ入れて願い事をする」

“*Дар деги суманак сангча партофта орзу кардан*”

タジク社会では、よく子どもたちが新年の集いで、こうした小石を鍋に投げ込むことがある。石は鍋底にたまるため、一緒に食べてしまうことはないという。

ほかにも、芽吹き始めた春草を摘むことを戒める言葉もある。

「春の最初に咲くタンポポを摘むと雨が降る」

“*Меғуянд агар дар вақти баҳор гули бойчечакро чинанд пас аз он борон меборад*”

「春の草をなるべく摘むべきではない」

“*Алафҳои фасли баҳорро чидан хосияти хуб надорад*”

ネイティブ感覚から推察すると、「何事も焦ってすべきではない」という含意があるようにも感じられる。

4. 食文化にまつわる箴言

4.1. ノン（パン）とプロフにまつわる箴言

小麦パン“ノン”と炒め飯“プロフ”（“オシュ”）（図3）は、タジク人が誇るシルクロードのソウルフードでもある。各地のバザールを訪れても、ウズベク人やキルギス人が経営しているやチャイハナ（食堂）でも、厨房やパン焼き窯に立っているのは

タジク人であることも多い。とくにタジク人の作るパンには、様々な種類があり、その大きさやデザインによって冠婚葬祭などでの用途も多岐に渡る（図4）。とくにサマルカンドのナンは絶品とされ、同じ材料で同じ窯で別の場所で作っても、同じ味にはならないと評判である。一般に、ノンやクルチャ（小さめのノン）を上手に作れないタジク女子は家庭内やコミュニティ内での評判が芳しくない。嫁入りには必須の技術とされ、女兒がなによりもさきに憶えなければならない料理とされている。

なかでも小麦製品にまつわる箴言は多く、いかに人々が食にまつわる祈りと禁忌を重んじるかがうかがわれる。イスラームにも関係することだが、生理中の女性はお祈（ナマズ）を禁じられているほか、小麦粉をこねることも、家畜のミルクを搾ることも禁じられている。理由は不明だが、夕暮れのあとに「白い食べ物」（とくにミルクや乳製品）を人に渡すときは、なかに緑の葉っぱを入れておくと良いとされる。とくにブドウの葉は無味で食味に影響しないため、好まれている。

食事に関する謹言でよく言われるのが、次の言葉である。

「ノラを取られないように！」

“*Нолаатро аз дастат нагиранд!*”

“ノラ” Нолаとは「ひとつかみの食事」という単語で、これが「人生のチャンス」と読み替えられている。つまり、「人生のチャンスをつかみ損ねるな！」の意味に解釈される。

「仕事は手から、ノラは口から」



図4 バザールに並ぶさまざまなノン（パン）。冠婚葬祭の機会に応じてさまざまなサイズが用いられる（ドゥシャンベのコロボンバザールにて）

“コルロ・アズ・ダスト・ギル・ノラロ・アズ・ダホン”

器用で利発なことを言い表した言葉で、とくに女性が女性に対して使うことが多い。

「食事のときに、欠片（ノラ）が落ちると、誰かが懐かしんでいる、と言われる」。

“Ҳангоми таомули гизо агар нолаи шахс афтад, ин маънои онро дорад ки яке аз шахсони наздики ӯ хоҳиши дидораширо дорад”

ノラと人をつなぐ関係性が、タジク人の食事への向き合い方を表している。これは、落とした人物本人ではなく、隣の人に食べさせると良いとされる。懐かしんでもらえるようにという願いが込められている。

「オシュ（プロフ）を携える人となれ」

“Оши худро соҳиб бош!”

これは年上が目下の人に対して用いる表現で、「自身を識る人物たれ!」の意味となる。プロフというシルクロードの国民食と、自身の成功を掛け合わせた絶妙の表現でもある。

「出されて口にしたパンは最後まで食べよ」

“Хурдани нолаи хеш, махсусан нон, то ба охир ҳатмист”

「女性はお茶を飲み切ってから再び注がなければならない。残ったままお茶を注ぐと、旦那が2番目の奥さんをもろうと言われる」

“Дар пиёла аз болои чой агар дубора чой резанд, мегӯянд ҳамсари он шахс дар оянда ҳамсари дуюм хоҳад дошт”

お茶をそそがれる際に、ときおり家族のあいだでも、お茶碗をのぞき込む仕草を見かけるときがある。これは、茶碗にお茶がどれくらい残っているのかを確かめている仕草でもある。そそがれそうになったら、よくお茶を急いで飲み干す行為が男女ともにみられ、こうした言い伝えに由来していることがある。

「自分の飲みかけのお茶を誰かが飲むと、2人はケンカすると言われている」

“Аз пиёлаи чойи нӯшидаи ҳамсуҳбат чой нӯшидан хосияти бо он шахс муноқишае сар заданро дорад”

こうしたことから、缶やペットボトルでも回し飲みは敬遠される。器を共有する際は、飲み口にふっふっふっ、と息を3回吹きかけて飲む。これは兄弟姉妹のあいだでも行われる。

「主要な食材（小麦・塩・オイルなど）を最後まで使い切ってはいけない。運勢“バラカット”が残るため」

“Хуруқвориҳои хонаро то охир ба итмом расонидан мумкин нест, чунки баракати хона кам мегардад”。

次の補充を行うまでに、とくに主要食材を使い切ってはいけないとされ、一般的な家庭でも厳密に守られている。主要な食材を家から完全に枯渇させてはいけないことを戒める、家訓ともとれる実務的な箴言となっている。

ご家庭訪問でお茶を頂くと、家の女性たちが頻繁に水を汲んで、お湯を沸かしていることに気づく。

「お湯の2度沸かしはあまりよくない」

このように言われることから、冷めたお湯でも必ず入れ替えて沸かす「台所の掬」がある。

そしてよく言われるのが、厨房での所作である。

「料理を作った人の台所に手出しをしてはいけない」

“Ба деги хуруқ пухтаи дигар шахс даст задан амали ноҷое ба ҳисоб меравад”

料理は作るところから、器によそうところまで、その料理を作る人の責任だから。何も言わずに何か付け加えたり、よそったりするのは絶対にしてはいけない。職人気質のタジク人らしい発想といえる。

4.2. 来客を告げる言い伝え

タジク社会では、来客は礼を尽くして迎えること

が家庭内でも、コミュニティ内でも厳格にある種の掟として定められている。突然の来客にも対応できるように、つねに家は整理整頓しておき、客間“ホジュラ”(メフモホナ)が用意されている。調度品にも気が使われており、来客用と家庭用とは厳しく分けられている。こうした「もてなし文化」は、アフガニスタンのタジク人による影響が強いと伝えられている。かつてアフガニスタンでは、自分の敵や親の仇だとしても、客として来訪すれば、誠心誠意もてなすといわれるほど、タジク社会では客人対応は重要である。外国人や遠い場所から訪れた来訪者には、特別のもてなしをする。異国からの旅人“ムソフィル”は、外国にいる自分自身にも使う。“ガリブ”は、とくに外国の異邦人を呼び表す。たとえば、筆者がタジキスタンを訪れた際は、「ムソフィル」として扱われることが多い。ムソフィルには外国にいて、「願いを叶いやすくする立場にある人」という前向きなニュアンスも込められている。本来はイスラームの教えにも通じている考え方でされている。

厨房や食材、とくにパンに関する言い伝えは多く、ダスタルカン(饗宴)での会食や調理中にも、母親が娘によく話したりする。例えば、来客を告げる言い伝えには、次のような言葉がある。

「パン生地をこねたときに、生地の一部が飛ぶと来客がある」

“*Агар хамир дур парад, хосияти омадани меҳмон аз роҳи дууро дорад*”

遠く飛ばば飛ぶほど、遠くからの客人が来るとの兆しとされている。

「手に取ったお茶をこぼすと来客の兆し」

“*Агар чай чаппа шавад меҳмон меояд*”

こぼしたお茶が暖かいか、冷たいかで、来客の性格が暖かいか、冷たいか分かるとも言われている。

「お茶のなかに茶柱があると来客がある」

“*Дар пиёла чай бошад маънои омадани меҳмонро дорад*”

この茶柱が長ければ、来客の背が高いとされる。これはタジク中で話されている。ほかにも、「家人がお茶の中の茶柱を折ったら、来客が骨折して、その人が数ヶ月間も家に滞在することになった」、という小噺まであるほどタジク人社会では有名な言葉でもある。

「足の裏がむずがゆくなったら、その日に来客が

ある」

“*Агар пой сих занад ба хона меҳмон меояд*”

「ムズムズする」を表す“シフ”(сих)はとげが刺さったとき「チクチクする」としても使われる、やや広いニュアンスで用いられる。

食材や食べ物がなくとも、誠心誠意もてなすことを良しとする。例えば、ソグド地方やホジャンドでは社交辞令としてやや大げさな態度で客を迎えることもある。タジク人目線では、それを「ウズベク人的態度だ」と揶揄することもある。同様に、来客に「パンを食べて! 食べて!」とおすすすめするときにも地域性があり、クリャーブ地方では口だけで、ホジャンドの人々は「ケチ」、という認識もあるようである。かつてのソグド地方や遠隔地の人々に対しては、タジク人はやや皮肉っぽい認識を持っていたのだと思われる。

5. ほうきや掃除にまつわる言い伝え

タジク社会では、ほうき(箒)“ジョルブ”(図5)には特別の敬意が払われる。ほうきは河辺などに自生するホウキモロコシの草が用いられる。とくに「ほうきを立てたままに置くと、その家の誰かが亡くなる」“*Ҷорубро рост гузоштан хосияти хуб надорад*”と言われ、子供のころから家庭内でのほうきの扱いでよく注意されている。また、近所や他人の家のほうきを決して借りてはいけないと言われている。ほかにも、ほうきをめぐり次のような戒めがある。

「ほうきを足で踏みつけてはダメ!」

「ほうきで人を叩いてはダメ!」

「来客の前でほうきがけしてはダメ!」

そのためタジク人は、ほうきの扱いをよく心得ている。とくに若い子供や男女をほうきで叩くと、“バフト”(家族・恋愛・子供にまつわる幸運のこと)が逃げるとされ、とくに戒められる。次のように論されることもある。

「夜は家でほうきがけしてはいけない」

“*Шабонгоҳ дар хона ҷоруб задан манъ аст*”

台所、トイレ、玄関、居間、外のほうきはすべて違うものを使う。家でほうき掛けしたほこりは、すぐに捨てなければならない。そのまま放置すると、“バクト”(運勢)が来なくなるといわれるためである。そのため、女性たちの掃除はテキパキとしていて、見ていて気持ちの良いものがある。



図5 ずらりと並ぶ必需品のほうき。外掃き用、内掃き用など厳格に区別されている（ブハラ市のバザールにて）

“*Чоруб барои хона, оишхона, барои тоза кардани ҳаҷом ва ҳоватхона ҳатман бояд ҷудо бошад*”.

ほうきは、バザールで買うことも、自分で草を刈って作ることもある。秋に草を刈りにとって乾燥させバケツの柄の部分で挟んで引っ張り、枝や突起を取り払う。

「ほうきを捨てて燃やすときは、かならず結んだ紐をほどかなければならない」

“*Пеш аз сӯзонидан ё партофтани ҷоруби кӯҳнашуда онро ҳатман кушода баъдан сӯзонидан ва ё партофтан лозим аст*”

「人が出た後にほうきをかけない」（とくに遠い所へ行く来客のあと）

“*Баъд аз рафтани меҳмон ҷоруб назадан беҳтар аст*”

来客がおいとしました後にすぐにほうきをかけると、もう二度と来なくなってしまうかもしれないとされる。「はく」が、人払いをする意味を共起されているためでもある。

「家人が旅に出て、最初の河を渡るまで、ほうきがけしてはいけない」

“*Пас аз ба сафра баромадани яке аз аъзоҳои оила то ба макон ва ё аз болои дарёе гузаштани ӯ хонаро намерӯбанд*”

ほうきがけは家族の旅や遠出とも関係している。

「その家の幼子が何も言わずにほうきで家を掃除し始めたら、その家の女性がその日に嫁にもられる兆し」

“*Агар кудаки хурдсол аз пеши худ бо ҷоруб хонаро рӯбад, маънои он рӯз ба хона омадани*

хостгорҳоро дорад”

これはコミュニティで暮らしていると、女性たちの寄り合い話でよく上がる話題でもある。家の幼子が嫁を貰いに来る人物を直感して、掃除を始めるのではないか、という直感的な分析がとくに女性たちから聞かれることもある。

6. 女兒や女性にまつわる風習や言い伝え

タジク人社会に暮らしてみると、男性よりも、とりわけ女性と女兒にまつわる家庭内禁忌と掟が網の目のように発展していることに容易に気づく。女性たちを見ていると、よくもこの網の目のようなルールのなかで生活しているものだと感心してしまう。例えば、現在でもタジキスタンの地方や遠隔農山村では、女性の海外留学はもっとも忌避されており、コミュニティ内で好まれない行為でもある。「留学した女性が遊びを覚えてしまい、男性との交際や都市生活のうまみをおぼえてしまうから」だという。そして、海外留学した女性のいる家庭には、コミュニティ内でも「女子を留学させた家族」という悪評が立つこともある。家族はこのコミュニティ内での孤立や風評を恐れて、娘や女兒に語学の学習や留学をさせないように仕向けることは、現在でも珍しくはない。コミュニティ会員との同調を崩さない「保守的」な社会的風潮の中で、女子教育が大幅に遅れている社会的要因のひとつとも指摘される。

タジキスタンの女性たちは、こうした厳格な制限の中で、その生を育まなければならない。「女の子の笑い声は、他人が聞こえないくらいでなければいけない」（“*Хандаи духтарони хона бояд ба гӯш нарасад*”）は、伝統的なタジク家庭では常識とされる。とくに若い女の子や、結婚前の娘は、大声で笑ったり、話したりするのはきつく戒められる。かつてタジク人の嫁選びは、娘の作った刺繍やパンだけを求婚者に見せて判断したと伝えられている。毎日食卓に上がるパン作りや裁縫の腕前は、ある意味では外見や内面にも勝った時代もあった。そのため、「一人の女性を守るということは、大きな城を一人で守ることと同じ」（“*Духтарбонӣ – Қалъабонӣ*”）と言われるゆえんでもある。タジク文化では「女の子を守る」とは、嫁入り前の娘をきちんと育てること、その子が異性との交際や品行方正を欠いたオコナイをしないように、彼女の行動に責任持つこと、を意味しており、家庭内教育では何よりも重視す

る。「母親を見て娘を撰びなさい」(“Модарро бини духтарро интихоб кун” / “Модар чи гуна духтар намуна”)とも言われるのはこのためでもある。それでも、「タマネギのないピラフがないように、どんな女性にもその女性特有のしぐさや癖があるもの」(“Ош бе пиёз намешавад, духтар бе ноз”)と言われ、その個性を尊重する時代を徐々に迎えてつある。ところで、女子の髪を結う人は、その頭を最後に優しくたたくことがあり、これは「将来願いが叶うためのおまじない」(“Сарбоф дар пушти сар мезанад то ин ки дар оянда шах одами бодавлат бошад”)とされている。一方で、「髪は長いが、知識の少ない女性」(“Зани мӯйдарози ақл кам”)という表現もあり、美しいだけで中身の伴わない女性を指す言葉として使われる。

タジキスタンで嫁入りしたときには、少々ややこしい嫁と姑の意思伝達方法もある。タジク人家庭では、新婦が男性側の家族と住むことがルールであり、男性側の家族が結婚式の当日に花嫁を受け入れる。そこで、次のような言葉がある。

「娘に伝えて、嫁も推して知るべし」

“Духтарам ба ту меғӯям келинам шунав”

嫁入りした家庭内で、家事や言動などで何か問題があったときに、嫁の義理の母は嫁に直接口で伝えるようなことはあまりしない。あからさまに、叱責することもはばかれる。そのため、義理の母は、実の娘に対して、嫁入りした義理の娘のことで叱責したり、当たり散らしたりすることがある。何もしていない実の娘にとっては、完全なとばっちりのように思われるが、実母と実娘のやりとりによって、嫁が自身の行いを察知して、行動や言動を改めるように仕向けられている。とくに嫁入りしてきたばかりの若嫁には、こうしたきわめて回りくどいコミュニケーション方法で物事を伝えることがある。

さらにジェンダーの点で多くの問題を生む原因の一つに、タジク人社会では、娘に何か問題があったときにも、ほとんどの場合はそのすべてが実の母親のせいにされる。父親は娘に何か問題や不満があった時には、「俺は出ていくからな!」と言って家を飛び出すこともある。これは、残された母親と子どもに家を残すため、タジク社会では家主が「出ていけ!」とはあまり言うことはない。そのため、旦那の側が出ていくのが、タジク社会の家庭内の掟らしい。タジク人女性は社会生活のほとんどの場面で、

男性からの被抑圧的立場にあり、タジク人女性の社会進出を難しくしている直接の原因ともなっている。一見不可解ともいえるまさに責任の「転嫁」によって、タジク社会の家庭内の人間関係は少々複雑でもある。

7. 考察とまとめ

本論では、予備的なフィールドワークで収集された箴言・格言・諺などを、雑駁に紹介した。こうした格言はほんの一部であり、とくに女性や女兒に対する箴言として、守られることを家族や親族からも強く要請される。あまりにも多くの禁忌があり、タジク社会での暮らしが制約に満ちたものであることがわかる。ただし、タジク社会で暮らしてみると、これらの家庭内禁忌や掟が、《精霊憑き》や《邪視緊縛》“チャシム・カルダン”から身を守る、ある種の「防霊術」であることが見えてくる。現在も、タジク社会では精霊憑きや憑依が強く信じられており、精神疾患や体調不良をはじめ、人生のあらゆる不幸の直接の原因と考えられている。そのため、これら家庭内禁忌や掟とは、心身ともに健やかな暮らしを願う、見えない《祈り》でもある。そのため、タジク人の行動原理の深層に到達することを困難にもする一因ともなっている。こうした《祈り》と《禁忌》の箴言誌とは、「エスノグラフィ」として観察される人間行動の上位判断プロセスに相当する《メタ・ナラティブ》のひとつの表現型ということもできる。

箴言には数多くの祈りを含意する一方で、女性の社会進出を拒むコミュニティ内の慣例や慣習に直結することも多く、家庭内禁忌による社会統御がきわめて強く作用していることに驚かされる。それは、タジク人男性による「嫁取り」の場面にとくに色濃く表れている。タジク人社会では、恋愛結婚による婚姻関係の成立が、現代でも少なく、ドゥシャンベなどの一部の地域に限られているためである。そのため、「理想的な女性像」の形成に、こうした格言と箴言が利用されている点も否めない。本論では、エスノグラフィという行動原理を司るメタレベルの思考源としての可能性を、ことわざ・箴言・格言などを箴言誌として試論した。今後は、箴言誌から社会・文化を紐解く言語文化と社会調査の融合が、より包括的なタジク人社会の実態を浮き上がらせるものと考えられる。

- (1) 本調査では、ハトロン州ドゥシャンベのほか、タヴィルダラ村、ダルボーズ村の人々が含まれる。そのため、タジキスタン南部、中部地方の言い回しが卓越していることを明記しておく。

参考文献

- TAJSTAT (Agency on statistics under the President of the Republic of Tajikistan). 2020. “Results of Population Census and Housing 2020”. [<https://www.stat.tj/en/population-and-housing-census/>] (Last accessed 11th December 2024).
- World Population Review. 2024. “Afghanistan” [<https://worldpopulationreview.com/countries/afghanistan>] (Last accessed 11th December 2024).
- Encyclopaedia Iranica. 2024. “TAJIK i. THE ETHNONYM: ORIGINS AND APPLICATION” [<https://iranicaonline.org/articles/tajik-i-the-ethnonym-origins-and-application>] (Last accessed 11th December 2024)

How to be pluralistic about Neural Correlates of Consciousness

CHENG, Tony

Abstract

Discussions of neural correlates of consciousness (NCCs) occupy a central place in both scientific and philosophical studies of consciousness. In addition to many developments in the past decades, there is a recent trend to go pluralistic about NCCs. Here I follow this line of thought and propose a specific way to be pluralistic. Section 1 sets the stage by situating issues concerning NCCs in the context of the recent debate between the posterior and the anterior theories. Section 2 develops the proposal that there are two kinds of perceptual phenomenal consciousness – one is rationality-related and the other is not – and argues that they have different though overlapping NCCs. It will also be argued that attention plays a crucial role for rationality-related perceptual phenomenal consciousness. Section 3 critically discusses a different pluralistic proposal and argues that it is based on inaccurate understandings of NCCs and the contrast between the posterior and the anterior theories. Section 4 concludes with an observation that there is a recent tendency of downplaying conceptual issues in the studies of the mind, which needs to be resisted and countered if we wish to make better progress in such studies.

Keywords: Attention, NCCs, Perceptual phenomenal consciousness, Pluralism, Posterior and anterior theories, Rationality

1 NCCs and the debate between the posterior and the anterior theories

The search for neural correlates of consciousness (NCCs) – roughly, the brain circuits that correlate with conscious episodes – has been one of the central projects of the science and philosophy of consciousness since the end of the previous century. The classic definition offered by Crick & Koch (1990) regards the correlates as the minimal neural mechanisms that are together *sufficient* for conscious percepts (also see their 1998, 2003). The first thing to be noted is that the original characterisation focusses on *perceptual* consciousness⁽¹⁾; later researchers have broadened the scope to seek NCCs for other varieties of consciousness; this will be important for the following narratives, so we will come back to it later. David Chalmers (2000) offers a useful though non-exhaustive list of candidates for NCCs before the 21st century: Edelman (1989), Newman & Baars (1993), Llinas et al. (1994), Bogen (1995), Flohr (1995), Mil-

ner & Goodale (1995), Hobson (1997), Scheinberg & Logothetis (1997); for a longer list, see Chalmers (1998). In recent decades, many modifications and improvements have been proposed, but consensus has not been reached (Fink, 2016; Fink & Lin, 2021, and various papers included in the 2021 special issue). The latest developments can be divided into two broad categories: on the one hand, some have argued that the project of searching for NCCs should be replaced by the project of building *theories of consciousness* (Seth & Bayne, 2022); on the other hand, others have clung on to the project of searching for the NCCs, but suggested that instead of the original, *unified* assumption that there is one set of NCCs that is responsible for all consciousness, we should go *pluralistic* with respect to NCCs. In Cheng, Lin, and Tseng (2022), we have argued that the former is a non-starter, as claims about NCCs are always theory-laden, and theories of consciousness in the relevant sense all make predictions about NCCs. On this occasion I will go for the second route, and offer a specific proposal about how to go pluralistic. To anticipate, I will argue that there are two

(1) They “mainly concerned with *visual awareness*” (ibid., p. 263; emphasis added).

kinds of *perceptual phenomenal consciousness* (characterised below), and they have different though overlapping NCCs. I will then contrast this proposal with a recent one by Biyu J. He (2023a; also see her 2023b, 2024), who proposes a new “joint determinant theory” (JDT), which contains many insights, but is based on inaccurate understandings of NCCs and the contrast of the posterior and the anterior theories, i.e., the debate concerning which parts of the brain are responsible for consciousness.⁽²⁾ Since this contrast is crucial for the entire paper, I will begin with some basic characterisations of it now.

As mentioned above, the original definition of NCCs relies on a certain notion of *sufficiency*: they are neural states that are minimally sufficient for certain mental states to be conscious. Although there have been many refinements of this original definition, let’s not challenge it for now.⁽³⁾ Given this understanding, we can ask the following crucial question:

Is the prefrontal cortex (PFC) part of the neural correlates or substrates of perceptual phenomenal consciousness?⁽⁴⁾

For this question to make sense, some assumptions and provisos need to be in place. First of all, we need to bear in mind that in this context the focus is *perceptual* consciousness. Secondly, it relies on a certain notion of phenomenal consciousness, i.e., the what-it-is-likeness of experiences, which will be detailed in section 2. Thirdly, it presupposes that the posterior sensory cortices are parts of the NCCs. What is at issue is whether PFC is *also* part of the NCCs. This will be a crucial point in section 3.

Now, the canonical view about perceptual NCCs would answer “no” to the above question. According to this view, the PFC is for decision-making, planning, thinking, etc. (Block, 2005; Lamme, 2004). By contrast, the revisionary view would answer “yes” to it,

holding that parts of the PFC are *also* responsible for perceptual phenomenal consciousness (Lau and Rosenthal, 2011; Michel and Morales, 2020).⁽⁵⁾ In the next section we will see that the proposed pluralistic picture will answer “yes and no” to the question. Focussing on the contrast between the posterior and the anterior theories for now, the former holds that:

Consciousness depends mainly on the activity of posterior parts of the cortex (Lamme, 2006) or of a “posterior hot-zone,” which includes roughly the entire cortex *minus* the insula and the PFC (Koch, Massimini, Boly, & Tononi, 2016; Tononi, Boly, Massimini, & Koch, 2016). (Michel & Morales, 2020, p. 494)

The latter, i.e., the anterior/PFC theories, includes global workspace theory (Baars, 1988; Dehaene & Changeux, 2011) and higher-order theories (Brown, Lau, & LeDoux, 2019; Lau & Rosenthal, 2001; LeDoux & Brown, 2017; also “centralists” in Lau, 2022); the basic idea is this:

Some neural mechanisms in the PFC are responsible for rendering unconscious contents conscious, and that neural mechanisms elsewhere in the brain normally do not have this capacity. (Michel & Morales, 2020, p. 494)

Now the contrast should be quite clear. How do researchers go about making progress here? Traditionally, the so-called “contrastive analysis” (Baars, 1988) is invoked to tackle related issues. This method “consists in comparing neural activity from trials in which subjects consciously perceive a stimulus with trials in which they perceive it unconsciously” (Michel & Morales, 2020, p. 496). This method requires experimenters to figure out whether participants are conscious of specific stimuli, and this is typically done

(2) In the literature, the contrast is often between the “posterior” and the “prefrontal” theories. On this occasion we call the latter the “anterior” theories simply because both “posterior” and “prefrontal” begin with the letter “p,” which can sometimes generate unnecessary confusions. For our purposes here, we do not consider global (neuronal) workspace theory (e.g., Baars, Geld, and Kozma, 2021), which is definitely relevant too in principle.

(3) See Wu and Morales (2024) for a brief summary.

(4) This is taken from Michel and Morales (2020). Not everyone agrees with this way of seeing things. For example, some higher-order theorists would think that the NCCs are in the prefrontal cortex *only*, because it is the higher-order states or activities *and nothing else* that make consciousness happen. See the third assumption below.

(5) But also see the qualification in the previous footnote.

via subjective reports. There are different versions of them, including confidence ratings (Cheesman & Merikle, 1986), reports on the visibility of the stimulus (Sergent & Dehaene, 2004), reports using the perceptual awareness scale (Ramsøy & Overgaard, 2004), and post-decision wagering (Persaud, McLeod, & Cowey, 2007), etc. Crucially, in the core contrastive analysis participants are required to report on their conscious episodes in some ways; if this core is problematic, then many consciousness studies would have no solid basis. During the process, experimenters would use EEG or fMRI etc. to monitor brain activities to make inferences about consciousness. Along the way they need to control for perceptual signal strength, performances, attention, etc. Posterior theories hold that the PFC is responsible for consciousness-related *cognitive* processes, as opposed to *perceptual* processes (Aru, Bachmann, Singer, and Melloni, 2012; De Graaf, Hsieh, and Sack, 2012). Usually, these cognitive processes are generated by subjective reports. Recently, innovative no-report paradigms have been designed to address worries of subjective reports in consciousness studies, though they are not entirely unproblematic (Tsuchiya, Wilke, Frässle, and Lamme, 2015; Block, 2019; Chen, Cheng, and Hsieh, 2022).

The debate between the posterior and the anterior theories is heated and ongoing, but for our purposes the above brief selective summary should be enough. I now turn to my specific proposal that there are two kinds of perceptual phenomenal consciousness, and they have different though overlapping NCCs.⁽⁶⁾ In order to make sense of this proposal, we need to make a detour to notions of consciousness, attention, and rationality.

2 The way to go pluralistic: Consciousness, attention, and rationality

Consciousness and attention (roughly, the ability to focus and select) have been an odd couple in the studies of the mind. A (distorted and simplified) textbook vision has it that there was a time when “consciousness” was regarded as unscientific due to difficulties

of operationalisation, so “attention” became a certain kind of surrogate for consciousness, as it seemed easier to be manipulated. However, in recent decades consciousness has regained its central place in the studies of the mind, so to get clear about the relations between consciousness and attention becomes urgent. Is attention necessary to consciousness [the overflow debate, e.g., Block, 2007; Phillips, 2011]? Is attention sufficient for consciousness [the blindsight debate, e.g., Kentridge, Heywood, & Weiskrantz, 1999; Phillips, 2018]? We do not take side with respect to these issues here.

What about rationality (and reason), i.e., the capacity for making inferences and decisions? In a way it seems to be the strange other person. For example, Johannes Roessler discusses the relation between perceptual *attention* and the space of *reasons* (2011), while John Campbell investigates the relation between visual *attention* and the *rational* role of *consciousness* (2011). Now our empirical hypothesis begins with the idea that there are *two kinds* of perceptual phenomenal consciousness, and only one of them is tied to attention and rationality. This might help us adjudicate the debate between the posterior and the anterior theories. But before that, we need to be clear about what we mean by “phenomenal consciousness.” According to Ned Block,

Phenomenal consciousness is *experience*; what makes a state phenomenally conscious is that there is something “it is like” (Nagel, 1974) to be in that state. (1995, p. 228; emphasis added)

Block distinguishes phenomenal consciousness from both access consciousness and monitoring consciousness; we do not need to look into the definitions of the other two. What is crucial here is that given this understanding of phenomenal consciousness, we need to distinguish between two kinds of it – one is *rationality-related* and the other is not. For simplicity, in what follows we use “P-consciousness [R]” for the former and “P-consciousness [~R]” for the latter. The empirical hypothesis is that perceptual P-consciousness [~R] is fully sustained by the relevant parts of the back of

(6) Block (2005) argues that there are two NCCs, one for phenomenal consciousness and the other for *access* consciousness. The current proposal stays neutral about access consciousness, and holds that there is a crucial division *within* the category of phenomenal consciousness.

the brain, while perceptual P-consciousness [R] involves *both* the posterior and the anterior; more specifically, parts of the PFC. Note that they are *both* phenomenal consciousness, as both fit what Block calls “experience,” e.g., the *painfulness* of pain, a. k. a. the subjective aspect of the mind that creates the “hard problem of consciousness” (Chalmers, 1996).

Now what is the initial plausibility of this proposal? On the one hand, consider cases such as human infants, feral children (i.e., humans who were raised by other animals), and animals without the PFC or with less developed PFC. Of course they are (or at least can be) phenomenally conscious! The absence of a fully functioning PFC would not make one a philosophical zombie. But on the other hand, we also grant that phenomenal consciousness seems to play some crucial roles in *inferences* and *justification* (e.g., Dretske, 1997; Smithies, 2019). At least sometimes, epistemic inferences need to be done *via* consciousness. The conjecture is that P-consciousness [R]’s neural correlates include the PFC, so that it can play the relevant rational roles. Note that only P-consciousness [R] overlaps with actual access, while P-consciousness [~R] can be accessible only, which fits Block’s definition of access consciousness: “A state is access-consciousness if, in virtue of one’s having the state, a representation of its content is... poised for rational control of action” (1995, p. 231). They are accessible or poised in the sense that information on the posterior can be transmitted to the anterior. But again, I stay neutral about the NCCs for access consciousness.

It is worth noting that in a very different context, there is another important distinction between being responsive to reasons and being responsive to reasons *as such* (McDowell, 2006). The former is what we share with human infants and other animals, such as running away from predators, being attracted by some conspecifics, and so on. The latter is what’s distinctive about humans like us: we can be responsive to reasons *as reasons*, and adjust our reasonings and actions, which requires a mature PFC in our cases. It is also important to emphasise that the relevant areas of the posterior brain plus the PFC is *sufficient* for P-consciousness [R], but *not necessary*, because we need to make room for multiple realisability (Putnam, 1967): consider artificial systems, for example. In one sen-

tence, according to the current empirical hypothesis, our capacities to be responsive to reasons *as such* and to be P-consciousness [R] share the PFC as their neural correlates.

Attention comes into the picture at this stage. Consider the two networks of attention described by Corbetta & Shulman (2002): the dorsal frontoparietal network and the ventral frontoparietal network. Our further hypothesis is that the *ventral* network filters the information from the back to the front of the brain. On this view, P-consciousness [~R]’s neural processes in the posterior brain have *not* been filtered by attention (i.e., certain version of the overflow view). After the relevant pieces of information get transmitted to the frontal brain, *via* attention’s selections and modulations they become P-consciousness [R], which can facilitate inferences and decision-making. One potential difficulty is that here we have not distinguished between different kinds of attention (Wu, 2024), and that will be a future project.⁽⁷⁾ Another future task is to combine the above ideas with the “higher-order statistical decision theory of consciousness,” according to which subpersonal statistical decisions are done in the PFC, and these decisions can be one variant of computations indicated in the predictive processing framework (Cheng, 2023).

The dualisms of P-consciousness and of rationality correspond to a third dualism, i.e., the one between the *world* and the *environment* (Gadamer, 1960/2004; McDowell, 1996): while all beings share this physical environment, only human beings like us enjoy *world-disclosing* experiences: human infants and many other animals are phenomenally conscious, but they do not possess a *meaningful* world, a *second nature*: they do not enjoy perceptual P-consciousness [R]. They are locked in solicitations in the phenomenological sense (Dreyfus, 2006, 2007a, 2007b; McDowell, 2007a, 2007b; Cheng, 2021).

To summarise, the debate between the posterior and the anterior theories has been a heated one, and the *empirical* details of it have become extremely complicated and daunting. However, this does not mean that *conceptual* refinements play no significant role. The above sketch is an attempt to make progress by empirically-informed conceptual discussions. Now it is time to look into another recent pluralistic pro-

(7) For some preliminary discussions, see Cheng (2017).

posal and see why mine is more plausible. The next section will first introduce the competing pluralistic proposal and then argue that it is problematic because it rests on inaccurate understandings of NCCs and of the posterior/anterior debate.

3 The way not to go pluralistic: Misinterpreting the dialectic

In “Towards a pluralistic neurobiological understanding of consciousness” (2023a), Biyu J. He proposes a new framework for scientifically studying consciousness. As indicated above, the general background for this discussion is the contrast between the unified and the pluralistic accounts of NCCs. He argues that “the search for generic neural correlates of consciousness may not be fruitful,” and instead proposes that the new “joint determinant theory” (JDT) “may be capable of accommodating different brain circuit mechanisms for conscious contents as varied as percepts, wills, memories, emotions, and thoughts, as well as their integrated experience” (p. 420). While the case studies surveyed in that paper are useful, and the framework opens up new directions for this field, He exaggerates the contrast between the unified approach and the pluralistic approach. In what follows I will argue that He’s specific proposal is unmotivated due to two problems, one about how to understand the classical definition of NCCs, and the other about how to understand the contrast between the posterior theories and the anterior theories.

He also relies on the classical definition invoked above, so it can be assumed that we are not talking past each other, at least initially. However, as indicated above, noted that the original discussion was about *perceptual* NCCs, although unfortunately, the “perceptual” part is often omitted for simplicity. In missing this, He seems to believe that the definition implies that percepts, wills, memories, emotions, and thoughts, if conscious at all, share the same NCCs that are *sufficient* for them being conscious. But as He points out, this has been shown to be false by the various studies cited. The crucial problem here is that in missing the “perceptual” qualification, He’s reading of the sufficiency claim is incorrect: others are misattributed the implausible view that we have been seeking a core

NCC that is sufficient for percepts, wills, memories, emotions, and thoughts, etc. But this is incorrect: the posterior theorists, for example, do not and should not think that the relevant part of the posterior brain is part of the NCCs for thoughts, for example.

How about the second point? Consider this remark by He: “the debate [is] about whether NCC lives in the ‘front’ or ‘back’ of the brain” (p. 426). But as we have seen in section 1, another plausible way to think about the debate is “[w]hether the prefrontal cortex is *part of* the neural substrates of consciousness” (Michel & Morales, 2020, p. 493; emphasis added), but this was not considered by He at all. That is to say, for some anterior theorists, the PFC by itself is not “the minimum neural mechanisms.” The question, at least sometimes, is about whether it is *part of* NCCs, not about whether NCC *lives in* the “front.” In other words, the anterior theories need not and perhaps should not deny that (say) V1 is part of the visual NCCs.⁽⁸⁾

Here are some more clarifications. Suppose the anterior theories are right in holding that in addition to the sensory areas in the back, the PFC is also part of the NCCs. Does this then imply that conscious percepts, wills, memories, emotions, and thoughts do *not* rely on different brain circuit mechanisms? No! As He points out, so many empirical studies have shown that they involve different brain circuit mechanisms. What is going on here? If the anterior theories are right, then the PFC is part of the NCC *core*. This core is shared by conscious percepts, wills, memories, emotions, and thoughts, but this does *not* imply that conscious percepts, wills, memories, emotions, and thoughts involve *exactly the same* brain circuit mechanisms. The right moral to be drawn is that in addition to the NCC core, which might or might not include the PFC, in order for percepts, wills, memories, emotions, and thoughts to be conscious, additional, and different brain circuit mechanisms are required, at least in the human case. This is a consensus in the literature, so it is *not* the case that most people have missed this, and therefore need to be corrected by He’s fine point.

The moral is that He’s new framework is indeed a new option that should be taken seriously, but it should not be taken as rejecting the original project. If we bear in mind that the original definition was aim-

(8) As indicated in footnote 4, one complication is that some higher-order theorists might hold that in some cases the PFC itself is sufficient for consciousness. For this line of discussion, see Rosenthal (2005) and Block (2011).

ing at *perceptual* cases, and that the anterior theories *need not* deny that the posterior sensory areas are parts of the NCCs, we see more clearly how future research can make progress in this regard.

4 Conclusion: Taking conceptual issues really seriously

In proposing her new framework, He holds that the proposed approach “will allow the field to build a stronger empirical foundation and become more integrated with other cognitive neuroscience disciplines” (2023a, p. 420). The point is well taken, but non-empirical disciplines of consciousness research is not included at all. I hope the above discussions have shown that to ensure better integration with various empirical disciplines is indeed important and laudable, but it is also crucial to integrate *empirically informed philosophy* to help conceptual clarifications. Actually, the crucial moves above are often from philosophy (e.g., Chalmers, 2000; Fink, 2016; Michel and Morales, 2020; Fink and Lin, 2021). This point should stand even if my specific proposal in section 2 is falsified. The take-home message is that one crucial next step for the cognitive science of consciousness is to take conceptual issues really seriously (Cheng, Lin, and Tseng, 2022).

References

- Aru, J., Bachmann, T., Singer, W., & Melloni, L. (2012). Distinguishing the neural correlates of consciousness. *Neuroscience and Biobehavioral Reviews*, 36(2), 737-746.
- Baars, B. (1988). *A cognitive theory of consciousness*. New York: Cambridge University Press.
- Baars, B., Geld, N., & Kozma, R. (2021). Global workspace theory (GWT) and prefrontal cortex: Recent developments. *Frontiers in Psychology*, 12, <https://doi.org/10.3389/fpsyg.2021.749868>.
- Block, N. (1995). On a confusion about a function of consciousness. *Behavioral and Brain Sciences*, 18(2), 227-247.
- Block, N. (2005). Two neural correlates of consciousness. *Trends in Cognitive Sciences*, 9(2), 46-52.
- Block, N. (2007). Consciousness, accessibility, and the mesh between psychology and neuroscience. *Behavioral and Brain Sciences*, 30(5-6), 481-499.
- Block, N. (2011). The higher order approach to consciousness is defunct. *Analysis*, 71(3), 419-431.
- Block, N. (2019). What is wrong with the no-report paradigm and how to fix it. *Trends in Cognitive Sciences*, 23(12), 1003-1013.
- Bogen, J. E. (1995). On the neurophysiology of consciousness, part I: An overview. *Consciousness and Cognition*, 4, 52-62.
- Brown, R., Lau, H., & LeDoux, J. (2019). Understanding the higher-order approaches to consciousness. *Trends in Cognitive Science*, 23(9), 754-768.
- Campbell, J. (2011). Visual attention and the epistemic role of consciousness. In C. Mole, D. Smithies, & W. Wu (Eds.), *Attention: Philosophical and psychological essays*. Oxford: Oxford University Press.
- Chalmers, D. J. (1996). *The conscious mind: In search of a fundamental theory*. Oxford: Oxford University Press.
- Chalmers, D. J. (1998). On the search for the neural correlate of consciousness. In S. Hameroff, A. Kaszniak, & A. Scott (Eds.), *Toward a science of consciousness II*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Chalmers, D. J. (2000). What is a neural correlate of consciousness? In T. Metzinger (Ed.), *Neural correlates of consciousness: Empirical and conceptual questions*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Cheesman, J., & Merikle, P. M. (1986). Distinguishing conscious from unconscious perceptual processes. *Canadian Journal of Psychology*, 40(4), 343-367.
- Chen, Y-K., Cheng, T., & Hsieh, P-J. (2022). P3b does not reflect perceptual contrasts. *eNeuro*, 9(2), <https://doi.org/10.1523/ENEURO.0387-21.2022>.
- Cheng, T. (2017). Iconic memory and attention in the overflow debate. *Cogent Psychology*, (4)1, <https://doi.org/10.1080/23311908.2017.1304018>.
- Cheng, T. (2021). *John McDowell on worldly subjectivity: Oxford Kantianism meets phenomenology and cognitive scientists*. London: Bloomsbury.
- Cheng, T. (2023). Higher-order Bayesian statistical decision theory of consciousness, probabilistic justification, and predictive processing. In Cheng, T., Sato, R., and Hohwy, J. (Eds.), *Expected experiences: The predictive mind in an uncertain world*. New York: Routledge.
- Cheng, T., Lin, Y., & Tseng, P. (2022). Taking conceptual issues very seriously: One next step for the cognitive sciences of consciousness. *Cognitive Science: A Multidisciplinary Journal*, 46(11), e13213.
- Corbetta, M., & Shulman, G. L. (2002). Control of goal-directed and stimulus-driven attention in the brain. *Nature Reviews Neuroscience*, 3(3), 201-215.
- Crick, F., & Koch, C. (1990). Towards a neurobiological theory of consciousness. *Seminars in Neuroscience*, 2, 263-275.
- Crick, F., & Koch, C. (1998). Consciousness and neuroscience. *Cerebral Cortex*, 8(2), 97-107.
- Crick, F., & Koch, C. (2003). A framework for consciousness. *Nature Neuroscience*, 6(2), 119-126.
- De Graaf T. A., Hsieh, P., & Sack, A. T. (2012). The “correlates” in neural correlates of consciousness. *Neuroscience and Biobehavioral Reviews*, 36(1), 191-197.
- Dehaene, S., & Changeux, J. P. (2011). Experimental and theoretical approaches to conscious processing. *Neuron*, 70(2), 200-227.
- Dretske, F. (1997). *Naturalizing the mind*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Dreyfus, H. (2006). Overcoming the myth of the mental. *Topoi*, 25(1-2), 43-49.

- Dreyfus, H. (2007a). The return of the myth of the mental. *Inquiry: An Interdisciplinary Journal of Philosophy*, 50(4), 352-365.
- Dreyfus, H. (2007b). Response to McDowell. *Inquiry: An Interdisciplinary Journal of Philosophy*, 50(4), 371-377.
- Edelman, G. M. (1989). *The remembered present: A biological theory of consciousness*. New York: Basic Books.
- Fink, S. (2016). A deeper look at the “neural correlate of consciousness.” *Frontiers in Psychology*, 7, article 1044.
- Fink, S., & Lin, Y.-T. (2021). Progress and paradigms in the search for the neural correlates of consciousness: Editorial introduction. *Philosophy and the Mind Sciences*, 2, 3.
- Flohr, H. (1995). Sensations and brain processes. *Behavioral Brain Research*, 71, 157-161.
- Gadamer, H.-G. (1960/2004). *Truth and method*. (J. Weinsheimer & D. G. Marshall trans.) London: Continuum.
- He, B. J. (2023a). Towards a pluralistic neurobiological understanding of consciousness. *Trends in Cognitive Sciences*, 27(5), <https://doi.org/10.1016/j.tics.2023.02.001>
- He, B. J. (2023b). New frontiers in consciousness research. *Neuron*, 111(20), 3150-3153.
- He, B. J. (2024). Integrating consciousness science with cognitive neuroscience: An introduction to the special focus. *Journal of Cognitive Neuroscience*, online ahead of print.
- Hobson, J. A. (1997). Consciousness as a state-dependent phenomenon. In J. Cohen & J. Schooler (Eds.), *Scientific approaches to consciousness*. Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum.
- Kentridge, R. W., Heywood, C. A., & Weiskrantz, L. (1999). Attention without awareness in blindsight. *Proceedings of the Royal Society B: Biological Sciences*, 266(1430), 1805-1811.
- Koch, C., Massimini, M., Boly, M., & Tononi, G. (2016). Neural correlates of consciousness: Progress and problems. *Nature Reviews Neuroscience*, 17(5), 307-321.
- Lamme, V. A. F. (2004). Separate neural definitions of visual consciousness and visual attention; a case for phenomenal awareness. *Neural Networks*, 17(5-6), 861-872.
- Lamme, V. A. F. (2006). Towards a true neural stance on consciousness. *Trends in Cognitive Sciences*, 10(11), 494-501.
- Lau, H. (2022). *In consciousness we trust: The cognitive neuroscience of subjective experience*. Oxford: Oxford University Press.
- Lau, H., & Rosenthal, D. M. (2011). Empirical support for higher-order theories of conscious awareness. *Trends in Cognitive Sciences*, 15(8), 365-373.
- LeDoux, J. E., & Brown, R. (2017). A higher-order theory of emotional consciousness. *Proceedings of the National Academy of Sciences*, 114(10), E2016-E2025.
- Llinas, R. R., Ribary, U., Joliot, M., & Wang, X.-J. (1994). Content and context in temporal thalamocortical binding. In G. Buzsaki, R. R. Llinas, & W. Singer (Eds.), *Temporal coding in the brain*. Berlin: Springer Verlag.
- McDowell, J. (1996). *Mind and world*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- McDowell, J. (2006). Conceptual capacities in perception. In G. Abel (Ed.), *Kreativität*. Felix Meiner Verlag.
- McDowell, J. (2007a). What myth? *Inquiry: An Interdisciplinary Journal of Philosophy*, 50(4), 338-351.
- McDowell, J. (2007b). What myth? *Inquiry: An Interdisciplinary Journal of Philosophy*, 50(4), 366-370.
- Michel, M., & Morales, J. (2020). Minority reports: Consciousness and the prefrontal cortex. *Mind and Language*, 35(4), 493-513.
- Milner, A. D., & Goodale, M. A. (1995). *The visual brain in action*. Oxford: Oxford University Press.
- Nagel, T. (1974). What is it like to be a bat? *Philosophical Review*, 83(4), 435-450.
- Newman, J., & Baars, B. J. (1993). A neural attentional model for access to consciousness: A global workspace perspective. *Concepts in Neuroscience*, 4, 255-290.
- Persaud, N., Mcleod, P., & Cowey, A. (2007). Post-decision wagering objectively measures awareness. *Nature Neuroscience*, 10(2), 257-261.
- Phillips, I. (2011). Perception and iconic memory. *Mind and Language*, 26(4), 381-411.
- Phillips, I. (2018). Unconscious perception reconsidered. *Analytic Philosophy*, 59(4), 471-514.
- Putnam, H. (1967). Psychological predicates. In W. H. Capitan & D. D. Merrill (Eds.), *Art, mind, religion*. Pittsburgh, PA: Pittsburgh University Press.
- Ramsøy, T. Z., & Overgaard, M. (2004). Introspection and subliminal perception. *Phenomenology and Cognitive Sciences*, 3(1), 1-23.
- Roessler, J. (2011). Perceptual attention and the space of reasons. In C. Mole, D. Smithies, & W. Wu (Eds.), *Attention: Philosophical and psychological essays*. Oxford: Oxford University Press.
- Rosenthal, D. M. (2005). *Consciousness and mind*. Oxford: Oxford University Press.
- Scheinberg, D. L., & Logothetis, N. K. (1997). The role of temporal cortical areas in perceptual organization. *Proceedings of the National Academy of Sciences USA*, 94, 3408-3413.
- Sergent, C., & Dehaene, S. (2004). Is consciousness a gradual phenomenon? Evidence for an all-or-none bifurcation during the attentional blink. *Psychological Science*, 15(11), 720-728.
- Seth, A., & Bayne, T. (2022). Theories of consciousness. *Nature Reviews Neuroscience*, 23, 439-452.
- Smithies, D. (2019). *The epistemic role of consciousness*. Oxford: Oxford University Press.
- Tononi, G., Boly, B., Massimini, M., & Koch, C. (2016). Integrated information theory: From consciousness to its physical substrate. *Nature Reviews Neuroscience*, 17(7), 450-461.
- Tsuchiya, T., Wilke, M., Frässle, S., & Lamme, V. A. F. (2015). No-report paradigms: Extracting the true neural correlates of consciousness. *Trends in Cognitive Sciences*, 19(12), 757-770.
- Wu, W. (2024). *Attention*, 2nd edition. New York: Routledge.
- Wu, W., & Morales, J. (2024). The neuroscience of consciousness. In E. N. Zalta (Ed.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*.

Notes on a Certificate of Religious Affiliation (*Shūshi shōmon*)

MORRIS, James Harry and DUDUŠ, Damian⁽¹⁾

Introduction

Shūshi shōmon 宗旨証文 (also known as *terauke shōmon* 寺請証文, *teraukejō* 寺請状 etc.) or certificates of religious affiliation were documents provided by a temple in order to certify that members of a community were parishioners. This certificate from 1771 (*Meiwa* 明和 8) was written to certify that Numata Inosuke 沼田伊之丞⁽²⁾ and his son were parishioners of the Zen Buddhist temple Senryūji 泉龍寺 in Shiba Town (Shiba-machi 柴町), Nawa District (Nawa-gun 那波郡).⁽³⁾ The document was written and stamped by the temple and addressed to an Ishihara Gidayū 石原儀大夫. It measures approximately 32cm by 28cm. This article provides a transcription and English translation of the document, as well as some contextual notes with the hope of making the contents of this sort of texts more accessible to an international audience.

Transcription⁽⁴⁾

宗旨証文之事
柴町沼田伊之丞^与申仁^{并共}代々禪宗
当寺且那^三紛無御座候若御法度之切死丹
耶蘓宗門^与申者於有之者何時成共拙僧罷
出急度申訳可仕候為後日仍^而証文如件
鎌倉円覺寺附庸
那波郡柴町
泉龍寺
《印》
明和八卯年八月
石原儀大夫殿

Translation

Numata Inosuke of Shiba Town and his son have undoubtedly been parishioners of this Zen temple for generations. If I come to know anyone who is of the banned Christian Jesus sect, I will certainly come and report it whenever it happens. I note this here in case of a future incident.

Senryūji, Shiba Town, Nawa District, a branch temple of Kamakura's Enkakuji. <Stamp>

- (1) We would like to express our thanks to Prof. Satō Katsura 佐藤かつら (Aoyama Gakuin University) who was consulted on some parts of the transcription. The publication was made possible through a DNP Foundation for Cultural Promotion Graphic Culture Research Grant and a Waseda University Grant for Special Research Projects.
- (2) The name could also be read as Inojō and Isanojō. Tachibana Tarō suggests that the surname Numata was previously pronounced Nonda, see: Tachibana Tarō 橘太郎, “Kiso Yoshinaka oyobi sono shison to Kōzuke (2)” 木曾義仲及び其子孫と上野 (二), *Jōmō oyobi jōmōjin* 上毛及上毛人 268 (August 1939): 31-32.
- (3) Now part of Isesaki 伊勢崎 city, Gunma 群馬 prefecture.
- (4) The transcription closely reflects the layout of the original document. However, we have chosen to render *kanji* that appeared in their old forms (*kyūjitai* 旧字体) i.e. *shō* 證 and *en* 圓 in their modern forms (*shinjitai* 新字体) i.e. *shō* 証 and *en* 円. This is partially for readability, but also follows the conventions used for similar documents in the *Isesaki shishi* 伊勢崎市史. See: Isesaki-shi 伊勢崎市, ed., *Isesaki shishi, shiryōhen 2, kinsei II (machikata to murakata)* 伊勢崎市史 資料編2 近世II (町方と村方) (Isesaki: Isesaki City, 1989), 263-271.

Meiwa 8 [1771], Year of the Rabbit, 8th month.

[Addressed to] Ishihara Gidayū

Notes

Certificates of religious affiliation had originally been developed in the 1610s when they were used to certify that apostate Christians had become parishioners at a Buddhist temple, however, from 1638 this system was expanded so that all Japanese residents were required certification.⁽⁵⁾ As such, these certificates were even being produced in areas that had extremely limited or no contact with Christianity including, for example, the region in which the certificate discussed here was produced.⁽⁶⁾ These documents were annually submitted to the local authorities such as a magistrate of religion (*shūmon bugyō* 宗門奉行) or magistrate of temples and shrines (*jisha bugyō* 寺社奉行), which gathered the data recording it in bound volumes known as *shūmon aratame chō* 宗門改帳 (also known as *shūmon ninbetsu aratame chō* 宗門人別改帳 amongst other names).⁽⁷⁾ In Isesaki domain (*Isesaki-han* 伊勢崎藩), the collection of these registers usually occurred in the 8th or 9th month.⁽⁸⁾ This is reflected in the dating of the *shūshi shōmon* being described here which was produced in the 8th month of 1771.

There are a number of details that we can ascertain about the document beyond its immediate contents. For example, although the specific people noted differ, the phrasing used in the document matches other certificates of religious affiliation and related documents from the area from throughout the

Edo period.⁽⁹⁾ This seems to suggest that *shūshi shōmon* created in Isesaki domain were written according to certain formula and that the document transcribed here represents a typical example of a certificate of religious affiliation from the domain. Indeed, comparison to other *shūshi shōmon* from the domain suggests that it was typical for these documents to only name the family head (in this case Inosuke), whilst referring to others by their relationship to the family head (in this case *segare* 悻 or son).⁽¹⁰⁾ This does not, however, appear to have been the case with *shūmon aratame chō*, which according to the *Isesaki shishi* 伊勢崎市史, listed the names of all male members of the family, whilst noting female members only by way of their relationship to the family head and thus omitting their names.⁽¹¹⁾

It is also possible to ascertain some details about the biography of the addressee, Ishihara Gidayū. In 1780, Gidayū, who was then 47 years old, is listed as serving in a number of roles for Isesaki domain including as magistrate (*bugyō* 奉行), magistrate of temples and shrines (*jisha bugyō* 寺社奉行), a village headman (*monogashira* 物頭),⁽¹²⁾ inspector general (*ōmetsuke* 大目付), and head accountant (*motojime* 元尺).⁽¹³⁾ At that time, he was the third highest earning domanical official holding 130 *koku* 石 (a measurement of land based on its rice production capabilities).⁽¹⁴⁾ From these details we can conjecture that at the time that the *shūshi shōmon* being explored here was composed, Gidayū was approximately 38 years old. Furthermore, since *shūshi shōmon* were submitted to the magistrate for temples and shrines, we can also assume that he was already serving in this role in 1771 due to his

(5) Tamamuro Fumio, “The Development of the Temple-Parishioner System,” *Japanese Journal of Religious Studies* 36, no. 1 (2009): 16-22; Tamamuro Fumio, “Local Society and the Temple-Parishioner Relationship within the Bakufu’s Governance Structure,” *Japanese Journal of Religious Studies* 28, no. 3 (Fall 2001): 261-262.

(6) For a history of the Catholic missions to the region of modern-day Gunma in the 16th and 17th centuries, see: Gunma-kenshi hensan iinkai 群馬県史編さん委員会, ed., *Gunma-kenshi, tsūshihen 6, kinsei 3* 群馬県史 通史編 6 近世 3 (Maebashi: Gunma-ken, 1992), 609-615.

(7) Tamamuro, “The Development of the Temple-Parishioner System,” 22; James Harry Morris, “Anti-Kirishitan Surveillance in Early Modern Japan,” *Surveillance & Society* 16, no. 4 (2018): 418-421.

(8) Isesaki-shi 伊勢崎市, ed., *Isesaki shishi, tsūshihen 2, kinsei* 伊勢崎市史 通史編 2 近世 (Isesaki: Isesaki City, 1993), 205.

(9) See transcriptions of other such documents in: Isesaki-shi, ed. *Isesaki shishi, shiryōhen 2*, 263-271.

(10) Isesaki-shi, ed., *Isesaki shishi, shiryōhen 2*, 263-271.

(11) Isesaki-shi, ed., *Isesaki shishi, tsūshihen 2*, 204-205.

(12) This might denote him as a family elder, head of a town or village etc.

(13) Kurosawa Tetsu 黒沢哲, “Isesaki-han no daikan ni tsuite” 伊勢崎藩の代官について, *Isesaki shiwa* 伊勢崎史話 57 (November 1962): 15.

(14) Ibid.

being named on the document.

There is very little we have been able to ascertain about the primary subject of the document, Numata Inosuke. The inclusion of his surname appears to be rare since other *shūshi shōmon* recorded in the *Isesaki shishi* usually record only first names.⁽¹⁵⁾ While we cannot determine with certainty why his surname was included, it may suggest that he had comparatively high wealth or social status, or that there were other reasons for singling him out. The document records that Inosuke was from Shiba Town, which was part of Isesaki domain following its creation in 1681 to the end of the domanial system in 1871.⁽¹⁶⁾ The document also informs us that Inosuke was a parishioner of Senryūji, a temple that is located in Shiba Town to this day, and which issued this certificate. The temple was established in 1394 and belongs to the Enkakuji Rinzaï Sect (*Rinzaï-shū Enkakuji-ha* 臨濟宗円覚寺派) of Zen Buddhism, having become a branch temple of Enkakuji in 1685.⁽¹⁷⁾ According to research conducted by Tachibana Tarō in the 1930s, both Shiba Town and Senryūji have a long association with the name Numata with a number of residents and parishioners sharing the surname.⁽¹⁸⁾

Bibliography

- Gunma-kenshi hensan iinkai 群馬県史編さん委員会, ed. *Gunma-kenshi, tsūshihen 6, kinsei 3* 群馬県史 通史編6 近世3. Maebashi: Gunma-ken, 1992.
- Isesaki-shi 伊勢崎市, ed. *Isesaki no shaji kenchiku* 伊勢崎の社寺建築. Isesaki: Isesaki City, 1983.
- . *Isesaki shishi, tsūshihen 2, kinsei II* 伊勢崎市史 通史編2 近世. Isesaki: Isesaki City, 1993.
- . *Isesaki shishi, shiryōhen 2, kinsei II (machikata to murakata)* 伊勢崎市史 資料編2 近世II (町方と村方). Isesaki: Isesaki City, 1989.
- Kurosawa Tetsu 黒沢哲. “Isesaki-han no daikan ni tsuite” 伊勢崎藩の代官について. *Isesaki shiwa* 伊勢崎史話 57 (November 1962): 15-16.
- Morris, James Harry. “Anti-Kirishitan Surveillance in Early Modern Japan.” *Surveillance & Society* 16, no. 4 (2018): 410-431.
- Tachibana Tarō 橘太郎. “Kiso Yoshinaka oyobi sono shison to Kōzuke (2)” 木曾義仲及び其子孫と上野 (二). *Jōmō oyobi jōmōjin* 上毛及上毛人 268 (August 1939): 27-32.
- Tamamuro Fumio. “Local Society and the Temple-Parishioner Relationship within the Bakufu’s Governance Structure.” *Japanese Journal of Religious Studies* 28, no. 3 (Fall 2001): 261-292.
- . “The Development of the Temple-Parishioner System.” *Japanese Journal of Religious Studies* 36, no. 1 (2009): 11-26.

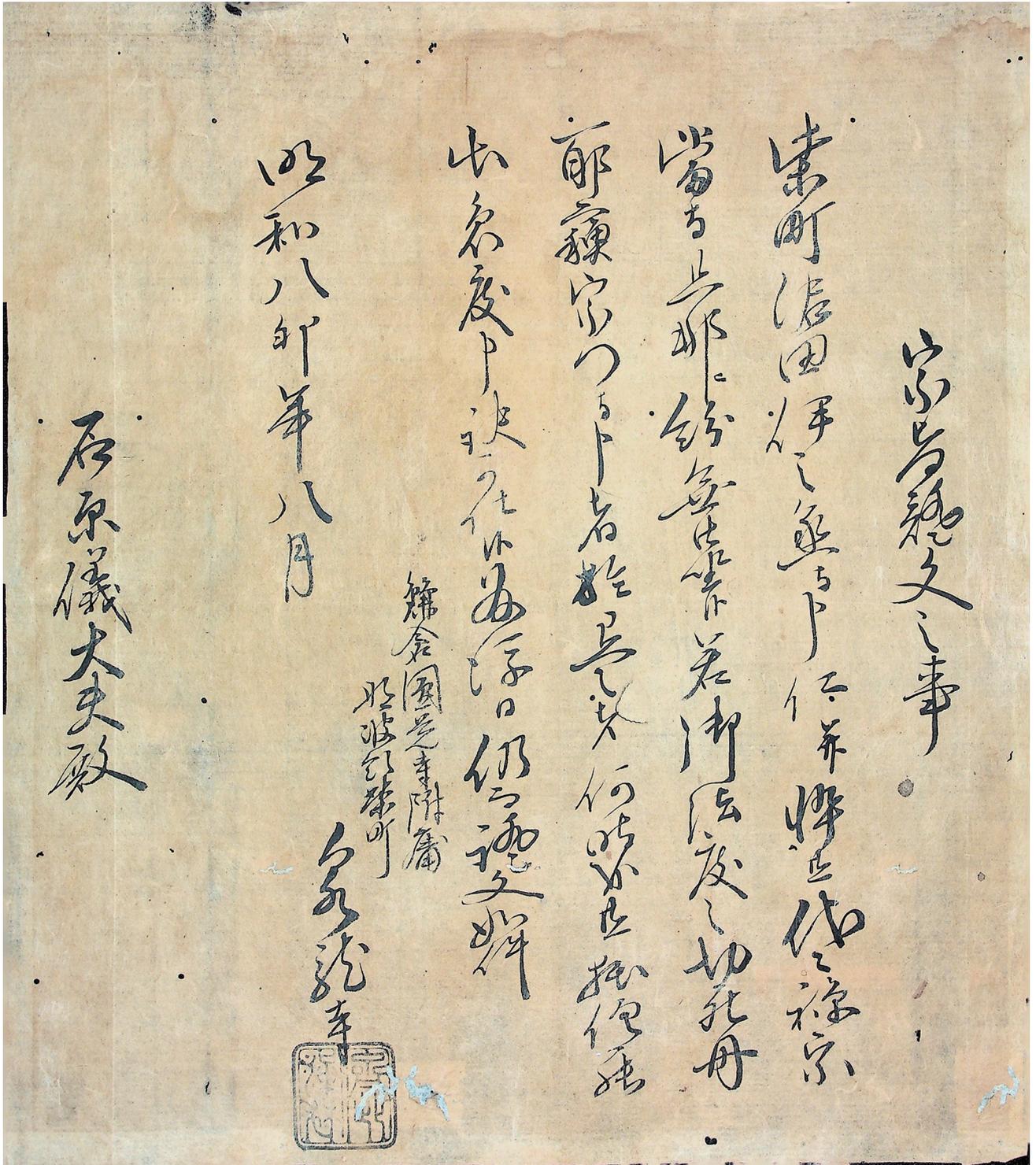
(15) Compare with other *shūshi shōmon* from the Isesaki domain transcribed in: Isesaki-shi, ed. *Isesaki shishi, shiryōhen 2*, 263-271.

(16) Isesaki-shi, ed., *Isesaki shishi, tsūshihen 2*, 679.

(17) Isesaki-shi 伊勢崎市, ed., *Isesaki no shaji kenchiku* 伊勢崎の社寺建築 (Isesaki: Isesaki City, 1983), 164.

(18) Tachibana, “Kiso Yoshinaka oyobi sono shison to Kōzuke (2),” 31-32.

Appendix



Notes on a document recording the death of the descendant of a Christian (*ruizoku*) from Mori Village, Usuki Domain

MORRIS, James Harry and DUDUŠ, Damian⁽¹⁾

Introduction

This document from 1726 (Kyōhō 享保 11) reports the death of a man by the name of Uheiji 宇平次. The 36cm by 24cm document describes Uheiji's family history as well as his mother's past exposure as a secretly practicing Christian. This article includes a transcription, translation, and notes on the document with the hope of exploring not only the contents of this text, but also making the contents of similar documents more accessible to an international audience.

Transcription⁽²⁾

申上覺 □ ^(森カ) 村次郎右衛門娘しを息子 宇平次 ^(当年カ) □□ 六拾七歳	一 森村本人同然 禪宗法雲寺旦那	此者病症煩 ^午 十二月十五日ニ病死仕候 右宇平次母森村次郎右衛門娘しを切支丹之由 ^ニ 寛文七 ^未 年被召捕候右之母不被召捕以前出生 右之者父延岡領津守村吉左衛門子勘三郎 類族 ^ニ 御座候 右之趣御注進申上候以上	享保十一年 ^午 十二月十五日 森村庄屋 吉右衛門 《印》	宇野仁右衛門様 岡部三左衛門様 大脇儀右衛門様
--	---------------------	--	--	-------------------------------

Translation⁽³⁾

Memorandum

A person from Mori Village who was born before his mother's capture for being a Christian.⁽⁴⁾
Uheiji, [in this Year of the Horse]⁽⁵⁾ 67 years old, Son of Shio, Daughter of Jirōemon of [Mori]⁽⁶⁾ Village.

Parishioner of Zen Sect Temple, Hōunji.

This person suffered from an illness and died on the 15th day of the 12th month of the Year of the Horse [1726].

Shio, the mother of the aforementioned Uheiji and the daughter of Jirōemon of Mori Village, was arrested on account of her being a Christian in Kanbun 7 [1667], the Year of the Sheep.

She gave birth [to Uheiji] prior to her arrest.

Kanzaburō, the father of the aforementioned [Uheiji], was the child of Kichizaemon of Tsumori Village within Nobeoka Domain, and as such is also the descendent of a Christian [*ruizoku*].

I am hereby diligently reporting this fact.

Kyōhō 11 [1726], Year of the Horse, 12th month, 15th day.

Kichiemon, the Head of Mori Village <Stamp>

(1) We would like to express our thanks to Prof. Satō Katsura 佐藤かつら (Aoyama Gakuin University) who was consulted on some parts of the transcription. The publication was made possible through a DNP Foundation for Cultural Promotion Graphic Culture Research Grant and a Waseda University Grant for Special Research Projects.

(2) The transcription follows the layout of the original. For readability purposes, we have chosen to transcribe two lines □□ 六拾七歳 and 森村庄屋 吉右衛門 《印》 as continuous text, however, in the original document these lines were in fact separate and adjacent to each other (see image in the appendix). Parts of the text are damaged and unreadable. The rear of the document includes a short note in the bottom left stating 十二月十六日 suggesting it was written the day after Uheiji's death.

(3) Square brackets have been used to add clarity, but reflect content that does not appear explicitly within the document.

[Addressed to] Uno Niemon
Okabe Sanzaemon
Ōwaki Giemon

Notes

Christianity in Bungo and the *Bungo Kuzure*

The Catholic mission to Bungo 豊後 began when Francis Xavier (1506-1552) visited the province following an invite from Ōtomo Yoshishige 大友義鎮 (1530-1587, later known as Sōrin 宗麟) and news of the arrival of a Portuguese ship captained by Duarte de Gama (date of birth and death unknown) in the summer of 1551.⁽⁷⁾ Bungo was a primary focus of the early mission, serving as the Jesuits' headquarters following the relocation of mission superior Cosme de Torres (1510-1570) from Yamaguchi 山口 to Funai 府内 in 1556.⁽⁸⁾ The Jesuits constructed medical facilities and a college within the domain, however, conflict in Kyushu and later nationwide anti-Christian policies led to the decline of Christianity in the area.⁽⁹⁾ In 1575, Sōrin's second son Chikaie 親家 (1561-1641) was baptized.⁽¹⁰⁾ This was followed by numerous other conversions amongst Sōrin's family and retainers eventually culminating in Sōrin's own conversion in

1578.⁽¹¹⁾ Due to the importance of Bungo to the mission and the Jesuits' concerted efforts there, it comes as no surprise that communities of converts continued to exist in the region following the ban on Christianity and the end of missionary activity in the country.

In 1657 the discovery of hidden Christians in Ōmura 大村 domain (known as the *Kōri kuzure* 郡崩れ) saw some 608 hidden Christians arrested by the ninth month of the following year.⁽¹²⁾ During the same year, the role of the shogunate's head inquisitor (*shūmon aratame yaku* 宗門改役) was taken over by Hōjō Masafusa 北条政房 (date of birth and death unknown) potentially spurring a strengthening of search efforts.⁽¹³⁾ Following this, between 1660 and 1682 large numbers of Christians were arrested in Bungo in an event known as the *Bungo kuzure* 豊後崩れ. Multiple figures have been given for the number of arrests with the *Ōita shishi* 大分市史 ultimately concluding that no set of figures are complete and that over 1,000 people may have been arrested.⁽¹⁴⁾ Mario Marega⁽¹⁵⁾ recorded 578 arrests in Usuki domain (*Usuki-han* 臼杵藩), the location of Mori Village, with 57 of these arrests resulting in deaths (either through execution or death during imprisonment).⁽¹⁶⁾ In 1667, when Shio was arrested, Marega records 19 arrests (lower than the mean average of 31 arrests per year he

(4) Here we offer a verbose translation of the term *honjin dōzen* 本人同然 which is used in these sorts of documents to refer to a person who was born prior to one of their parent's apostasies and should therefore be treated as an apostate Christian rather than a descendant of one. A full explanation is offered in the *Notes* section of this paper.

(5) This section suffered insect damage and was completely illegible, however we have conjectured based on other documents that this might be a note of the year.

(6) This section suffered insect damage, but partial visibility of the character and context allows us to infer that it is a reference to Mori Village.

(7) Kataoka Yakichi 片岡弥吉, *Nihon Kirishitan junkyōshi* 日本キリシタン殉教史 (Tokyo: Jiji Tsūshinsha, 1984), 38.

(8) Jurgis Elisonas, "Christianity and the daimyo," in *The Cambridge History of Japan*, vol. 4, *Early Modern Japan*, ed. John Whitney Hall (Cambridge: Cambridge University Press, 1991), 317.

(9) Kataoka, *Nihon Kirishitan junkyōshi*, 115-119; Elisonas, "Christianity and the daimyo," 338-341.

(10) James Harry Morris, "Evangelization and Indigenous Communities in Japan: 1549-1600," in *The Palgrave Handbook of the Catholic Church in East Asia*, ed. Cindy Yik-yi Chu and Beatrice Leung (Singapore: Palgrave Macmillan, 2021), 21-22.

(11) *Ibid.*

(12) Kataoka, *Nihon Kirishitan junkyōshi*, 537.

(13) *Ibid.*, 538-539.

(14) Ōita-shishi hensan iinkai 大分市史編さん委員会, ed., *Ōita-shishi (chū)* 大分市史 (中) (Ōita: Ōita-shi, 1987), 901-903.

(15) Mario Marega (1902-1978) was a Roman Catholic priest who published on the history of Christianity in Japan and amassed a collection of over 14,600 documents, many related to Christianity and the monitoring of apostates and their descendants in Bungo. See description of Marega's life and his collection in: Delio Vania Proverbio デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ, "Bachikan toshokan shozō Marega shiryō-gun no denrai ni tsuite" バチカン図書館所蔵マレガ資料群の伝来について, trans. Harada Akiko 原田亜希子 and Watanabe Chizuru 渡辺千鶴 in *Bachikan toshokan shozō Mario Marega shiryō no sōgōteki kenkyū* バチカン図書館所蔵マレガ資料の総合的研究, ed. Ōtomo Kazuo 大友一雄 and Ōta Naohiro 太田尚宏 (Tachikawa: Kokubungaku Kenkyū Shiryōkan, 2022), 19-30.

(16) Ōita-shishi hensan iinkai, ed., *Ōita-shishi (chū)*, 903.

records between 1660 and 1679).⁽¹⁷⁾

Ruizoku aratame seido

The *Ruizoku aratame seido* 類族改制度 (system of recording descendants of Christians) was a system that emerged during the 1670s and 1680s and was formalized under the rule of Tokugawa Tsunayoshi 徳川綱吉 (1646-1709), by which the authorities sought to check that the descendants of converts to Christianity had not joined or continued practicing the religion.⁽¹⁸⁾ In 1695, a new series of rules for the system were established, which meant that the male line of descendants would be recorded and monitored for up to six generations.⁽¹⁹⁾ An important feature of this document is the presence of the term *honnin dōzen* 本人同然, meaning a child born prior to their parent's apostasy (and therefore to be treated, literally, "the same as the said person"). In other words, martyrs, apostates, and the children of apostates born prior to their parent's apostasy and who were baptized, were all treated the same.⁽²⁰⁾ Uheiji is described as one such *honnin dōzen*. It was assumed or expected that *honnin dōzen* had been baptized prior to the apostatizing of their parent(s).⁽²¹⁾ Children born after the apostasy, however, would be counted as *ruizoku* 類族—a term referring only to descendants and relatives of the apostate (and as such, confirmed non-believers), not the apostate himself. The difference in treatment and categorization as *honnin dōzen* or *ruizoku* depending on when the child was born, was explicitly recommended by the shogunate as early as 1687 in an edict which stated that the extent of *ruizoku* was to be the same as the

people for whom it was mandatory to observe the practice of *imigakari* 忌掛かり (wearing mourning attire after the death of a family member).⁽²²⁾ In practice, who exactly was counted as *ruizoku* was not entirely consistent across different provinces and subject to small changes over time. There was some variation in how many generations were classified as *ruizoku*, depending also on the child's gender. Overall, the category was somewhat stricter in Usuki than in some neighboring domains like Saiki 佐伯.⁽²³⁾

According to Ōhashi Yukihiro, the label of *ruizoku* was only one of many categories used to describe the population. It was not uncommon for *ruizoku* and non-*ruizoku* to co-exist side by side not only in the same communities, but even within one family. He points out that situations where spouses were affiliated with different temples (*handanka* 半檀家) were not unusual, and he argues that even by late Edo period the concept of "religion of a household" (rather than that of an individual) was still not a mature one.⁽²⁴⁾ It is also possible that the classification as *ruizoku* in itself often did not cause an individual much trouble in day-to-day life,⁽²⁵⁾ though Satō Akihiro notes that there were potential limitations such a lack of freedom of movement or freedom of location of domicile.⁽²⁶⁾ Ōhashi agrees that a generally negative image of Christians and their descendants tended to be strong in society.⁽²⁷⁾

Figures in the Text

The document provides information about Uheiji and his family. His mother was called Shio しを and was

(17) Ibid.

(18) Kataoka, *Nihon Kirishitan junkyōshi*, 512-513; Shimizu Hirokazu 清水絰一, *Kirishitan kinseishi* キリシタン禁制史 (Tokyo: Kyōikusha Shūppan Sābisu, 1986), 228-232.

(19) A full description of the system is offered in: Kataoka, *Nihon Kirishitan junkyōshi*, 513.

(20) Kataoka, *Nihon Kirishitan junkyōshi*, 513.

(21) Ibid.; Satō Akihiro 佐藤晃洋, "Bungo shohan ni okeru ruizoku seido no tenkai" 豊後諸藩における類族制度の展開 in *Bachikan toshokan shozō Mario Marega shiryō no sōgōteki kenkyū* バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の総合的研究, ed. Ōtomo Kazuo 大友一雄 and Ōta Naohiro 太田尚宏 (Tachikawa: Kokubungaku Kenkyū Shiryōkan, 2022), 391.

(22) Satō, "Bungo shohan ni okeru ruizoku seido no tenkai," 384-385. See also: Kataoka, *Nihon Kirishitan junkyōshi*, 513.

(23) Satō, "Bungo shohan ni okeru ruizoku seido no tenkai," 407-410. Satō analyzes in great detail and compares the extent of the *ruizoku* category and changes to it in Usuki and Saiki domains. He argues that those differences could result from differences in adherence to *imigakari* in those domains, and that this was generally tolerated by the shogunate.

(24) Ōhashi Yukihiro 大橋幸泰, "Kirishitan ruizoku aratame seido to mura shakai – Usuki-han no baai" キリシタン類族改制度と村社会—臼杵藩の場合— in *Bachikan toshokan shozō Mario Marega shiryō no sōgōteki kenkyū* バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の総合的研究, ed. Ōtomo Kazuo 大友一雄 and Ōta Naohiro 太田尚宏 (Tachikawa: Kokubungaku Kenkyū Shiryōkan, 2022), 360.

(25) Ibid.

(26) Satō, "Bungo shohan ni okeru ruizoku seido no tenkai," 402-403.

(27) Ōhashi, "Kirishitan ruizoku aratame seido to mura shakai – Usuki-han no baai," 360.

the daughter of Jirōemon 次郎右衛門 from Mori Village, and his father was Kanzaburō 勘三郎, son of Kichizaemon 吉左衛門 from Tsumori 津守 Village. According to the document, Uheiji was 67 years old at the time of his death, meaning that he was born around 1659 and was aged approximately 8 years old at the time of his mother's arrest in 1667. We can ascertain other details about these figures through the use of other sources.

Marega's *Bungo kirishitan shiryō* 豊後切支丹史料 and *Zoku Bungo kirishitan shiryō* 続豊後切支丹史料 include details about Jirōemon and his family. Jirōemon (aged 65 at the time) was arrested on the 5th day of the 7th month of 1660 (Manji 万治 3).⁽²⁸⁾ Following this, his son Densuke 伝丞⁽²⁹⁾ (27) was arrested on the last day of the month, and another son Sensuke 専介 (36) and servant Hikoshichi 彦七 (38) were arrested on the 15th of the following.⁽³⁰⁾ These four were sent to Nagasaki, whilst a further child was captured and sent to Nagasaki in 1662 (Kanbun 寛文 2).⁽³¹⁾ Jirōemon's wife (unnamed) is listed amongst 44 captured on the 28th of the 10th month of 1668 (Kanbun 8) and she was sent to Usuki.⁽³²⁾ A son by the name of Risuke 理介 is listed amongst the dead children of prisoners with Jirōemon's wife noted as his mother.⁽³³⁾ Jirōemon's daughter Shio was arrested on the 3rd day of the 4th month of the Year of the Sheep (1667)⁽³⁴⁾ confirming the account found in the document transcribed here.

The Marega Collection Database includes some additional documents featuring a *honjin dōzen* called Uheiji from Mori Village, who is likely the same per-

son as the subject of this death certificate. Uheiji's son called Roku 六 is listed as being born on the 17th day of the 1st month of 1689 (Genroku 元禄 2).⁽³⁵⁾ If we conjecture that this was a conventional name (a lot of male names included a numeral to indicate the order of their birth), then Roku would have been Uheiji's sixth son. On the 25th day of the 7th month of 1735 (Kyōhō 享保 20) Uheiji's granddaughter Natsu なつ, the daughter of Chōroku 長六 (potentially the same person as Roku) was born, and his great grandson Kesamatsu 袈裟松 was born on the 18th of the 6th month of 1748 (Enkyō 延享 5) to Chōroku's son, Yoshizaemon 由左衛門.⁽³⁶⁾ It is interesting to note that Uheiji's family temple (*danna-dera* 檀那寺) is listed as Chōfukuji 長福寺 rather than Hōunji 法雲寺. Both Chōfukuji and Hōunji were Zen temples located in Yokoo 横尾 Village.⁽³⁷⁾ Whilst the specific sect that Chōfukuji belonged to is uncertain, Hōunji belonged to the Rinzai Sect Myōshinji School (Rinzai-shū Myōshinji-ha 臨濟宗妙心寺派).⁽³⁸⁾

We have been unable to find additional information about Kichizaemon or Kanzaburō, though the Mori Village's Headman Kichimon features in at least 89 documents in the Marega Collection Database.⁽³⁹⁾ He appears to have been serving in the role from at least 1712 (Shōtoku 正徳 2) to 1729 (Kyōhō 14). Uno Niemon, also known as Taga Niemon 多賀仁右衛門, was the local magistrate (*bugyō* 奉行)⁽⁴⁰⁾ and Okabe Sanzaemon and Ōwaki Giemon were likely also important officials in the domain.

(28) Mario Marega マリオ・マレガ, *Zoku Bungo kirishitan shiryō* 続豊後切支丹史料 (Tokyo: Don Bosukosha, 1946), 2.

(29) Potentially read Dennojō.

(30) Marega, *Zoku Bungo kirishitan shiryō*, 5, 6.

(31) *Ibid.*, 270, n. 14.

(32) Mario Marega マリオ・マレガ, *Bungo kirishitan shiryō* 豊後切支丹史料 (Beppu: Sarejio-kai, 1942), 16; Marega, *Zoku Bungo kirishitan shiryō*, 143, 270, n. 14.

(33) Marega, *Zoku Bungo kirishitan shiryō*, 270.

(34) *Ibid.*, 34.

(35) Ōtomo Kazuo 大友一雄 and Mino Yukinori 三野行徳, eds., *Bachikan toshokan shozō Mario Marega shiryō: Gaiyō to shōkai* パチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料：概要と紹介 (Tachikawa: Kokubunken Kenkyū Shiryōkan, 2021), (54).

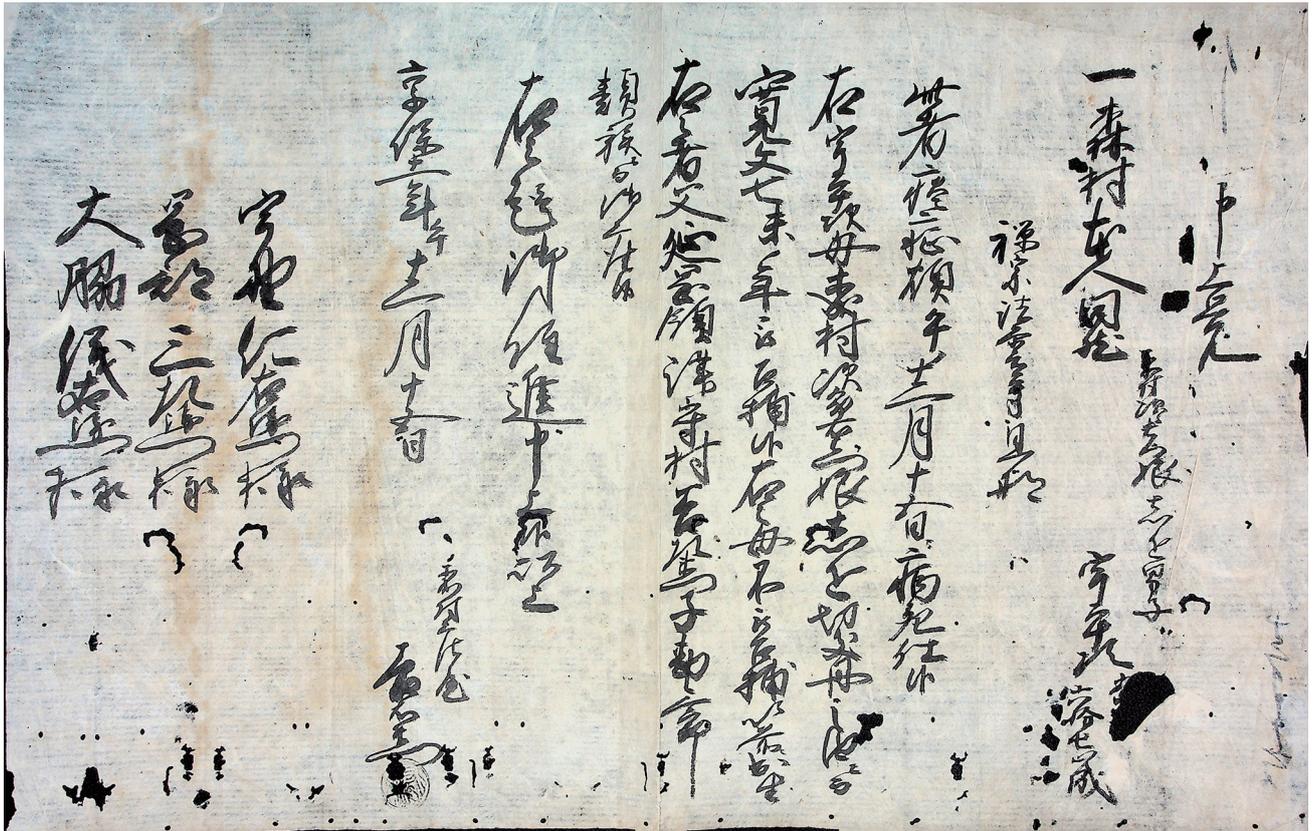
(36) See A20.2.2.6.57 and A20.2.2.9.13 in the Marega Collection Database: "A20.2.2.6.57," Marega Collection Database, accessed September 29, 2024, <https://archives.nijl.ac.jp/marega/data/Marega%20A20.2.2.6.57>; "A20.2.2.9.13," Marega Collection Database, accessed September 29, 2024, <https://archives.nijl.ac.jp/marega/data/Marega%20A20.2.2.9.13>. Yoshizaemon might also be read Yuzaemon.

(37) Sakurai Nariaki 櫻井成昭, "Usuki-han no kirishitan kinsei to jiiin" 白杵藩のキリシタン禁制と寺院, in *Bachikan toshokan shozō Mario Marega shiryō no sōgōteki kenkyū* パチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の総合的研究, ed. Ōtomo Kazuo 大友一雄 and Ōta Naohiro 太田尚宏 (Tachikawa: Kokubungaku Kenkyū Shiryōkan, 2022), 419.

(38) *Ibid.*

(39) See: Search of the Marega Collection Database, accessed September 29, 2024, <https://archives.nijl.ac.jp/marega/search/results?all=%E6%A3%AE%E6%9D%91%E5%BA%84%E5%B1%8B%E5%90%89%E5%8F%B3%E8%A1%9B%E9%96%80&num=50>

Appendix



Bibliography

- “A20.2.2.6.57.” Marega Collection Database. Accessed September 29, 2024. <https://archives.nijl.ac.jp/marega/data/Marega%20A20.2.2.6.57>.
- “A20.2.2.9.13.” Marega Collection Database. Accessed September 29, 2024. <https://archives.nijl.ac.jp/marega/data/MaregaA20.2.2.9.13>.
- Elisonas, Jurgis. “Christianity and the daimyo.” In *The Cambridge History of Japan*, vol. 4, *Early Modern Japan*, edited by John Whitney Hall, pp. 301-372. Cambridge: Cambridge University Press, 1991.
- Kataoka Yakichi 片岡弥吉. *Nihon Kirishitan junkyōshi* 日本キリシタン殉教史. Tokyo: Jiji Tsūshinsha, 1984.
- Kutaraki Giichirō 久多羅木儀一郎. “Gekkeiji-shi (jō)” 月桂寺史 (上). In *Usuki shidan* 臼杵史談, vol. 5, edited by Usuki Shidankai 臼杵史談会, pp. 80-88. Tokyo: Rekishi Toshosha, 1979.
- Mario Marega マリオ・マレガ. *Bungo kirishitan shiryō* 豊後切支丹史料. Beppu: Sarejio-kai, 1942.
- . *Zoku Bungo kirishitan shiryō* 続豊後切支丹史料. Tokyo: Don Bosukosha, 1946.
- Morris, James Harry. “Evangelization and Indigenous Communities in Japan: 1549-1600.” In *The Palgrave Handbook of the Catholic Church in East Asia*, edited by Cindy Yik-yi Chu and Beatrice Leung, pp. 1-35. Singapore: Palgrave Macmillan, 2021.
- Ōhashi Yukihiro 大橋幸泰. “Kirishitan ruizoku aratame seido to mura shakai – Usuki-han no baai” キリシタン類族改制度と村社会—臼杵藩の場合—. In *Bachikan toshokan shozō Mario Marega shiryō no sōgōteki kenkyū* バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の総合的研究 edited by Ōtomo Kazuo 大友一雄 and Ōta Naohiro 太田尚宏, pp. 346-363. Tachikawa: Kokubungaku Kenkyū Shiryōkan, 2022.
- Ōita-shishi hensan iinkai 大分市史編さん委員会, ed. *Ōita-shishi (chū)* 大分市史 (中). Ōita: Ōita-shi, 1987.
- Ōtomo Kazuo 大友一雄 and Mino Yukinori 三野行徳, eds. *Bachikan toshokan shozō Mario Marega shiryō: Gaiyō to shōkai* バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料：概要と紹介. Tachikawa: Kokubunken Kenkyū Shiryōkan, 2021.
- Proverbio, Delio Vania デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ. “Bachikan toshokan shozō Marega shiryō-gun no denrai ni tsuite” バチカン図書館所蔵マレガ資料群の伝来について. Translated by Harada Akiko 原田亜希子 and Watanabe Chizuru 渡辺千鶴. In *Bachikan toshokan shozō Mario Marega shiryō no sōgōteki kenkyū* バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の総合的研究 edited by Ōtomo Kazuo 大友一雄 and Ōta Naohiro 太田尚宏, pp. 19-30. Tachikawa: Kokubungaku Kenkyū Shiryōkan, 2022.

(40) Kutaraki Giichirō 久多羅木儀一郎, “Gekkeiji-shi (jō)” 月桂寺史 (上), in *Usuki shidan* 臼杵史談, vol. 5, ed. Usuki Shidankai 臼杵史談会 (Tokyo: Rekishi Toshosha, 1979), 82.

Sakurai Nariaki 櫻井成昭. “Usuki-han no kirishitan kinsei to jūin” 臼杵藩のキリシタン禁制と寺院. In *Bachikan toshokan shozō Mario Marega shiryō no sōgōteki kenkyū* バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の総合的研究 edited by Ōtomo Kazuo 大友一雄 and Ōta Naohiro 太田尚宏, pp. 413-435. Tachikawa: Kokubungaku Kenkyū Shiryōkan, 2022.

Satō Akihiro 佐藤晃洋. “Bungo shohan ni okeru ruizoku seido no tenkai” 豊後諸藩における類族制度の展開. In *Bachikan toshokan shozō Mario Marega shiryō no sōgōteki kenkyū* バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の総合的研究 edited by Ōtomo Kazuo 大友一雄 and Ōta Naohiro 太田尚宏, pp. 384-412. Tachikawa: Kokubungaku Kenkyū Shiryōkan, 2022.

Search of the Marega Collection Database. Accessed September 29, 2024. <https://archives.nijl.ac.jp/marega/search/results?all=%E6%A3%AE%E6%9D%91%E5%BA%84%E5%B1%8B%E5%90%89%E5%8F%B3%E8%A1%9B%E9%96%80&num=50>

Shimizu Hirokazu 清水紘一. *Kirishitan kinseishi* キリシタン禁制史. Tokyo: Kyōikusha Shūppan Sābisu, 1986.

略広二本『選択本願念仏集』前七章考異稿

森 新之介

緒言

院政後期に浄土宗を立てた法然房源空（長承二年〔1133〕、建暦二年〔1212〕）は建久九年（1198）、九条兼実の懇請に応じて主著『選択本願念仏集』一卷（以下、『選択集』と略す）を撰述した。同書は略本と広本の二系統に分かれて伝写されていき、その異同等が近年注目されている。

本稿は、本誌本号所載の別稿で紹介した三宝寺本『選択集』を用い、略広二本の異同の大略を示そうとするものである。略本や広本、三宝寺本の詳細についての解説は同稿に譲る。

略本には延応版を用い、広本には三宝寺本を用いる。ただし、延応版も三宝寺本も伝本として完璧に近いものの無瑕でなく、これらの比較によって略広二本の異同を完全に明らかにすることは不可能である。その大略を示そうとすると述べた所以である。

これと関連して、本稿では字を少なからず改めて統一を図った。例えば、周知の如く同音の「華」と「花」は、異義の異字としてだけでなく同義の異体としても用いられた。そのため、『選択集』のある箇所では一本が「法華」に作り他本が「法花」に作るというようなことも有り得るが、それは必ずしも略本と広本で当初から異なっていたのではなく、伝写過程で改められただけであるかも知れない。そのような不同までも出校すれば余りに繁冗となり、略広二本に固有の不同が明らかでなくなってしまう。

なお、本稿で『選択集』十六章の前七章だけを対象とするのは、後九章は広本らしき伝正中版の影印が刊行されており、読者が容易に調査できるからである。

る。本稿は誤刻失校があるかも知れないが、それでも三宝寺本を用いてこそ作り得たものであり、今後の『選択集』諸本研究などに裨益すると信じている。

凡例

一、校文の底本は善氣山法然院万無教寺藏延応元年（1239）版であり、これを「宝本」こと三宝寺本によって改行改丁した。脚註では、「往本」こと当麻寺奥院藏伝元久元年（1204）書写本『選択集』や「龍本」こと龍谷大学図書館藏覚善識語本『選択集』（請求記号「〇二二・一五四・四」）、「山版」こと元禄九年（1696）良照義山募刻版『選択集』、『決疑鈔』こと然阿良忠『選択伝弘決疑鈔』（永仁七年〔1299〕書写本、仏教大学付属図書館貴重書室藏、請求記号「〇九三・一・二二」）、『私集鈔』こと善偉堯恵『選択私集鈔』（享保元年〔1716〕版）、『大経釈』こと『無量寿経釈』（承応三年〔1654〕版）、『大経記』こと西誉聖聡『無量寿経直談要註記』巻第一（永享五年〔1433〕成立、元和寛永年間古活字版）を用いた。なお、底本と往本、山版は大正大学浄土宗宗典研究会編『選択集』諸本の研究——資料編——』（文化書院、1999）の影印によった。

一、「緒言」で述べた如く、字は少なからず改めて統一を図った。その一部を示せば次の如し（丸括弧内は改めて用いなかった字体）。己（己巳）、亦（亦）、於（於）、華（花）、廻（迴）、碍（礙）、棄（弃）、韃（捷）、校（校）、最（最）、莊（庄）、障（障）、瞋（嗔）、船（船）、疏（疏）、疎（疎）、疎（疎）、總（總）、歎（嘆）、痴（癡）、著（着）、答（答）、年（季）、廢（廢）、毘（毗）、憑（憑）、無（无）、弥（彌）、ただし、「慧」「叵」「辨」「餘」「豫」はママとし、それぞれ「恵」「難」「弁」

「余」「予」に改めなかった。

一、宝本の文字は引用せず、許慎『説文解字』に倣ってその字形を示した（「阿」字を「从阜可聲」とするなど）。ただし、底本だけでなく宝本にも異体字が多く用いられているため、脚註での字形説明は必ずしも実際の字形と同じでない。説文風に示し難い字は、周興嗣『千字文』の一句四字の何れであるかを示すなどした（「天」字を「某地玄黄之第一」とするなど）。

一、校文において、底本の字句が宝本のそれと異なっていたらば、その箇所には「四方野」を施して校記した。底本にない字句が宝本にあれば、その箇所に□記号を置いて校記した。底本にある字句が宝本になければ、その字句を削除して前後二字に波線を施し校記した。ただし、底本と宝本で字句が異なるものの、それが宝本の誤写によるものらすれば校記するのみとした。各章の章題は、検索を便ならしめるため太字ゴチック体とした。

一、宝本は原則として一行十八字（一格低書していれば十七字）であるが、稀に字高は同じながらそれより字数の多いまたは少ない行がある。本稿では、十九字以上の行と十七字の行をそれぞれ「長行」「短行」と称して校記した。なお、宝本には脱字を小圏点と右傍小書により補記した箇所が散見し、それらはすべて補入して校記しなかった。

略広二本前七章考異

1

選撰本願念仏集 □

南無阿弥陀仏 念往念生之業 為先

2

道綽禪師立聖道淨土二門而捨聖道正歸

3

淨土之文

4

□ □ 安樂集上云問曰一切衆生皆有仏性遠

5

劫以來応値多仏何因至今仍自輪廻生死不

6

出火宅答曰依大乘聖教良由不得二種勝法

7

以排生死是以不出火宅何者為二一謂聖道

8

(1才)

1才1「集」下、宝本1字（从木一在其下）を右倚小書す。

1才2「南無阿弥陀仏」下、底本空格有り、宝本無し。今刪る。

1才2夾注「先」、龍本「本」に作り、宝本も同じ。

1才5「安」上、宝本2字（从言董聲、从木安聲）有り。龍本云く、「ツ、シンテ」「案スルニ」と。

(1ウ)

1 二謂往生淨土其聖道一種今時難証一由去
2 大聖遙遠二由理深解微是故大集月藏經云
3 我末法時中億億衆生起行修道未有一人得
4 者当今末法是五濁惡世唯有淨土一門可通
5 入路是故大經云若有衆生縱令一生造惡臨
6 命終時十念相續稱我名字若不生者不取正
7 覺又復一切衆生都不自量若拋大乘真如実
8 相第一義空曾未措心若論小乘修入見諦修

1 道乃至那含羅漢斷五下除五上無問道俗未
2 有其分縱有人天果報皆為五戒十善能招此
3 報然持得者甚希若論起惡造罪何異暴風駛
4 雨是以諸仏大慈勸歸淨土縱使一形造惡但
5 能繫意專精常能念仏一切諸障自然消除定
6 得往生何不思議都無去心也

7 私云竊計夫立教多少隨宗不同且如有相
8 宗立三時教而判一代聖教所謂有空中是

(2才)

(2ウ)

1 也如無相宗立二藏教以判一代聖教所謂
 2 菩薩藏聲聞藏是也如華嚴宗立五教而撰
 3 一切仏教所謂小乘教始教終教頓教円教
 4 是也如法華宗立四教五味以撰一切仏教
 5 四教者所謂藏通別円是也五味者所謂乳
 6 酪生熟醍醐是也如真言宗立二教而撰一
 7 切所謂顯教密教是也今此浄土宗者若依
 8 道綽禪師意立二門而撰一切所謂聖道門

(3オ)

1 浄土門是也問曰夫立宗名本在華嚴天台
 2 等八宗九宗未聞於浄土之家立其宗名然
 3 今号浄土宗有何証拠也答曰浄土宗名其
 4 証非一元曉遊心安樂道云浄土宗意本為
 5 凡夫兼為聖人又慈恩西方要決云依此一
 6 宗又迦才浄土論云此之一宗窃為要路其
 7 証如此不足疑端但諸宗立教正非今意且
 8 就浄土宗略明二門者一者聖道門二者浄

2ウ7 「顯教密教」、龍本「顯密二教」に作り、宝本も同じ。

3オ7 「正非今意」、山版「非今正意」に作り、宝本も同じ。

(3ウ)

1 土門初聖道門者就之有二一者大乘二者
 2 小乘就大乘中雖有顯密權實等不同今此
 3 集意唯存顯大及以權大故當歷劫迂廻之
 4 行准之思之應存密大及以實大□□□
 5 □□□□然則今真言仏心天台華嚴三
 6 論法相地論撰論此等八家之意正在此也
 7 應知次小乘者總是小乘經律論之中所明
 8 声聞緣覺斷惑証理入聖得果之道也准上

1 思之亦可□撰俱舍成実諸部律宗而已凡
 2 此聖道門大意者不論大乘及以小乘於此
 3 娑婆世界之中修四乘道得四乘果也四乘
 4 者三乘之外加仏乘□次往生浄土門者就
 5 此有二一者正明往生浄土之教二者傍明
 6 往生浄土之教初正明往生浄土之教者謂
 7 三經一論是也三經者一無量寿經二觀無
 8 量寿經三阿弥陀經也一論者天親往生論

(4オ)

3ウ4「大」下、宝本9字有り。『私集鈔』云く、「広本云「應存密大及以實大即當速疾直往之行也」^上」と。

又た底本「大然」間に小圈点を施し右傍に「イ本「即當速疾直往之行也」」11字を小書す。宝本9字是れなり。

3ウ8-4オ1「准上思之」、『決疑鈔』云く、「広本云「准大思之」」と。又た『私集鈔』云く、「広本云「准大思小」」と。宝本『私集鈔』所引の4字に作り、第4字の右傍に2字（如松某盛之第三、他字之偏）を小書す。

4オ1「可」、宝本2字（从イ復聲、从宀之下一之上多省聲）に作り、龍本「マタヨロシク」「ヘシ」に作る。

4オ4「乗」下、山版「也」字有り、宝本も同じ。

(4ウ)

1 是也或指此三經号浄土三部經也問曰三
 2 部經名亦有其例乎答曰三部經名其例非
 3 一一者法華三部謂無量義經法華經普賢
 4 觀經是也二者大日三部謂大日經金剛頂
 5 經蘇悉地經是也三者鎮護国家三部謂法
 6 華經仁王經金光明經是也四^{彌勒}三部謂
 7 上生經下生經成仏經是也今者唯是弥陀
 8 三部故名浄土三部經也□□弥陀三部□

1 者□是浄土正依經也次傍明往生浄土之
 2 教者華嚴法華随求尊勝等明諸往生浄土
 3 之諸經是也又起信論宝性論十住毘婆^沙
 4 論撰大乘論等明諸往生浄土之諸論是也
 5 凡此集中立聖道浄土二門意者為令捨聖
 6 道入浄土門也就此有二由一由去大聖遙
 7 遠二由理深解微此宗之中立二門者独非
 8 道綽曇鸞天台迦才慈恩等諸師皆有此意

(5オ)

4ウ1 「此」下、宝本「三」字無く、糸偏の初一両画有り。案ずるに、誤写して訂せざるなり。

4ウ6 「四弥」間、底本「者」字有り、宝本無し。今刪る。

4ウ8 「也」下、宝本2字（从田尚聲、从口从矢）有り、龍本「マサニシルヘシ」有り。

4ウ8 「弥陀三部」下、龍本「經」字有り、宝本も同じ。

5オ1 「者」下、宝本1字（从自卩聲）有り、龍本「スナハチ」有り。

5オ3 「沙」、往本「娑」に作り、宝本も同じ。

(5ウ)

1 且曇鸞法師往生論注云謹案龍樹菩薩十
 2 住毘婆沙云菩薩求阿毘跋致有二種道一
 3 者難行道二者易行道難行道者謂五濁之
 4 世於無仏時求阿毘跋致為難此難乃有多
 5 途粗言五三以示義意一者外道相善乱菩
 6 薩法二者声聞自利障大慈悲三者無顧惡
 7 人破他勝德四者顛倒善果能壞梵行五者
 8 唯是自力無他力持如斯等事觸目皆是譬

1 如陸路步行則苦易行道者謂但以信仏因
 2 縁願生浄土乘仏願力便得往生彼清浄土
 3 仏力住持即入大乘正定之聚正定即是阿
 4 毘跋致譬如水路乘船則樂^{上巳}此中難行
 5 道者即是聖道門也易行道者即是浄土門
 6 也難行易行聖道浄土其言雖異其意是同
 7 又西方要決云仰惟釈迦啓運弘益有縁教
 8 闡隨方並霑法潤親逢聖化道悟三乘福薄

(6オ)

5ウ2 「沙」、往本「娑」に作り、宝本も同じ。

6オ4、短行。

6オ6-同7「同又」間、底本「天台迦才同之応知」8字有り、宝本無し。今刪る。

(6ウ)

1 因疎勸歸淨土作斯業者專念弥陀一切善
 2 根廻生彼国弥陀本願誓度娑婆上尽現生
 3 一形下至臨終十念俱能決定皆得往生^{上已}
 4 又同後序云夫以生居像季去聖斯遙道預
 5 三乘無方契悟人天兩位躁動不安智博情
 6 弘能堪久处也若識痴行浅恐溺幽塗必須
 7 遠跡娑婆栖心淨域^{上已}此中三乘者即是聖
 8 道門意也淨土者即是淨土門意也三乘淨

1 土聖道淨土其名雖異其意亦同□□□□
 2 □□□□淨土宗學者先須知此旨設
 3 雖先學聖道門□人若於淨土門有其志□
 4 者須棄聖道歸於淨土例如彼曇鸞法師捨
 5 四論講說一向歸淨土道綽禪師閣涅槃広
 6 業偏弘西方行上古賢哲猶以如此末代愚
 7 魯寧不遵之哉問曰聖道家諸宗各有師資
 8 相承謂如天台宗者慧文南岳天台章安智

(7オ)

7オ1「同」下、宝本10字（从一大、从口日聲、从辵加聲、从丨上貫一、从竹从寺、从心从音、从欠从隹、如松某盛之第三、从心癩聲、从口从矢）有り、龍本「天台迦才等ノコ、ロコレニ准シテシリヌヘシ」有り。

7オ3「聖道門」下、宝本1字（如松某盛之第三）有り。

7オ3「志」下、龍本「願」字有り、宝本も同じ。

7オ7「魯」、龍本「迷」に作り、宝本も同じ。

(7ウ)

- 1 威慧威玄朗湛然次第相承如真言宗者大
 2 日如来金剛薩埵龍樹龍智金智不空次第
 3 相承自餘諸宗又各有相承血脈而今所言
 4 □浄土宗□有師資相承血脈譜乎答曰如
 5 聖道家血脈□□浄土宗亦有血脈但諸
 6 家不同□□□所謂廬山慧遠法師慈愍
 7 三蔵道綽善導等是也今□且依道綽善導
 8 之一家□論師資相承血脈者□此亦有兩
- 1 說一者菩提流支三蔵慧寵法師道場法師
 2 曇鸞法師大海禪師法上法師已上出安樂集二者
 3 菩提流支三蔵曇鸞法師道綽禪師善導禪
 4 師懷感法師小康法師已上出宋唐兩伝
- 5 善導和尚立正雜二行捨雜行歸正行之文
- 6 □□觀經疏第四□云就行立信者然行有二
 7 種一者正行二者雜行言正行者專依往生經
 8 行行者是名正行何者是也一心專誦誦此觀

(8オ)

- 7ウ4「浄」上、宝本1字（治本某農之第三）有り。
 7ウ4「宗」下、宝本1字（某聚羣英之第一）有り。
 7ウ4「乎」、宝本異字（焉哉乎某之第四）に作る。
 7ウ5「家」下の「血脈」、龍本「師資相繼」4字に作り、宝本も同じ。
 7ウ5「浄土宗」上、宝本1字（治本某農之第三）有り。
 7ウ5「有」下の「血脈」、龍本「譜系」に作り、宝本も同じ。
 7ウ5「但諸」間、底本「於浄土一宗」5字有り、宝本無し。今刪る。
 7ウ6「家不」間、底本「亦」字有り、宝本無し。今刪る。
 7ウ6「同」下、宝本4字（从二戸、从辵土聲、从飛下𦏧、壹之小字）有り、龍本「門徒ヒトツニアラス」有り。
 7ウ7「今」下、宝本1字（从白炆聲）有り、龍本「ハ」有り。
 7ウ8「家」下、宝本1字（去某益詠之第二）有り。
 7ウ8「者」下、宝本1字（焉哉乎某之第四）有り。
- 8オ2夾注「榮」、宝本譌りて異字（从木攸聲）の略体（从久从木）に作る。
 8オ6「觀」上、宝本2字（从言董聲、从木安聲）有り、龍本云く「ツ、シンテ」「案スルニ」と。
 8オ6「四」下、龍本「卷」字有り、宝本も同じ。

(8ウ)

- 1 經弥陀經無量壽經等一心專注思想觀察憶
- 2 念彼国二報莊嚴若礼即一心專礼彼仏若口
- 3 称即一心專称彼仏若讚歎供養即一心專讚
- 4 歎供養是名為正又就此正中復有二種一者
- 5 一心專念弥陀名号行住坐臥不問時節久近
- 6 念念不捨者是名正定之業順彼仏願故若依
- 7 礼誦等即名為助業除此正助二行已外自餘
- 8 諸善悉名雜行若修前正助二行心常親近憶

- 1 念不斷名為無間也若行後雜行即心常間斷
- 2 雖可廻向得生衆名疎雜之行也

- 3 私云就此文有二意一明往生行相二判二
- 4 行得失初明往生行相者依善導和尚意往
- 5 生行雖多大分為二一正行二雜行初正行
- 6 者付之有開合二義初開為五種後合為二
- 7 種初開為五種者一誦誦正行二觀察正行
- 8 三礼拝正行四称名正行五讚歎供養正行

(9オ)

9オ6「付之」、山版「就此」に作り、宝本も同じ。

(9ウ)

8	7	6	5	4	3	2	1	8	7	6	5	4	3	2	1
陀也即文云若讚歎供養即一心專讚歎供	是也第五讚歎供養正行者專讚歎供養弥	陀名号也即文云若口称即一心專称彼仏	心專礼彼仏是也第四称名正行者專称弥	礼拜正行者專礼弥陀也即文云若礼即一	注思想觀察憶念彼国二報莊嚴是也第三	者專觀察彼国依正二報也即文云一心專	<input type="checkbox"/>								
							第二觀察正行	<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>							
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<					

(12ウ)

1 五讚歎供養雜行者除上弥陀仏已外於一切諸餘仏菩薩等及諸世天等讚歎供養悉
 2 名讚歎供養雜行此外亦有布施持戒等無
 3 量之行皆可撰盡雜行之言次判二行得失
 4 者若修前正助二行心常親近憶念不斷名
 5 為無間也若行後雜行即心常間斷雖可廻
 6 向得生衆名疎雜之行即其文也案此文意
 7 就正雜二行有五番相對一親疎對二近遠

1 對三有間無間對四廻向不廻向對五純雜

2 對也第一親疎對者先親者修正助二行者
 3 於阿弥陀仏甚以為親昵故疏上文云衆生
 4 起行口常稱仏仏即聞之身常禮敬仏仏
 5 即見之心常念仏仏即知之衆生憶念仏者
 6 仏憶念衆生彼此三業不相捨離故名親縁
 7 也次疎者□雜行也□□□□衆生不稱
 8 仏仏即不聞之身不礼仏仏即不見之心不

(13オ)

13オ1 「有間無間對」、龍本「無間有間對」に作り、宝本も同じ。
 13オ1 「廻向不廻向對」、龍本「不廻向廻向對」に作り、宝本も同じ。
 13オ3 「為」、宝本異字（从糸吉聲）に作り、龍本「ムスフ」に作る。
 13オ4、短行。
 13オ7 「者」下、宝本1字（从日正）有り、龍本「コレ」有り。
 13オ7 「行也」下、『大經記』「翻親謂是者」5字有り、宝本も同じ。

(13ウ)

1 念仏即不知之衆生不憶念仏者仏不憶
 2 念衆生彼此三業常捨離故名疎行也第二
 3 近遠對者先近者修正助二行者於阿彌陀
 4 仏甚以隣近□故疏上文云衆生願見仏
 5 即応念現在目前故名近縁也次遠者□雜
 6 行也□□□□衆生不願見仏即不応
 7 念不現目前故名遠也但親近義是雖似一
 8 善導之意分為二其旨見疏文故今所引釈

1 也第三無間有間對者先無間者修正助二
 2 行者於□阿彌陀仏憶念不間斷故云名為無
 3 間是也次有間者□□□□□□□□
 4 修雜行者於阿彌陀仏憶念常間斷故云□
 5 □□□□□□□□□□□□□□
 6 廻向對者修正助二行者縱令別□不用廻
 7 向自然□成往生□業故疏上文云今此觀
 8 經中十声称仏即有十願十行具足云何具

(14オ)

13ウ4 「以隣」間、底本「為」字有り、宝本無し。今刪る。
 13ウ4 「近」下、『大經記』「也」字有り、宝本も同じ。
 13ウ5 「者」下、宝本1字（从日正）有り、龍本「コレ」有り。
 13ウ6 「也」下、『大經記』「纒近謂是者」5字有り、宝本も同じ。
 13ウ8 「分為」間、底本「而」字有り、宝本無し。今刪る。

14オ2 「阿彌陀」上、龍本「阿」字有り、宝本も同じ。
 14オ3 「者」下、『大經記』「是雜行也纒無間謂是者」10字有り、宝本も同じ。
 14オ4 「故云」、『大經記』「即文云若行後雜行即」9字に作り、宝本も同じ。
 14オ6 「別」下、『大經記』「雖」字有り、宝本も同じ。
 14オ7 「然」下、『大經記』「而」字有り、宝本も同じ。
 14オ7 「生」下、『大經記』「之」字有り、宝本も同じ。

(14ウ)

1 足言南無者即是歸命亦是發願廻向之義
 2 言阿弥陀仏者即是其行以斯義故必得往
 3 生^{上已}次廻向者□□□□□□□□□□
 4 修雜行者必用廻向之時成往生之因若不
 5 用廻向之時不成往生之因故云雖可廻向
 6 得生是也第五純雜對者先純者修正助二
 7 行者純是極樂之行也次雜者是□□□□
 8 □□□□□□□□□□純非極樂之行通於

(15オ)

1 人天及以三乘亦通於十方淨土故云雜也
 2 然者西方行者須捨雜行修正行也問曰此
 3 純雜義於經論中有其証拠乎答曰於大小
 4 乘經律論之中立純雜二門其例非一大乘
 5 即於八藏之中而立雜藏□□□□□□□□
 6 □□□□□□□□□□□□□□□□
 7 □□□□□□□□□□□□□□□□
 8 □□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□□□□□□□

14ウ3 「者」下、宝本11字有り、『大經記』「雜行也纏不廻向謂是者」10字有りて大同なり。但だ小異有りて、宝本此の10字の上に1字（从日正）有るのみ。龍本云く、「コレ雜行ナリ不廻向ヲヒルカヘシテコレヲイハ、」と。

14ウ7 「者是」下、『大經記』「雜行也纏純謂是者修雜行者是」13字有り、宝本も同じ。

15オ5 「雜藏」下、『大經記』「八藏者安然和尚教時義中引菩薩處胎經云一胎化藏二中陰藏三摩訶衍方等藏四戒律藏五十住藏六雜藏七金剛藏八仏藏」51字有り、宝本も同じ。

15オ6-同8、長行。

	8	7	6	5	4	3	2	1		8	7	6	5	4	3	2	1
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	局	且	純	<input type="checkbox"/>	曼	譜		山	一	<input type="checkbox"/>	聚	九	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内	於	雜	陀	一	一		家	是	<input type="checkbox"/>	法	是	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	唐
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	典	淨	之	羅	首	首		仏	雜	<input type="checkbox"/>	門	純	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	宋
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	外	土	義	血	二	二		法	也	<input type="checkbox"/>	□	後	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	兩
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	典	行	隨	脈	是	是		血	亦	<input type="checkbox"/>	□	一	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	伝
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	之	□	法	譜	前	前		脈	非	<input type="checkbox"/>	□	是	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	立
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中	論	而	一	二	二		云	蹟	<input type="checkbox"/>	□	雜	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	十
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	其	純	不	多	是	是		一	教	<input type="checkbox"/>	□	科	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	科
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	例	雜	定	今	是	是		胎	密	<input type="checkbox"/>	□	也	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	甚	也	因	略	純	純		蔵	教	<input type="checkbox"/>	□	乃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	明
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	多	□	茲	拳	後	後		界	之	<input type="checkbox"/>	□	至	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	恐	此	今	小	一	一		曼	中	<input type="checkbox"/>	□	大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	僧
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	繁	純	善	分	是	是		陀	有	<input type="checkbox"/>	□	乘	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	行
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不	雜	導	而	雜	雜		羅	純	<input type="checkbox"/>	□	義	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	徳
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	出	義	和	已	一	一		血	雜	<input type="checkbox"/>	□	章	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	其
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	矣	□	尚	當	是	是		脈	法	<input type="checkbox"/>	□	有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	□	不	意	知	雜	雜			謂	<input type="checkbox"/>	□	五	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	□
(17才)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	□	□			□	□				<input type="checkbox"/>	□	前	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(16ウ)

16ウ1 「立十科法明高僧行徳其中」、宝本45字に作り、『大経釈』「於十科之中而立雜科十科法者一訳経二義解三習禪四明律五護法六感応七誦誦八遺身九興福十雜科当知」45字に作りて大同なり。但だ小異有りて、宝本「応」を異字（从辵甬聲）に作るのみ。龍本云く、「六ニハ感通」と。

16ウ4 「有」、『大経釈』「立」に作り、宝本も同じ。

16ウ5 「門」下、『大経釈』「其中有雜聚五聚者一教聚二義聚三染聚四淨聚五雜聚当知」25字有り、宝本も同じ。

16ウ7 「雜也」間、底本「聚」字有り、宝本無し。今刪る。

17才2 「二是」間、底本「首」字有り、宝本無し。今刪る。

17才2 「一是」間、底本「首」字有り、宝本無し。今刪る。

17才2 「雜」下、『大経釈』「如斯」2字有り、宝本も同じ。

17才3 「今」下、『大経釈』「且」字有り、宝本も同じ。

17才3 「小」、『大経釈』「少」に作り、宝本も同じ。

17才4 「因茲」、『大経釈』「然則」に作り、宝本も同じ。

17才5 「行」下、『大経釈』「而」字有り、宝本も同じ。

17才5 「也」下、『大経釈』「又」字有り、宝本も同じ。

17才5 「義」下、『大経釈』「唯」字有り、宝本も同じ。

17才6 「矣」下、宝本53字有り、『大経釈』「取要言之正即雖有誦誦觀察礼拝讚歎等五種不同取於称名名為正行雜即雖有疎遠有問廻向雜等五義不同取純雜義名為雜行」53字有りて大同なり。但だ小異有りて、宝本「拝」を異字（从禾再聲）に作るのみ。龍本云く、「誦誦觀察礼称讚歎等」と。

(17ウ)

8	7	6	5	4	3	2	1	8	7	6	5	4	3	2	1
							餘 <small>レ</small> 師 <small>レ</small> 不然行者 <small>レ</small> 応思之 <small>レ</small> <input type="checkbox"/>								
							<input type="checkbox"/>								
							念相続畢命為期者十即十生百即百生何								
							以故無外雜緣得正念故与仏本願相應故								
							不違教故随順仏語故若欲捨専修雜業者								
							百時希得一二千時希得五三何以故由雜								
							縁乱動失正念故与仏本願不相応故与教								
							相違故不順仏語故係念不相続故憶想間								

(18オ)

17ウ2「而」、『大經釈』「如此」2字に作り、宝本も同じ。

17ウ2「不」、『大經釈』「非唯獨」3字に作り、宝本も同じ。

17ウ4「万行往生」下、『大經釈』「念仏是正万行是雜」8字有り、宝本も同じ。

17ウ5「意」下、『大經釈』「者」字有り、宝本も同じ。

17ウ7夾注「惠心同之」下、『大經釈』「念仏如前諸行是雜」8字有り、宝本も同じ。

17ウ7「師」下、『大經釈』「言異意一」4字有り、宝本も同じ。

17ウ8「旨」下、『大經釈』「最可歸依」4字有り、宝本も同じ。

18オ1「餘師」、底本「自餘諸師」4字に作り、宝本「自」「諸」2字無し。今刪る。

18オ1「応思之」、『大經釈』「思扱又善導和尚」7字に作り、宝本も同じ。

18オ1-19オ5「往生礼讚」至「応知」、底本改行して低書せず、以て前後の私積と別つ。宝本改行せずして一格低書し、以て前後の私積と別たず。今改む。

18オ2「云」上、『大經釈』「中細判二行得失謹案彼文」11字有り、宝本も同じ。

(21ウ)

1 私云一切諸仏各有総別二種之願総者四
 2 弘誓願是也別者如釈迦五百大願薬師十
 3 二上願等是也今此四十八願者是弥陀別
 4 願也問曰弥陀如来於何時何仏所発此願
 5 乎答曰寿経云仏告阿難乃往過去久遠無
 6 量不可思議無央数劫定光如来興出於世
 7 教化度脱無量衆生皆令得道乃取滅度次
 8 有如来名曰光遠乃次名処世如此諸仏五十

1 也皆悉已過爾時次有仏名世自在王如来
 2 時有国王聞仏説法心懷悦豫尋発無上正
 3 真道意棄国捐王行作沙門号曰法蔵高才
 4 勇哲与世超異詣世自在王如来所至乃於是
 5 世自在王仏即為広説二百一十億諸仏刹
 6 土人天之善悪国土之麁妙応其心願悉現
 7 与之時彼比丘聞仏所説嚴浄国土皆悉觀
 8 見超発無上殊勝之願其心寂靜志無所著
 (22才)

21ウ8、長行。

(22ウ)

1 一切世間無能及者具足五劫思惟撰取莊
 嚴仏国清浄之行阿難白仏彼仏国土寿量
 幾何仏言其仏寿命四十二劫時法藏比丘
 撰取二百一十億諸仏妙土清浄之行上已又
 5 大阿弥陀経云其仏即選択二百一十億仏
 6 国土中諸天人民之善惡国土之好醜為選
 7 択心中所欲願樓夷亘羅仏此云世自在王説経畢
 8 曇摩迦此云法藏便一其心即得天眼徹視悉自

1 見二百一十億諸仏国土中諸天人民之善
 2 惡国土之好醜即選択心中所願便結得是
 3 廿四願経平等覚経亦復同之此中選択者即是取
 4 捨義也謂於二百一十億諸仏浄土中捨人
 5 天之惡取人天之善捨国土之醜取国土之
 6 好也大阿弥陀経選択義如是双卷意亦有
 7 選択義謂云撰取二百一十億諸仏妙土清
 8 浄之行是也選択与撰取其言雖異其意是

(23オ)

22ウ7、長行。

23オ3 「廿」、龍本「二十」2字に作り、宝本も同じ。

23オ6 「卷意」問、底本「経」字有り、宝本無し。今刪る。

(23ウ)

- 1 同然者捨不清淨行取清淨之行也上天人之善惡国土之麤妙其義亦然准之応知夫約四十八願一往各論選択摂取之義者第一無三惡趣願者於所覩見之二百一十億
- 2 土中或有有三惡趣之国土或有無三惡趣之国土即選捨其有三惡趣麤惡国土選取其無三惡趣善妙国土故云選択也第二不
- 3 更惡趣願者於彼諸仏土中或有縱雖國中
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

- 1 無三惡道其国人天壽終之後從其国去復更三惡趣之土或有不更惡道之土即選捨其更惡道麤惡国土選取其不更惡道善妙国土故云選択也第三悉皆金色願者於彼諸仏土中或有一土之中有黃白二類人天之国土或有純黃金色之国土即選捨黃白
- 2 二類麤惡国土選取黃金一色善妙国土故云選択也第四無有好醜願者於彼諸仏土
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

(24才)

(24ウ)

- 1 中或有人天形色好醜不同之国土或有形色一類無有好醜之国土即選捨好醜不同
- 2 色一類無有好醜之国土即選捨好醜不同
- 3 龕惡国土選取無有好醜善妙国土故云選
- 4 取也乃至第十八念仏往生願者於彼諸仏
- 5 土中或有以布施為往生之土或有以持
- 6 戒為往生之土或有以忍辱為往生之
- 7 土或有以精進為往生之土或有以禪定
- 8 為往生之土或有以般若信第一義等是也為往生

- 1 行之土或有以菩提心為往生之土或有
- 2 以六念為往生之土或有以持經為往生
- 3 行之土或有以持呪為往生之土或有以
- 4 起立塔像飯食沙門及以孝養父母奉事師
- 5 長等種種之行各為往生之国土等或有
- 6 專稱其国仏名為往生之土如此以一行
- 7 配一仏土者是且一往之義也再往論之其
- 8 義不定或有一仏土中以多行為往生之

(25才)

24ウ8、長行。

(25ウ)

1 土或有多仏土中以一行通為往生行之土
 2 如是往生行種種不同不可具述也即今選
 3 捨前布施持戒乃至孝養父母等諸行選取
 4 專称仏号故云選択也且約五願略論選択
 5 其義如是自餘諸願准之応知問曰普約諸
 6 願選捨麤惡選取善妙其理可然何故第十
 7 八願選捨一切諸行唯偏選取念仏一行為
 8 往生本願乎答曰聖意難測不能輒解雖然

1 今試以二義解之一者勝劣義二者難易義
 2 初勝劣者念仏是勝餘行是劣所以者何名
 3 号者是万徳之所歸也然則弥陀一仏所有
 4 四智三身十力四無畏等一切内証功德相
 5 好光明説法利生等一切外用功德皆悉撰
 6 在阿弥陀仏名号之中故名号功德最為勝
 7 也餘行不然各守一隅是以為劣也譬如世
 8 間屋舎□□□名字之中撰棟梁椽柱等一

(26オ)

26オ7 「各」、宝本譌りて異字（从竹合聲）の異体（从艸合聲）に作る。

26オ8 「舎」下、往本「其屋舎」3字有り、宝本も同じ。

(26ウ)

1 切家具□棟梁等一一名字中不能撰□一
 2 切□□以^之之^レ忘知然則仏名号功德勝餘一
 3 切功德故捨劣取勝以為本願歟次難易義
 4 者念仏易修諸行難修是故往生礼讚云問
 5 曰何故不令作觀直遣專称名字者有何意
 6 也答曰乃由衆生障重境細心麁識颺神飛
 7 觀難成就也是以大聖悲憐直勸專称名字
 8 正由称名易故相統即生^{上已}又往生要集問

1 曰一切善業各有利益各得往生何故唯勸
 2 念仏一門答曰今勸念仏非是遮餘種種妙
 3 行只是男女貴賤不簡行住坐臥不論時処
 4 諸縁修之不難乃至臨終願求往生得其便
 5 宜不如念仏^{上已}故知念仏易故通於一切諸
 6 行難故不通諸機然則為令一切衆生平等
 7 往生捨難取易為本願歟若夫以造像起塔
 8 而為本願者貧窮困乏^レ類定絶往生望然富

(27オ)

26ウ1 「具」下、宝本1字（勉某祇植之第二）有り。
 26ウ1 「撰」下、宝本1字（治本某農之第三）有り。
 26ウ2 「切」下、龍本「家具」有り、宝本も同じ。
 26ウ2 「之」、宝本異字（从斤其聲）に作り、龍本「コレ」に作る。
 27オ8 「乏類」間、底本「之」字有り、宝本無し。今刪る。

(27ウ)

1 貴者少貧賤者甚多若以智慧高才而為本
 2 願者愚鈍下智者定絕往生望然智慧者少
 3 愚痴者甚多若以多聞多見而為本願者少
 4 聞少見輩定絕往生望然多聞者少少聞者
 5 甚多若以持戒持律而為本願者破戒無戒
 6 人定絕往生望然持戒者少破戒者甚多自
 7 餘諸行准之^当知以上諸行等而為本
 8 願者得往生者少不往生者多然則弥陀如

1 来法藏比丘之昔被催平等慈悲普為撰於
 2 一切不以造像起塔等諸行為往生本願唯
 3 以称名念仏一行為其本願也故法照禪師
 4 五会法事讚云彼仏因中立弘誓聞名念我
 5 総迎來不簡貧窮將富貴不簡下智与高才
 6 不簡多聞持淨戒不簡破戒罪根深但使廻
 7 心多念仏能令瓦礫變成金^{上已}問曰一切菩
 8 薩雖立其願或有已成就^亦有未成就未審

(28オ)

27ウ7 「当」、宝本異字（从日正）に作り、龍本「コ、ニ」に作る。

28オ8 「亦」、『大經釈』「或」に作り、宝本も同じ。

(28ウ)

1 法藏菩薩四十八願已為成就將為未成就
 2 也答曰法藏誓願一一成就□□□□□
 3 □□何者極樂□界中既無三惡趣當知是
 4 即成就□□無三惡趣之願也何以得知即
 5 □□□願成就文云亦無地獄餓鬼畜生
 6 諸難之趣是也又彼國人天壽終之後無更
 7 三惡趣當知是即成就□□不更惡趣之願
 8 也以何得知即□□□願成就文云又彼

(29オ)

1 菩薩乃至成仏不更惡趣是也又極樂人天
 2 既以無有一人不具三十二相當知是成就
 3 □□□具三十二相願也以何得知即□
 4 □□□願成就文云生彼国者皆悉具足
 5 三十二相是也如是初自無三惡趣願終至
 6 得三法忍願一一誓願皆以成就第十八念
 7 仏往生願豈孤以不成就乎然則念仏之人
 8 皆以往生以何得知即念仏往生願成就文

28ウ2 「就」下、『大經釈』「僉式信受敢莫孤疑」8字有り、宝本も同じ。

28ウ3 「樂」下、『大經釈』「世」字有り、宝本も同じ。

28ウ4 「就」下、『大經釈』「第一」2字有り、宝本も同じ。

28ウ5 「願」上、龍本「無三惡趣」4字有り、宝本も同じ。

28ウ7 「就」下、『大經記』「第二」2字有り、宝本も同じ。

28ウ8 「即」下、龍本「不更惡趣」4字有り、宝本も同じ。

29オ1 「極樂」、『大經釈』「彼国」に作り、宝本も同じ。

29オ2 「是成」間、底本「即」字有り、宝本無し。今刪る。

29オ3 「具」上、龍本「第二十一」4字有り、宝本も同じ。

29オ3 「即」下、龍本「具三十二相」5字有り、宝本も同じ。

(29ウ)

1 云諸有衆生聞其名号信心歡喜乃至一念
 2 至心廻向願生彼国即得往生住不退轉是
 3 也凡四十八願莊嚴淨土華池宝閣無非願
 4 力何於其中独可疑惑念仏往生願乎加之
 5 一一願終□云若不爾者不取正覺而阿弥
 6 陀仏成仏已来於今十劫成仏之誓既以成
 7 就当知一一願不可虚設故善導□□□□
 8 □云彼仏今現在世成仏当知本誓重願不

1 虚衆生称念必得往生^{上巳}□□□□□□
 2 □□□問曰經云十念积云十声念声之義
 3 □□如何答曰念声是一何以得知觀經下
 4 品下生云令声不絶具足十念称南無阿弥
 5 陀仏称仏名故於念念中除八十億劫生死
 6 之罪□□今依此文声即是念念則是声其意
 7 明矣加之大集月藏經云大念見大仏小念
 8 見小仏感師积云大念者大声念仏小念者

(30オ)

29ウ4 「惑」、宝本譌りて異字（从口从戈又从一）に作る。

29ウ5 「終」下、『大経积』「皆」字有り、宝本も同じ。

29ウ6 「既」、『大経記』「果」に作り、宝本も同じ。

29ウ7 「一願」問、底本「之」字有り、宝本無し。今刪る。

29ウ7 「善導」、『大経积』「上所引往生礼讚」7字に作り、宝本も同じ。

30オ1夾注「已上」下、『大経积』「积家得願旨須可仰信耳」10字有り、宝本も同じ。

30オ3 「如」上、龍本「一異」2字有り、宝本も同じ。

30オ6 「罪」下、『大経积』夾注「已上」2字有り、宝本も同じ。

30オ7 「明」、『大経积』「曉」に作り、宝本も同じ。

(30ウ)

1 小声念仏故□□□□□□□□知念即是
 2 唱□也問曰經云乃至積云下至□□□□
 3 其意如何答曰乃至与下至其意是一經云
 4 乃至者從多向少之言也多者上尽一形也
 5 少者下至十声一声等也積云下至者下者
 6 对上之言也□□下者下至十声一声等也
 7 □□上者上尽一形也上下相對之文其例
 8 惟多□□宿命通願云設我得仏國中人天

(31オ)

1 不識宿命下至不知百千億那由他諸劫事
 2 者不取正覺如是五神通及以光明壽命等
 3 願中一一□置下至之言是則從多至少以
 4 下对上之義也□□例上八種之願今此願
 5 □乃至者即是下至也是故今善導所引□
 6 積下至之言其意不相違但□□善導与
 7 諸師其意不同諸師之積別云十念往生願
 8 善導独総云念仏往生願□□□□□□□□

30ウ1 「故」、『大經釈』「亦依此意念声是一当」9字に作り、宝本も同じ。

30ウ2 「唱」下、龍本「訓」字有り、宝本も同じ。

30ウ2 「至」下、『大經釈』「乃下之義」4字有り、宝本も同じ。

30ウ6 「言」、『大經釈』「辞」に作り、宝本も同じ。

30ウ6 「也」下、『大經釈』「所言」2字有り、宝本も同じ。

30ウ7 「上」上、『大經釈』「所対」2字有り、宝本も同じ。

30ウ8 「惟多」、『大經釈』「非一旦如」4字に作り、宝本も同じ。

30ウ8 「人天」、往本「天人」に作り、宝本も同じ。

31オ3 「一一」下、『大經釈』「皆」字有り、宝本も同じ。

31オ4 「也」下、『大經釈』「方准」2字有り、宝本も同じ。

31オ5 「乃」上、『大經釈』「中」字有り、宝本も同じ。

31オ5 「引」下、『大經釈』「解」字有り、宝本も同じ。

31オ6 「不相違」、『大經釈』「冥經旨」に作り、宝本も同じ。

31オ6 「但」下、『大經釈』「解此願」3字有り、宝本も同じ。

31オ8 「善導独総云念仏往生願」、宝本27字に作り、『大經釈』「者若不满十即不得生善導之意総曰念仏往生願不限員数称念皆生」28字に作りて大同なり。但だ小異有りて、宝本「者」字無く、「曰」字を異字（禪主某亭之第三）に作るのみ。

(31ウ)

1 □□□□□□□□□□諸師別云十念往

2 生願者其意即不周也所以然者上捨一形

3 下捨一念之故也善導總言念仏往生願者

4 其意即□周也所以然者上取一形下取一

5 念之故也

三輩念仏往生之文

6 □□□□□□□□□□仏告阿難十方世界諸

7 天人民其有至心願生彼国凡有三輩其上輩

8 者捨家棄欲而作沙門発菩提心一向專念無

1 量寿仏修諸功德願生彼国此等衆生臨寿終

2 時無量寿仏与諸大衆現其人前即随彼仏往

3 生其国便於七宝華中自然化生住不退転智

4 慧勇猛神通自在是故阿難其有衆生欲於今

5 世見無量寿仏応発無上菩提之心修行功德

6 願生彼国

7 仏語阿難其中輩者十方世界諸天人民其有

(32オ)

31ウ2 「周」、宝本譌りて異字（从冂从口）に作る。

31ウ4 「即」下、『大経釈』「広」字有り、宝本も同じ。

31ウ7 「仏」上、宝本9字有り。『決疑鈔』云く、「〔仏告〕等者若准餘篇応云「無量寿経下云」と。宝本「無」字の上に2字（从言董聲、从木安聲）有り、「下」字の下に1字（从冂弄聲）有り。龍本「ツ、シンテ無量寿経ノ下卷ヲ案スルニイハク」有り。

(32ウ)

1 至心願生彼国雖不能行作沙門大修功德当
2 發無上菩提之心一向專念無量寿仏多少修
3 善奉持齋戒起立塔像飯食沙門懸繪燃燈散
4 華燒香以此廻向願生彼国其人臨終無量寿
5 仏化現其身光明相好具如真仏与諸大衆現
6 其人前即随化仏往生其国住不退轉功德智
7 慧次如上輩者也

8 仏告阿難其下輩者十方世界諸天人民其有

1 至心欲生彼国假使不能作諸功德当發無上
2 菩提之心一向專意乃至十念念無量寿仏願
3 生其国若聞深法歡喜信樂不生疑惑乃至一
4 念念於彼仏以至誠心願生其国此人臨終夢
5 見彼仏亦得往生功德智慧次如中輩者也
6 私問曰上輩文中念仏之外亦有捨家棄欲
7 等餘行中輩文中亦有起立塔像等餘行下
8 輩文中亦有菩提心等餘行何故唯云念仏

(33オ)

33オ3 「其」、宝本異字（从彳皮聲）に作る。

33オ5、宝本誤りて1格低書す。今改む。

(33ウ)

1 往生乎答曰善導和尚觀念法門云又此經
 2 下卷初云仏説一切衆生根性不同有上中
 3 下隨其根性仏皆勸專念無量壽仏名其人
 4 命欲終時仏与聖衆自来迎接尽得往生□□
 5 依此積意三輩共云念仏往生也問曰此積
 6 未遮前難何棄餘行唯云念仏乎答曰此有
 7 三意一為廢諸行歸於念仏而説諸行也二
 8 為助成念仏而説諸行三約念仏諸行二門

1 各為立三品而説諸行一為廢諸行歸於念
 2 仏而説諸行者准云善導觀經疏中上來雖
 3 説定散兩門之益望仏本願意在衆生一向
 4 專称弥陀仏名之積意且解之者上輩之中
 5 雖説菩提心等餘行望上本願意唯在衆生
 6 專称弥陀^名而本願中更無餘行三輩共依
 7 上本願故云一向專念無量壽仏也□一向
 8 者□对二向三向等之言也例如彼五竺有

(34オ)

33ウ4 「生」下、宝本夾注2字有り。龍本云く、「往生ヲエシム[□]」と。宝本夾注是れなり。

33ウ8 「行三」間、底本「也」字有り、宝本無し。今刪る。

34オ1 「行一」間、底本「也」字有り、宝本無し。今刪る。

34オ6 「名」、宝本異字（从人弗聲）に作る。

34オ7-同8 「一向者」、宝本5字に作り、3字の上に1字（从口辛聲）有り、下に1字（从大一）有り。龍本云く、「一向トイフハソレ」と。

(34ウ)

1 三種寺一者一向大乘寺此寺之中無学小
 2 乘二者一向小乘寺此寺之中無学大乘三
 3 者大小兼行寺此寺之中大小兼学故云兼
 4 行寺当知大小両寺有一向言兼行之寺無
 5 一向言今此經中一向亦然若念仏外亦加
 6 餘行即非一向若准寺者可云兼行既云一
 7 向不兼餘明矣既先雖說餘行後云一向專
 8 念明知廢諸行唯用念仏故云一向若不^然

(35オ)

1 者一向之言最以叵消歟二為助成念仏說
 2 此諸行者此亦有二意一以同類善根助成
 3 念仏二以異類善根助成念仏初同類助成
 4 者善導和尚觀經疏中拏五種助行助成念
 5 仏一行是也具如上正雜二行之中說□□
 6 □□□先就上輩而論正助者一向專念
 7 無量寿仏者是正行也亦是所助也捨家棄
 8 欲而作沙門發菩提心等者是助行也亦是

34ウ8 「然」、『大經釈』「爾」に作り、宝本も同じ。

35オ5 「説」下、往本「次異類助成者」6字有り、宝本も同じ。

(35ウ)

1 能助也謂往生之業念仏為本故為一向修
 2 念仏捨家棄欲而作沙門又發菩提心等也
 3 就中出家發心等者且指初出及以初發念
 4 仏是□□長時不退之行寧容妨碍念仏也
 5 中輩之中亦有起立塔像懸繪燃燈散華燒
 6 香等諸行是則念仏助成也其旨見往生要
 7 集謂助念方法中方處供具等是也下輩之
 8 中亦有發心亦有念仏助正之義准前可知

1 三約念仏諸行各為立三品而說諸行者先
 2 約念仏立三品者謂此三輩中通皆云一向
 3 專念無量壽仏是則約念仏門立其三品也
 4 故往生要集念仏証捩門云双卷經三輩之
 5 業雖有淺深然通皆云一向專念無量壽仏
 6 同感師次約諸行門立三品者謂此三輩中通
 7 皆有菩提心等諸行是則約諸行立其三品
 8 也故往生要集諸行往生門云双卷經三輩

(36オ)

35ウ4 「是」下、龍本「一期」2字有り、宝本も同じ。

36オ4 「卷」、山版「觀」に作り、宝本も同じ。

36オ8 「卷」、山版「觀」に作り、宝本も同じ。

(36ウ)

1 亦不出此^{上已}凡如此三義雖有不同共是所
2 以為一向念仏也初義即是為廢立而說謂
3 諸行為廢而說念仏為立而說次義即是為
4 助正而說謂為助念仏之正業而說諸行之
5 助業後義即是為傍正而說謂雖說念仏諸
6 行二門以念仏而為正以諸行而為傍故云
7 三輩通皆念仏也但此等三義殿最難知請
8 諸學者取捨在心今若依善導以初為正耳

1 問曰三輩之業皆云念仏其義可然但觀經
2 九品与寿經三輩本是開合異也若爾者何
3 寿經三輩之中皆云念仏至觀經九品上中
4 二品不說念仏至下品始說念仏也答曰此
5 有二義一如問端云双卷三輩觀經九品開
6 合異者以此応知九品之中皆可念念仏云
7 何得知三輩之中皆有念念仏九品之中盡無
8 念念仏乎故往生要集云問念仏之行於九品

(37才)

(37ウ)

- 1 中是何品撰答若如説行理当上上如是隨
- 2 其勝劣応分九品然經所説九品行業是示
- 3 一端理実無量^{上已}故知念仏亦可通九品二
- 4 觀經之意初広説定散之行普逗衆機後廢
- 5 定散二善歸念仏一行所謂汝好持是語等
- 6 之文是也其義如下具述故知九品之行唯
- 7 在念仏矣

念仏利益之文

- 8 無量壽經下云仏語弥勒其有得聞彼仏名号
- 1 歡喜踊躍乃至一念当知此人為得大利^{則是}
- 2 具足無上功德
- 3 善導礼讚云其有得聞彼弥陀仏名号歡喜至
- 4 一念皆当得生彼
- 5 私問曰准上三輩文念仏之外拳菩提心等
- 6 功德何不歎彼等功德唯独讚念仏功德乎
- 7 答曰聖意難測定有深意且依善導一意而
- 8

(38才)

38才2 「則是」、宝本互倒す。

(38ウ)

1 謂之者原夫仏意正直雖欲說唯念仏之行
 2 隨機一往說菩提心等諸行分別三輩淺深
 3 不同然今於諸行者既捨而不歎置而不可
 4 論者也唯就念仏一行既選而讚歎思而容
 5 分別者也若約念仏分別三輩此有二意一
 6 隨觀念淺深而分別之二以念仏多少而分
 7 別之淺深者如上所引若如說行理当上上
 8 是也次多少者下輩文中既有十念乃至一

(39オ)

1 念数上中兩輩准此隨增觀念法門云日別
 2 念仏一万遍亦須依時礼讚浄土莊嚴大須
 3 精進或得三万六十万者皆是上品上生
 4 人当知三万已上是上品上生業三万已去
 5 上品已下業既隨念数多少分別品位是明
 6 矣今此言一念者是指上念仏願成就之中
 7 所言一念与下輩之中所明一念也願成就
 8 文中雖云一念未說功德大利又下輩文中

39オ4-同5「去上」間、底本「是」字有り、宝本無し。今刪る。

(39ウ)

1 雖云一念亦不說功德大利至此一念說為
 2 大利歎為無上当知是指上一念也此大利
 3 者是对小利之言也然則以菩提心等諸行
 4 而為小利以乃至一念而為大利也又無上
 5 功德者是对有上之言也以餘行而為有上
 6 以念仏而為無上也既以一念為一無上当
 7 以十念為十無上又以百念為百無上又以
 8 千念為千無上如是展轉從少至多念仏恒

1 沙無上功德復応恒沙如是応知然者諸願
 2 求往生之人何廢無上大利念仏強修有上
 3 小利餘行乎

末法万年後餘行悉滅特留念仏之文

5 無量寿經下卷云当來之世經道滅尽我以慈
 6 悲哀愍特留此經止住百歲其有衆生值此經
 7 者随意所願皆可得度

8 私問曰經唯云特留此經止住百歲全不云

(40オ)

39ウ6-同7「当以」間、底本「知」字有り、宝本無し。今刪る。

40オ4「特」、宝本譌りて異字（从日寺聲）に作る。

(40ウ)

1 特留念仏止住百歲然今何云特留念仏哉
2 答曰此經所詮全在念仏其旨見前不能再
3 出善導懷感惠心等意亦復如是然則此經
4 止住者即念仏止住也所以然者此經雖有
5 菩提心之言未說菩提心之行相又雖有持
6 戒之言未說持戒之行相而說菩提心行相
7 者広在菩提心經等彼經先滅菩提心之行
8 何因修之又說持戒行相者広在大小戒律

1 彼戒律先滅持戒之行何因修之自餘諸行
2 准之応知故善導和尚往生礼讚积此文云
3 万年三宝滅此經住百年爾時間一念皆当
4 得生彼又积此文略有四意一者聖道浄土
5 二教住滅前後二者十方西方二教住滅前
6 後三者兜率西方二教住滅前後四者念仏
7 諸行二行住滅前後也一聖道浄土二教住
8 滅前後者謂聖道門諸經先滅故云経道滅

(41才)

(41ウ)

- 1 尽浄土門此經特留故云止住百歲也当知
- 2 聖道機縁淺薄浄土機縁深厚也二十方西
- 3 方二教住滅前後者謂十方浄土往生諸教
- 4 先滅故云經道滅尽西方浄土往生此經特
- 5 留故云止住百歲也当知十方浄土機縁淺
- 6 薄西方浄土機縁深厚也三兜率西方二教
- 7 住滅前後者謂上生心地等上生兜率諸教
- 8 先滅故云經道滅尽往生西方此經特留故

- 1 云止住百歲也当知兜率雖近縁淺極樂雖
- 2 遠縁深也四念仏諸行二行住滅前後者諸
- 3 行往生諸教先滅故云經道滅尽念仏往生
- 4 此經特留故云止住百歲也当知諸行往生
- 5 機縁最淺念仏往生機縁甚深也加之諸行
- 6 往生縁少念仏往生縁多又諸行往生近局
- 7 末法万年之時念仏往生遠霑法滅百歲之
- 8 代也問曰既云我以慈悲哀愍特留此經止

(42才)

(42ウ)

1 住百歲若爾者積尊以慈悲而留經教何經
2 何教而不留也而何不留餘經唯留此經乎
3 答曰縱雖留何經別指一經者亦不避此難
4 但特留此經有其深意歟若依善導和尚意
5 者此經之中已說弥陀如来念仏往生本願
6 積迦慈悲為留念仏殊留此經餘經之中未
7 說弥陀如来念仏往生本願故積尊慈悲以
8 而不留之也凡四十八願皆雖本願殊以念

1 仏為往生規故善導積云弘誓多門四十八
2 偏標念仏最為親人能念仏還念專心想
3 仏上已知人故知四十八願之中既以念仏
4 往生之願而為本願中之王也是以積迦慈
5 悲特以此經止住百歲也例如彼觀無量壽
6 經中不付属定散之行唯孤付属念仏之行
7 是即順彼仏願之故付属念仏一行也問曰
8 百歲之間可留念仏其理可然此念仏行唯

(43才)

(43ウ)

1 為被彼時機將為通於正像末之機也答曰
2 広可通於正像末法拵後勸今其義応知

3 弥陀光明不照餘行者唯攝取念佛行者之
4 文

5 觀無量寿經云無量寿仏有八万四千相一一
6 相各有八万四千随形好一一好復有八万四
7 千光明一一光明遍照十方世界念佛衆生撰
8 取不捨同經疏云從無量寿仏下至攝取不捨

1 已来正明觀身別相光益有縁即有其五一明
2 相多少二明好多少三明光多少四明光照遠
3 近五明光所及処偏蒙撰益問曰備修衆行但
4 能廻向皆得往生何以仏光普照唯撰念佛者
5 有何意也答曰此有三義一明親縁衆生起行
6 口常称念佛即聞之身常礼敬念佛即見之心
7 常念佛即知之衆生憶念佛者亦憶念衆
8 生彼此三業不相捨離故名親縁也二明近縁

(44オ)

43ウ1 「末之」間、底本「法」字有り、宝本無し。今刪る。

43ウ8 「捨同」間、底本改行有り、宝本無し。今刪る。

(44ウ)

- 1 衆生願見仏即念現在目前故名近縁也
- 2 三明増上縁衆生称念即除多劫罪命欲終時
- 3 仏与聖衆自来迎接諸邪業繫無能碍者故名
- 4 増上縁也自餘衆行雖名是善若比念仏者全
- 5 非比較也是故諸經中处处広讚念仏功能如
- 6 無量寿經四十八願中唯明專念弥陀名号得
- 7 生又如弥陀經中一日七日專念弥陀名号得
- 8 生又十方恒沙諸仏証誠不虛也又此經定散

- 1 文中唯標專念名号得生此例非一也広顯念
- 2 仏三昧竟

- 3 觀念法門云又如前身相等光一一遍照十方
- 4 世界但有專念阿弥陀仏衆生彼仏心光常照
- 5 是人撰護不捨總不論照撰餘雜業行者

- 6 私問曰仏光明唯照念仏者不照餘行者有
- 7 何意乎答曰解有二義一者親縁等三義如
- 8 文二者本願義謂餘行非本願故不照撰之

(45才)

(45ウ)

1 念仏是本願故照撰之故善導和尚六時礼
 2 讚云弥陀身色如金山相好光明照十方唯
 3 有念仏蒙光接当知本願最為強^{上已}又所引
 4 文中言自餘衆善雖名是善若比念仏者全
 5 非比較也者意云是約淨土門諸行而所比
 6 論也念仏是既二百一十億中所選取妙行
 7 也諸行是既二百一十億中所選捨麁行也
 8 故云全非比較也念仏是本願行諸行是非

本願故云全非比較也

1 2 3 4 5 6 7 8

(46オ)

45ウ8「也念」間、底本「又」字有り、宝本無し。今刪る。

付記 本稿は、科学研究費助成事業（基盤研究C、課題番号「22K00114」）による研究成果の一部である。

三宝寺本『選択本願念仏集』と広本

森 新之介

緒言

院政後期に浄土宗を立てた法然房源空（長承二年〔1133〕～建暦二年〔1212〕）は建久九年（1198）、九条兼実の懇請に応じて主著『選択本願念仏集』（以下、『選択集』と略す）を撰述した。本稿では、学界未知の古写本である三宝寺旧蔵『選択集』（以下、『三宝寺本』と称す）を紹介するとともに、これを利用して広本（後述）について考察したい。

第一項 三宝寺本略解題

三宝寺本は、付属品の値札によれば、東京神田末広町の集古書房が古書籍展覧会に二円五十銭で出品し、徳富蘇峰が購入したものだといふ。裏表紙見返しに、大正五年（1916）十月廿五日付の鉛筆書きと同月廿七日付の蘇峰識語がある。恐らく蘇峰は、廿五日に入手してその成實堂文庫に収蔵し、二日後の廿七日に識語を書いたのであろう。

同本を、昭和七年（1932）の蘇峰先生古稀祝賀記念刊行会編（長沢規矩也・川瀬一馬解題）『成實堂善本書目』（民友社。以下、『旧書目』と称す）と四十二年の『国書総目録』第五卷（岩波書店）、そして平成四年（1992）の川瀬一馬編『新修成實堂文庫善本書目』（石川文化事業財団お茶の水図書館。以下、『新書目』と称す）はそれぞれ次の如く著録している。なお『国書総目録』の所謂「茶図」は、蘇峰から成實堂文庫を一括購入した石川武美の創設した、お茶の水図書館（現在の石川武美記念図書館）の略称である。

選択本願念仏集 二卷 釈源空撰 一冊

三宝寺本『選択本願念仏集』と広本

室町初期写本。八行十八字両面書写。「金映山三宝寺」印記あり。

〔旧書目〕、一〇九頁

選択本願念仏集（…）茶図成實（室町初期写二卷一冊）

〔国書総目録〕、二二七頁

選択本願念仏集 二卷 一冊

室町末期写。美濃小本。每半葉八行付訓書写。卷首に「金映山三宝寺」黒印記あり。褐色古表紙補添。卷末に蘇峰手識あり。三宝寺は京都花園村鳴滝、正保年中日護上人開基、上人造仏像有名の由を記す。

〔新書目〕、三〇八頁

三宝寺本はこれら三書目以外で言及されていないらしく、学界未知と言つてよいであろう。

鎌倉初期に成立して草稿本である廬山寺本なども現存している『選択集』の伝本として、室町時代書写の三宝寺本は最古級でないが、黙過されるべきほどに新しいものでない。殊に写本としては、廬山寺本と往生院本、禿庵文庫本に次いで古い。これまで三宝寺本が全く注目されずにきた理由としては、同本を現蔵する成實堂文庫が浄土学研究者によって殆ど利用されていないことや、同本が浄土宗や真宗でなく日蓮宗の寺院に襲蔵されていたことなどが考えられる。三書目の解題と幾らか重複することになるものの、稿者が実見調査によって得た三宝寺本の書誌などを整理すれば次の如し。

一、蔵者：金映山三宝寺旧蔵、石川武美記念図書館成實堂文庫現蔵。

一、員数：一巻一冊（本末合冊）。

一、法量：天地二四・〇糎、左右一七・〇糎。

一、装幀：四針眼線装。ただし、片面書写袋綴でなく両面書写。褐色の古く細い綴じ糸は断裂しており、白色の新しくやや太い綴じ糸で補綴されている。

一、表紙：表裏ともに褐色古表紙。表表紙の右上に楷体墨書「縁」あり、中央に草体朱書「尊」あり、これら二字は江戸時代のものか。楷体墨書「縁」の右上に細く微かに墨書一字あり、判読困難ながらやはり「縁」らしく見え、これはより古いものか。裏表紙の右下に天地逆転した墨書「決疑抄直牒」が微かに見える。『決疑鈔直牒』を解体し、表紙の表裏と天地を逆転させて再利用したのであろう。裏表紙の中央にも朱書一字あり、これを天地逆転させたものが表表紙の草体朱書「尊」のように見えるが、朱色が薄れており判読困難。

一、紙数：九十八丁（本四十六丁、末五十二丁）、丁付なし。

一、題号：外題なし。首題「選択本願念仏集^本」（二オ）、同「選択本願念仏集^末」（四七オ）、尾題「選択本願念仏集」（九八オ）、小口題「浄土選択集上下」あり。

一、本文：無辺無界。半丁八行、一行十八字（稀に十七字や十九字、廿字の行あり）。本文すべて一筆。墨筆の付訓や訓点もまた多く書写者によるもの、僅かにある朱点も同じか。ただし、やや太く荒い異筆の書き入れも僅かにあり。

一、状態：完存。虫損あるも、判別不能の文字なし。

一、印記：双郭豎二行陰陽刻朱印記「徳富氏珍蔵記」（一オ右下。『新書目』天然色口絵一頁所載『秘府略』巻第八百六十四巻首書影参照）、双郭豎二行陽刻墨印記「金映山式寶寺」（二オ右下、四七オ右下）あり。

一、奥書：なし。

一、識語：裏表紙見返しに、旧蔵者の蘇峰による大正五年（1916）十月廿七日付のものあり。『新書目』の言う如く、三宝寺の所在が京都鳴滝であることや、同寺開山の日護が造像で著名であることを書き記す。

なお三宝寺本は、印記が第一丁表の首題「選択本願念仏集^本」の下だけでなく、第四十七丁表の首題「選択本願念仏集^末」の下にも捺されている。表表紙見返しと第一丁、そして第四十六丁と第四十七丁では虫損の位置が大きく異なり、第一丁は地の喉にやや角潰れがあるが表表紙見返しは地の喉にそれが無い。しかも喉の余白が非常に狭く、第七十八丁表第一行右傍の小書一字などは読み難くなっている。恐らく原態は粘葉装二帖本であり、寛永六年（1629）建立

の三宝寺⁽²⁾への移蔵後に二帖それぞれに捺印され、後に線装一冊本に改められたのであろう⁽³⁾。

第二項 三宝寺本の員数

前項所掲の三書目はすべて三宝寺本を二巻一冊としている。「選択本願念仏集^本」（二オ）と「選択本願念仏集^末」（四七オ）という二つの首題があるからであるが、同本を本末二巻と数えることは誤りだと言つてよい。

源空死没前々月の建暦元年（1211）十一月付で弟子の平基親が作った「新雕選択本願念仏集序」⁽⁴⁾法然院蔵『選択集』延応版表表紙見返し所載）は、「空上人有⁽⁵⁾一軸文集之書、号⁽⁶⁾「選択本願念仏集」⁽⁷⁾としており、当時の『選択集』が一巻本であったことは疑いない。嘉禎三年（1237）成立の正信房湛空『四巻伝』こと『伝法絵流通』巻第二も、画中詞で「権律師⁽⁸⁾隆寛小松殿⁽⁹⁾参向の時、上人御堂の後戸⁽¹⁰⁾出対給て、一巻の書を持て隆律師の胸間⁽¹¹⁾指入。依⁽¹²⁾月輪殿之仰⁽¹³⁾所撰『撰択集』也」（五二頁）とする。以後も、日蓮『守護国家論』（正嘉三年「1259」成立か）に「中昔有⁽¹⁴⁾邪智上人、為⁽¹⁵⁾末代愚人⁽¹⁶⁾破⁽¹⁷⁾一切宗義、造⁽¹⁸⁾『撰択集』一巻」（八九頁）とあり、浄土宗九品寺流祖の覚明房長西『浄土依憑経論章疏目録』集義録第四（嘉禄元年「1225」〜文永三年「66」成立）に「撰択念仏集⁽¹⁹⁾一巻、同⁽²⁰⁾「黒谷上人」⁽²¹⁾引用者註」（二一オ）とあるなど、概ね鎌倉時代において『撰択集』は一巻と数えられていた⁽²²⁾。

しかし、鎌倉末期に西山流本山派祖の康空示導が流祖の善恵房証空に仮託して偽作したらしい『撰択密要決』⁽²³⁾巻第五「静以善導観経疏者已下事」は、源信『往生要集』と源空『撰択集』について「往生要集」三巻、各分⁽²⁴⁾本末二六帖。『撰択本願念仏集』一巻、分⁽²⁵⁾本末二巻。已上八巻、是云⁽²⁶⁾「浄土本疏」⁽²⁷⁾（二七オ）としており、当時『撰択集』一巻は本末に分けて二巻と数えるようになっていたようである。南北朝時代の康永三年（1344）、日蓮宗の浄行院日祐『本尊聖教録』第十七箱「大徳要文等」は「撰択」上下二⁽²⁸⁾「帖」⁽²⁹⁾引用者註⁽³⁰⁾と著録した。ただし、十八年後の康安二年（1362）、大谷流の存覚光玄『浄典目録』は「撰択集」一巻⁽³¹⁾（本末二帖）黒谷先徳御作⁽³²⁾源空上人⁽³³⁾と著録しており、『撰択集』は本末に分帖されているものの一巻だと理解していたらしい。

また、浄土宗白旗流の西誉聖聡『浄土三国仏祖伝集』巻下（応永廿三年「141

6) 成立は「第五祖本朝浄土宗元祖法然上人者、〔…〕製作〔…〕『選択集』二卷、〔…〕」(三三八頁)としており、当時は二巻説が主流になっていたのである。この問題について、聖聡の説を弟子の了暁慶善が記したらしい『直牒見聞』巻上に次の或問が見える。

問、「『選択』^ト者、本^一卷ノ文歟、又上人^{ヨリ}本末^二卷ニ分ル文歟」。答、本^ト一卷也。開^三印判^時、後^二部卷多^キ故^ニ為^ニ調卷^一、発^三刑木^次二分^レ之^ラ也。

(二オ)

『選択集』は本来一卷だったが、これを開版する時、紙数が多くなるため版本を起こした後で二分された、と。

最初の刊本である建暦二年(1212)版は亡佚しており、これが一帖本であったか二帖本であったかは知り得ない。しかし、その廿五年後に開版された延応元年(1237)版は現存しており、粘葉装二帖本である。『直牒見聞』の言う如く、建暦版か延応版によつて分帖されたのであろう。

延応版は毎半丁六行十七字詰めであり、十六章の前八章を収める本帖は第七十八丁裏の第六行で終わっており、空行がない。そして後八章を収める末帖は、首題などなく第九章の章題「念仏行者可^レ行^用四修法^之文」を第一丁表の第一行として始まる。想像するに、当初は前後八章ずつで二分しない十六章一帖本として雕版したが、そのまま一帖本として装幀すれば紙数が余りに多くなつてしまい不便だと考え、図らずも第八章が第七十八丁裏の末行で終わり次章が次丁表の初行から始まっていることを幸いとし、『直牒見聞』の言う如く前後八章ずつの二帖本として装幀した、ということは有り得よう。

このような本末二帖本の普及により、『選択集』は一卷でなく本末二巻だという誤解が生じたのであろう。そのため三宝寺本もまた、二巻一冊でなく一卷一冊とすべきである。

第三項 三宝寺本と広本

本稿で三宝寺本を紹介することにした最大の理由は、これが学界未知の古写本だということよりも、亡佚したとされてきた広本だということにある。

源空没後廿四年の嘉禎二年(1236)、遺弟の勢観房源智は『選択要決』第十決で、当時存在していた『選択集』の広略二本についてこう説明した。

三宝寺本『選択本願念仏集』と広本

問、「於^三流布本^一、有^二広略異^一。其相違有^二何故^一」。答、略者、即是高覽本也。然執筆弟子為^三初心学者^一、後加^三名目^一。問、「就^二異本^一、其意別耶」。答、雖^レ無^二幾別^一、非^レ無^二少異^一。所詮不^レ可^レ如^二高覽本^一。(一五オ)

略本は兼実の高覧に供したもので、広本は執筆の弟子が初心学者のために名目を加えたものだ。二本は大同小異だが、高覧本こそが善本だ、と。

広本は鎌倉時代に広く流布したらしく、鎮西流の然阿良忠なども引用している。しかし徐々に読まれなくなつていき、何時からか亡佚したと考えられるようになった。江戸中期の元禄九年(1696)、同流の良照義山は開版した『選択集』の刊記で同書について稿刪正広の四本説を唱え、その「第四広本」について「不^レ行^三于世^一」とした。また江戸後期の寛政二年(1790)、真宗江州大津西栄寺の惟謙致敬が開版した『選択集』の付録「異本目次」も、「広本」について「不^レ伝」(原割註)としていた。

広本研究の画期となつたのは、大正二年(1913)の鷲尾教導「選択集広本に就て」(『六条学報』一三〇)による覚善本(龍谷大学図書館現蔵、請求記号「二一・一五四・四」、通称「存覚相伝本」「存覚本」)の紹介である。同本は延文元年(1356)に存覚から相伝したとの覚善識語がある延べ書き本で、原六帖だったに違いないが本上中下と末上の四帖のみが残存する零本である。その和訳された本文は流布本と異なり広本佚文と符合するため、広本の延べ書き本だと考えられている。

この覚善本は貴重な史料であるが、少なくとも四つの問題がある。第一に、前四帖前九章のみが残存し後二帖後七章が残欠している。第二に、漢文が和文に延べ書きされている。第三に、親鸞流に訓読されている。そして第四に、「観経疏」を「観経義」に作り、「現在世成仏」の「世」を脱するなど、一部の語彙が親鸞流に改変されている。そのため、覚善本によつて広本の旧貌を復元することは難しく、紹介者の鷲尾も同稿で「『広本』の真を伝へるに多少の遺憾はある」(三四頁)と惜しんでいた。

覚善本の紹介後も、広本研究はさほど進まなかった。それは同本が閲覧困難だっただけでなく、零本であり悪本であり、しかも和訳されているため広本そのものと称し難い、という史料の制約が依然として大きかったからであろう。紹介から九年後の大正十一年、藤堂祐範は「広本は早く其伝を失ひ、後世之を

見ること能はざるに至れり⁽⁹⁾と述べ、近くは平成廿三年(2011)、安達俊英が「広本」そのものは現存しない⁽¹⁰⁾と解説していた。

稿者はこれまで、平成廿七年の論文で広本に論及して以来、広本への関心を維持してきた。また数年来、春本龍彬や井上慶淳、下端啓介が広本などについて研究し、論文を発表している⁽¹⁾。ただし、一昨年に井上が「現存唯一の広本と考えられているのが、〔…〕存覚本である。〔…〕このほかには広本と考えられる写本が現存しない」と述べたように、これら直近の研究でも広本は亡佚したとされてきたため実見できず、稿者たちは不十分な佚文などに依拠するしかなかった。

本稿で紹介する三宝寺本は、亡佚したと久しく考えられてきた広本の足本である。その本文が、後述の例外を除いて広本の佚文と一致するため、そう断言できる。

なお、三宝寺本には僅かながら異文註記があり、それもまた貴重である。例えば、略本が「准_レ上_レ思_レ之」(延応版本帖五才)に作る第一章私釈の四字について、一方で良忠『選択伝弘決疑鈔』巻第一「私云窃計等事」(建長六年「1254」)弘安十年「87」成立。以下、『決疑鈔』と略す)は「広本云、「准_レ大_レ思_レ之」(三七才)とし、他方で西山流深草派の善偉堯恵『選択私集鈔』巻第一「次小乗者摠是経律論等事」(至徳四年「1387」前後成立。以下、『私集鈔』と略す)は「広本云、「准_レ大_レ思_レ小」(二〇才)としている。このように二つの広本佚文四字は、同じく第二字を「大」に作るものの、第四字を「之」に作るか「小」に作るかで異なっている。三宝寺本での当該四字(三ウ_レ四才)は『私集鈔』所引佚文と一致し、その第四字の右傍に異文註記二字が小書されており、『決疑鈔』所引佚文と一致する異本もあつたらしい。この異文註記は三宝寺本の書写者が異本を実見して施したのか、そもそも親本に施されていたものを転写しただけなのかは明らかでないが、何れにせよ広本の伝本にも複数の系統があつたことを裏付けられる。

第四項 伝正中版と広本

三宝寺本には奥書がなく、親本について明記されていない。しかしその親本は、五島美術館大東急記念文庫に末帖のみが現蔵される零本の伝正中版(函架

番号「二五・六一・一〇八一」か、同版に極めて近い本であつたに違いない。三宝寺本との関係については次項で考証することとし、本項では伝正中版とその広本との関係について略述する。

伝正中版は無刊記本であり、末帖の裏表紙見返しに見える次の正中二年(1325)刊記は後補されたものである。

正中二年十月 日

比丘了延 刻

大正十一年(1922)に同本を紹介した藤堂は、「此の刊記は本文の書体の如く優秀ならず、又墨色粗悪なり」とし、また金勝山浄嚴院蔵の古刊本『阿弥陀経』にも同一の後補刊記があることを指摘して、「考ふるに、比丘了延は「正中二年十月 日比丘了延 刻」の印判を所持し居りて、在来の諸本に捺印せしものと想像せらる、〔…〕然らば此の版本は正中二年以前の出版と見るべきなり」と述べた⁽¹³⁾。そのため、本稿ではこれを「伝正中版」と称する。

そして藤堂は、斯くも述べた。

此の版は各種の版本中最も特徴を備へたるものにして、他本には下冊に首題なきに、此の本には之を置き。又他本は第九四修章より下冊とせるに此の本のみは第八三心章より下冊とせり。又他本は皆普通の写経と同様一行十七字詰なるに、此の本に限り十八字詰となれり。又〔…〕異点頗る多し。〔…〕又斯版の特徴として三心章より末として分冊せることは、他版に見ざる処にして、唯だ龍谷大学所蔵の延書広本〔覚善本…引用者註〕独りこの特徴あり。大に研究の価値あるものなり⁽¹⁴⁾。

後に仏教大学総合研究所「法然浄土教の総合的研究」研究班が伝正中版を影印すると、その解題で兼岩和広も同版と広本との関係について斯く述べた。

正中年間の刊記を記す『選択集』は「第八三心章」より後を末巻として印行されているのである。「第八章」より後を末巻とする形態を持つものは

他に仮名書き写本『選択集』(龍谷大学蔵、存覚相伝本)が現存しているが、

この写本は「広本」として扱われているものであり、現にその本文中には他本に見られない多くの補文が記されているのである。〔…〕この正中版の前半部分(本巻)には現存「広本」の如きの文章の増補が見られた可能性は十分に考えられる所である。〔…〕この正中版の研究次第では『選択集』

研究史上、全く新たな見解を見出すことができると考えられ、大いに研究の価値のある重要資料である。¹⁵⁾

これら藤堂と兼岩の提言以後も、伝正中版と広本との関係についてはさほど注意されずにきた。それは恐らく、伝正中版に寿観二経説示前後論（以下、二経前後論）と略す）が見えないからであつたらう。

二経前後論とは、草稿本の廬山寺本『選択集』第十二章の私釈で展開された、釈迦が『無量寿経』と『観無量寿経』の二経を説示した順序についての議論である。廬山寺本でこの五百数十字は野で囲まれ見せ消ちされており、延応版や往生院本などの略本諸本には存在しない。しかし、良忠『浄土宗要集』巻第五第廿三「三経説時前後如何」（弘安五年「1282」～同九年「86」成立か）は「広選択」云（二三ウ）として、廬山寺本とほぼ同文の二経前後論を引用している。そのため先行研究は、広本の第十二章私釈にも二経前後論があるに違いなく、同論のない伝正中版は広本でないと考えてきたのであろう。

ただし次の如く、第十六章私釈の諸本が「弥陀」に作る二箇所を伝正中版は「釈迦」に作る。

就中毎夜夢中有僧、指授玄義。僧者恐是弥陀、応現。爾者可謂、此疏是弥陀、伝説。何況大唐相伝云、「善導是弥陀化身也」。

（延応版末帖五〇ウ～一オ）

就中毎夜夢中有僧、指授玄義。僧者恐是釈迦、応現。爾者可謂、此疏者是釈迦伝説。或復大唐相伝云、「善導是弥陀化身也」。（伝正中版六七オ～ウ）¹⁶⁾
そして春本が指摘したように、鎮西流白旗派の了誉聖問『伝通記糅鈔』巻第四十八「本曰窃以（乃至）経法而已等事」（応永二年「1395」成立）は良忠『観経散善義伝通記』巻第三の「常有二僧」等者、『選択集』云、「僧者恐是弥陀、応現也」（三九ウ）を釈して、「今順『選択集』義、故云「弥陀」一、若依「広本」¹⁷⁾「釈迦」二（四三オ）としており、『選択集』の「僧者恐是弥陀、応現」の「弥陀」を広本は「釈迦」に作るという。そのため、伝正中版には広本の佚文と一致する箇所もある。

第五項 三宝寺本と伝正中版

三宝寺本の親本が伝正中版かそれに極めて近い本だったと考えるべき理由

三宝寺本『選択本願念仏集』と広本

は、大別して少なくとも五つある。

第一に、伝正中版は半丁六行で三宝寺本は半丁八行であり行詰めが異なるもの、ともに概ね毎行十八字であり字詰めが同じである。しかも三宝寺本が十八字詰めであるのは偶然でなく、親本もまたそうだったからだと考えられる。例えば、私釈であるため一格低書されている三宝寺本の第七丁表の文字配列を千字文で示せば、次の如くである。

天地玄黄宇宙洪荒日月盈昃辰宿列张寒
来暑往秋収冬藏閏餘成歲律召調陽雲騰
致雨露結為霜金生麗水玉出崑岡劍号巨
闕珠称夜光果珍李奈菜重芥薑海鹹河 淡淡
鱗潜羽翔龍師火帝鳥官人皇始制文字乃
服衣裳推位讓国有虞陶唐弔民伐罪周發
殷湯坐朝問道垂拱平章愛育黎首臣伏戎
羌遐邇壹体率寶婦王鳴鳳在樹白駒食場

注意すべきは、第四行の脱字（芥）が小圈点と右傍小書によって補われていることと、同行の末字（淡）が二格に跨りやや縦長にして書写されていることである。書写者は、同行第十六字（河）を書写した直後に第十二字（芥）を脱していたことを察し、第十一字（重）の下に小圈点を施し右傍に小書して脱字を補ったに違いない。では何故、書写者は同行末の二格に二字（淡鱗）を書写せず敢えて一字（淡）だけを書写し、次の字（鱗）を同行末でなく次行頭に書写したのか。これは恐らく、親本が十八字詰めではぼ一定していたため、書写時にこれを踏襲しようとしたのであろう。

十七字詰めであれ十八字詰めであれ、親本の字詰めがほぼ一定していれば、これを踏襲することによって脱字を自ら察することが容易になる。三宝寺本は第七丁表第四行以外でも、第十五丁裏第五行や第七十八丁表第一行で、脱字を小圈点と右傍小書によって補い行末の一字を二格に跨らせている。また第七十七丁表の一格低書された私釈では、第六行を行末まで書写した直後に誤って二字を衍してしまったことを察したらしく、その二字（第十一、第十二字）を見せ消し、次の第七行では字間を詰めて二字多い十九字を書写して配字の過多を解消している。これらのことは、その親本が原則として十八字詰めであったこ

とを暗示していよう。

第二に、伝正中版には多くの特徴があり、それらは三宝寺本と概ね一致する。例えば、前述の如く延応版などは十六章を第八章までと第九章からで二分しているが、伝正中版は第八章からを末帖とし、しかも第二丁表は同章の章題「念仏行者必可具足三心之文」の前に低書なしの首題があつて、

選択本願念仏集^末

念仏行者必可具足三心之文

となつている。三宝寺本もこれと同じである(四七オ)。

第三に、伝正中版には特異な字句があり、それらが三宝寺本と一致する⁽¹⁸⁾。例えば、前項で紹介した伝正中版が「弥陀」でなく「釈迦」に作る箇所も、三宝寺本は同じく作っている。

第四に、伝正中版と三宝寺本では形譌字の一致が多く見える。最も顕著な例として、第八章所引の善導『観経疏』巻第四散善義に「若有後仏出世、豈可改前十善令行十惡也」という一文があり、この「改」を延応版(末帖六七オ)などは正しく作り、伝正中版は譌つて「政」に作る(八ウ)。三宝寺本もこれと同じ形譌字に作り、その左傍に親本もまた此くの如しという意味の四字を小書している(五三オ)。それ以外にも、伝正中版は「須臾」(延応版本帖七三オ)を譌つて「須更」(一四ウ)に作り、「瞋憎」(延応版本帖七三ウ)を譌つて「瞋増」(二五オ)に作り、「法常住経」(延応版本帖三二オ)を譌つて「法常注経」(四〇ウ)に作っており、三宝寺本もこれらと同じ形譌字に作っている(五七ウ、五八オ、七六ウ)。

そして第五に、伝正中版と三宝寺本では異体字の一致もまた多く見える。例えば、第九章「念仏行者可修行用四修法之文」は当然ながら四修への言及が多く、伝正中版では「修」と「脩」が次の如く混在している。

念仏行者可四行用修、法之文

善導往生礼讚云又勸行四修、法何者為四一
者恭敬修、所謂恭敬礼拜彼仏及彼一切聖衆

(二一〇オ)

等故名恭敬修、畢命為期誓不中止即是長時
修、三者无餘修、所謂專称彼仏名專念專想專
礼讚彼仏及一切聖衆等不雜餘業故名无餘

脩、畢命為期誓不中止即是長時脩、四者无間
脩、所謂相統恭敬礼拜称名讚歎憶念觀察廻
向發願心心相統不以餘業來間故名无間脩、
又不以貪嗔煩惱來間隨犯隨懺不隔念隔時
隔日常使清淨亦名无間修、畢命為期誓不中
止即長時修、
(二一〇ウ)

この章題と引文で、伝正中版が「修」に作る九箇所は三宝寺本も同じく作り、伝正中版が「脩」に作る三箇所は三宝寺本も同じく作っている(六一ウ、二オ)。また、伝正中版は「不隔念隔時隔日」の三つの「隔」の前者の右旁を「聶」の異体に作り、後二者の右旁を「鬲」の異体に作っており、三宝寺本もそれぞれ同じく作っている。

ただし、伝正中版が三宝寺本の親本だと推定することを妨げる箇所もある。第一に、三宝寺本は原則として十八字詰めであるが、字詰めが十九字以上の行や十七字の行も散見する(以下、それぞれ「長行」「短行」と称す)。他方、伝正中版は長行が四箇所八行(八ウ第二、第六行、一七ウ第三行、一三オ第二行、五一ウ第一行)にあるものの、短行はない。しかも、伝正中版の長行箇所が三宝寺本のそれと一致しない。

第二に、伝正中版は第十六章私釈の「静以」の前に改行がなく文が連続している(六七オ)が、三宝寺本では改行がある(九六ウ)。

三宝寺本の親本は、これらの不審もあるためたとえ伝正中版でないとしても、同版に極めて近い本だったことは動かないであろう。

第六項 広本の作者

第三項で見た如く、嘉禎二年(1236)に源智『選択要決』は、執筆の弟子が初心学者のために後に名目を加えて広本を作ったと述べた。

それから約五十年後の至徳四年(1387)前後、堯恵『私集鈔』巻第八「埋于壁底者」は「有『選択』広略二本」也。略本今本也、即高覧本也。広本、真観、房後日為『初心者』聊加『勸文』。広略二本中、縦有『参差事』、專可『依略本』者也(二四ウ)とし、初心者のために略本を増広して広本を作った者は源空高弟の真観房感西(仁平三年「1153」→正治二年「1200」)だとした。稿者も五

年前に旧稿¹⁹でそう考えたが、再考するに、『選択集』を執筆し後に広本を作った源空弟子とは感西でなく安楽房遵西（未詳）建永二年〔1207〕であろう。

『選択集』執筆の任を務めた弟子は、諸伝の記事や廬山寺本の筆跡によって、遵西と感西、証空の三人に比定されている²⁰。しかし鎌倉室町時代には、『選択集』を執筆した弟子は感西一人だけだという誤伝もあった。聖岡『決疑鈔直牒』巻第七「私問曰上輩文中等事下」〔応永三年〔1396〕成立〕が問題としたように、良忠も『決疑鈔』巻第三で執筆の弟子として感西の名だけを挙げていた。堯恵『私集鈔』が広本の作者を感西としたのは、執筆弟子は感西以外にいなかったという誤解によるものであろう。先行研究では唯一、約百年前に今岡達音が「予は後加名目の執筆人を以て安楽房と認むる者なり」と述べていたものの、その理由が「真観房は、〔…〕謙譲の人として上人〔源空〕引用者註の御説に加筆するが如き行動を敢てせざる人なればなり」というやや薄弱なものであった²¹ためか、以後の研究史では継承されなかった。

良忠が上総国周東の在阿のために撰述した『決答授手印疑問鈔』（康元二年〔1257〕成立）の序は、同書巻上所載のものと同姓阿性心「授手印決答見聞」所載のもの二つがあり、本稿では両者をそれぞれ「旧序」と「新序」と称する。新序によれば、旧序は良忠が在阿の談を聞いて作ったもので、新序は良忠が後に石川道遍の談を聞いて添削したものだ²²という。その新序は斯く伝える。

禪門〔道遍〕引用者註示云、「〔…〕。石垣住侶金光房、為所領沙汰之參鎌倉矣。付予〔道遍〕引用者註致訴訟之處、法然上人御門人安楽坊又下鎌倉矣。以『選択集』教化諸人之後、欲歸上都。予請云、「暫有逗留矣、蒙御教化者所望也」云。彼人云、「自非四五日延引者、難讀此集」。仍被誦誦之時、金光房為學者之間、亦請之為同聞衆、即領解并聞書等、同誦此人。〔…〕。」
（八五頁）

鎌倉に來た石垣の金光房は、自分道遍に託して訴訟していた。そして当時は、鎌倉の諸人を『選択集』により教化していた遵西が帰洛する直前だった。自分道遍が、もう暫く逗留して自分にも教化してほしいと請うたところ、遵西は、同書を講ずるためには帰洛を四、五日延引しなければならぬ、と答えた。そこで所要日数短縮の便法として、自分道遍は学者である金光房に請うて遵西の同書講誦に同座させ、その領解や聞書などを書かせた、と。なお、旧序にもほ

三宝寺本『選択本願念仏集』と広本

ぼ同文があるものの、そちらでは『選択集』という書名が出されていない。

建永二年（1207）に斬首された遵西はそれ以前のある時期²²、師匠源空の埋壁の誠に背き、鎌倉で『選択集』を講誦し諸人を教化していたらしい。同書を諸人に講誦していたのであれば、自ら書写して他人に与えることもあったろう。その書写時に説明を加えたり表現を整えたりして鎌倉周辺で成立した別系統の『選択集』が、広本だったと考えられる。

先行研究では、今岡が広本の延べ書き零本である覚善本の写本に依拠して、「案ずるに広本選択集の中、文句の増加多きは、第一章第二章の下是れなり、爾余の諸章は文句の加減極めて少くして」云々と述べていた。覚善本は善本でなく足本でもなかったため、残欠している後二帖後七章に不同が少ないとの今岡説は推測の域を出ないものであった。しかし、善本にして足本である三宝寺本によって、第三章以降に略本との不同が少くないことを確認できた。そして遵西は、廬山寺本の第一章から第三章の過半までを執筆していた。遵西の執筆した箇所と不同の多い箇所とが大きく重なることは、偶然とは考え難い。

結語

以上本論では、学界未知の広本である三宝寺本を紹介し、その親本などについて考察した。同本が極めて貴重な史料であることは疑いなく、今後の研究で活用されていくことを期待したい。

註

本稿で用いた史料の書誌は次の如し。引用では適宜字体と句読点を改め、訓点や傍点、傍記、括弧、頁数を付し、改行を省いた。

法然院藏延応版『選択集』、義山募刻版『選択集』：大正大学浄土宗宗典研究会編『選択集』諸本の研究資料編影印（文化書院）。『四卷伝』：法然上人絵伝集成（浄土宗）。『守護国家論』：昭和定本日蓮聖人遺文（総本山身延久遠寺）。『浄土依憑經論章疏目錄』：小山正文「寛永二十一年本『浄土依憑經論章疏目錄』」（『同朋大学論叢』六二、1990）。『選択密要決』（浄土三番箱）：西教寺正教藏蔵。『本尊聖教録』（祐師本尊聖教録）：中山法華経寺聖教殿所蔵日蓮聖人御真跡（法華経寺）。龍谷山本願寺蔵室町末期書写本『浄典目錄』：浄土真宗聖典全書（本願寺出版社）。『浄土三國仏祖伝集』、授手印決答見聞：正統浄土宗全書（山喜房仏書林）。『直牒見聞』：正保四年（1647）版。『選択要決』（請求記号「浄教寺二三」、永仁七年（1299）書写本『決疑鈔』（請求記号「〇九三・一

・二二七、寛永年間(1624~44)前後古活字版『観経散善義伝通記』(請求記号「〇九三・一・一三」)：仏教大学付属図書館蔵。『私集鈔』：享保元年(1716)版。『浄土宗要集』：慶安四年(1651)版。『伝通記採鈔』：明暦元年(1655)版。『黒谷上人語燈録』：黒谷上人語燈録写本集成(浄土宗)。

(1) 古写本『選択集』の書目としては、藤堂祐範編『選択集大観』(中外出版、1992)や同『選択集書誌』(『専修学報』三、1993)、同『浄土教稀観書目第三』(『専修学報』九、1994)などがある。これらの後二者は『旧書目』より後に刊行されたが、三宝寺本を著録していない。

(2) 三宝寺の建立年は、糸文守の中正院日護伝(寛永十八年「1641」成立)による。同伝は道友の文守が日護から許諾を得て生前に作ったものであり、信憑すべきである。日護と同伝については、宮崎英修『波木井南部氏事跡考』(『日蓮宗史研究』一)、孔官堂出版部、1950)参照。

(3) 古典籍の員数単位の帖と冊の異同については、今日の書誌学でも定説がないようであり、本稿では山本信吉の「料紙を糊で貼り合わせた本を「帖」といい、糸で綴った本を「冊」と呼ぶ」という理解(『古典籍が語る——書物の文化史——』、八木書店、2004、七九頁)に従う。帖は粘に通じて糊付けを意味し、冊は簡冊の類の糸綴じを意味すると理解すれば、意よく通ずる。

(4) なお、文永十一年(1274)成立の望西楼了惠編『黒谷上人語燈録』は、巻第四、第五にそれぞれ「選択本願念仏集本」「選択本願念仏集末」を収録していたらしい。これは、了惠が本末二帖本を一帖ずつ収録したのか、それとも一帖本を本末に二分して収録したのか不明。

(5) 『選択密要決』が示導により偽作されたいらしいことについては、吉良潤・稲田順学・加藤義諦『三十八巻鈔』は本山義開祖康空示導の著』(『深草教学』九、1989)参照。

(6) 『選択要決』の撰者や成立年については、拙稿『選択要決』撰者弁証』(『早稲田大学高等研究所紀要』一三、2021)参照。

(7) 覚善識語については、日下無倫『親鸞聖人見写の選択集及びその延書』(第二編第一章、初出1923)、平楽寺書店、1931、四二頁)参照。

(8) 「観経義」については、井上慶淳『選択集』広本の基礎的研究——存覚相伝本の位置づけについて——』(『龍谷大学大学院文学研究科紀要』四五、2023、一四〇六頁)参照。『浄典目録』にも『観経義』四卷(第二、三、四)と著録されている。

(9) 藤堂祐範『選択集之書史的研究』、『選択集大観』(前掲)、三ウ。

(10) 安達俊英『選択本願念仏集／選択集』、仏教大学総合研究所編『浄土教典籍目録』、仏教大学総合研究所、2011、三七五頁。

(11) 春本龍彬『廬山寺蔵『選択集』と他本の関係』(『本篇第三章、初出2021』、『選択集の成立と展開——廬山寺本を中心に——』、法蔵館、2024)や井上慶淳『選択集』広本の研究——略本との成立前後について——』(『印度学仏教学研究』七〇、一、2021)、下端啓介『法然『無量寿経』の「古層」の検討——「前」・「後」

の指示語に注目して——』(『仏教大学仏教学会紀要』二八、2023)など参照。

(12) 井上慶淳『選択集』広本の基礎的研究』(前掲)、一頁。

(13) 藤堂祐範『選択集之書史的研究』(前掲)、五ウ。ただし、稿者が伝正中版を實現したところ、本文と刊記で墨色の明らかな異なりは認め難かった。了延が願主となつて『選択集』や『阿弥陀経』を開版させ、それらの大尾に刊記を捺した、ということには有り得ないであろう。

藤堂は伝正中版の開版時期を、「選択集之書史的研究」では「所謂建武中興時代復古の気風起りし時」(五ウ)としていたが、八年後の『浄土教版の研究』(大東出版社、1930)では「鎌倉の中期もしくはそれ以前」(九七頁)とし、六年後の『選択集書誌』(前掲)では「正中以前鎌倉初期頃」(一四頁)とした。また近年、春本龍彬は伝正中版を鎌倉前期の建暦版に比定した(『廬山寺蔵『選択集』と他本の関係』(前掲)、三七六~七頁)。しかし、末帖に首題「選択本願念仏集末」を置いた伝正中版のような『選択集』が開版されたのは、鎌倉前中期でなく後期以降であろう(本論第二項参照)。

伝正中版には印記や識語がなく、江戸時代以前の来歴は不明である。ただし、西村兼文『古粹一覽』(明治十五年「1882」自跋)に正中二年十月日付比丘了延刊記のある『安楽集』と『選択集』が著録されている。西村は嘗て東寺校倉に入つて得た知見も用いて同書を編んだというため、あるいは伝正中版も東寺校倉に蔵されていたのかも知れない。同版が後に久原文庫や京都帝国大学古梓堂文庫を経て大東急記念文庫の蔵に帰したことについては、春本龍彬『廬山寺蔵『選択集』と他本の関係』(三七四頁)参照。

(14) 藤堂祐範『選択集之書史的研究』(前掲)、五ウ。

(15) 兼岩和広『正中版『選択本願念仏集』』、『法然浄土教の総合的研究』(『仏教大学総合研究所紀要』別冊、2002、二二五頁。なお本論前述の如く、伝正中版など『選択集』の本帖末帖を「本巻」「末巻」と称することは誤りであろう)。

(16) 春本龍彬『廬山寺蔵『選択集』と他本の関係』(前掲)、三二五頁。

(17) 広本が二箇所で「弥陀」でなく「釈迦」に作ることを、ただの誤りだろうと臆断すべきでない。弥陀の化身である善導の夢中に現れて玄義を指授した僧が弥陀の応現であれば、弥陀の応現が弥陀の化身に玄義を指授したという矛盾が生じてしまう。広本が二箇所で「弥陀」を「釈迦」に改めたのは、この矛盾を避けるためだったと考えられる。

なお、禿庵文庫蔵古写本の当該「弥陀」二箇所に傍記「尺迦」があることは、先行研究で指摘されている。そして、康楽寺旧蔵古刊本(大東急記念文庫現蔵、函架番号「三五・六三・一〇八八」と岩田淳慶旧蔵古刊本(龍谷大学図書館現蔵、請求記号「〇二一・一五一・二」)には「釈迦」などの傍記がより多く見える。今後の研究では、これら古刊本の書き入れにも注意していくべきであろう。

(18) 伝正中版の特異な字句の多くは、兼岩和広『正中版『選択本願念仏集』』(前掲)に出校されている。ただし、失校もある。

- (19) 拙稿『選択本願念仏集』と初期浄土宗——形見から初学書、そして付法書へ——、『仏教史学研究』六二・二、2020、後註二四。
- (20) 伊藤唯真は、二尊院蔵「七箇条制誡」の遵西自筆署名と廬山寺本『選択集』第一筆の筆跡を対照し、「第一筆は安楽房遵西であることは相伝の通りと認められる」と述べている（『選択本願念仏集』、浄土宗出版編『法然上人聚英』、浄土宗・浄土宗宗務庁、2015、三〇四頁）。また、第三筆が証空であることについては、上田良準『選択集』草稿本第三筆は西山上人証空（『西山学報』三二、1984）参照。
- (21) 今岡達音「広本選択集延書」（第一篇第一節、初出1921）、大正大学浄土学研究会編『今岡教授還暦記念論文集』（『浄土学』五・六、1933、一四五頁）。
- (22) 三田全信は、道遍と遵西、金光房が鎌倉で会った時期を正治元年（1199）前後と考証している（『住蓮・安楽について』「改訂篇第十章、初出1935」、『浄土宗史の諸研究』改訂増補、山喜房仏書林、1980「初版1959」、二九〇～一頁）。
- (23) 今岡達音「広本選択集延書」（前掲）、二四五頁。

付記

本稿は、科学研究費助成事業（基盤研究C、課題番号「三二K〇〇一一四」）による研究成果の一部である。三宝寺本の書誌情報の引用のため、現蔵者の石川武美記念図書館から翻刻掲載許可書を取得している。

追記

稿者は過日、遵西についても論じた論文を某誌に投稿した。もし同稿が査読を通過して年内に刊行されることになれば、その稿末に三宝寺本の巻首書影を掲載したいと考えている。

執筆者一覧 (掲載順)

石 卷 実 穂 ISHIMAKI, Miho	早稲田大学理工学術院 Faculty of Science and Engineering, Waseda University	専任講師 Assistant professor
新 井 剛 ARAI, Tsuyoshi	早稲田大学商学学術院 Faculty of Commerce, Waseda University	教授 Professor
石 川 知 子 ISHIKAWA, Tomoko	名古屋大学大学院国際開発研究科 Graduate School of International Development, Nagoya University	教授 Professor
エスカンド・ジェシ ESCANDE, Jessy	早稲田大学高等研究所 Waseda Institute for Advanced Study	講師 Assistant Professor
相 馬 拓 也 SOMA, Takuya	早稲田大学高等研究所 Waseda Institute for Advanced Study	招聘研究員 Adjunct Researcher
鄭 會 穎 CHENG, Tony	早稲田大学高等研究所 Waseda Institute for Advanced Study	准教授 Associate Professor
モリス・ジェームズ・ハリー MORRIS, James Harry	宇都宮大学国際学部 School of International Studies, Utsunomiya University	助教 Assistant Professor
ドゥドゥシ・ダミアン DUDUŚ, Damian	アダム・ミキエヴィチ大学新文献学部 Faculty of Modern Languages and Literatures, Adam Mickiewicz University	講師 Lecturer
森 新之介 MORI, Shin'nosuke	早稲田大学高等研究所 Waseda Institute for Advanced Study	招聘研究員 Adjunct Researcher

早稲田大学高等研究所紀要 第17号

2025年3月12日 発行

編集・発行 早稲田大学高等研究所
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1-21-1
TEL 03-5286-2460
FAX 03-5286-2470

編集委員 エスカンド ジェシ・及川雅斗・
太田英介・嶋川里澄・須藤龍真・
松尾梨沙・晏 子・楊 允晶

印刷 三美印刷株式会社

